

第2期

おおむら支え合いプラン

・大村市地域福祉計画 ・大村市地域福祉活動計画



向こう三軒両どなり
みんなつながり支え合い
いきいき安心おおむらづくり

令和3年3月
大 村 市
大村市社会福祉協議会

はじめに

本市は、多良山系や大村湾などの恵まれた自然環境に加え、長崎県の空の玄関口である長崎空港や長崎自動車道大村ＩＣ・木場スマートＩＣによる優れた交通網、新たな教育拠点である県立・市立一体型図書館及び市歴史資料館「ミライ on」などを有し、自然環境と都市機能が調和する中で、県央地域の中核的都市として着実に発展し、人口増加を続けてきました。

平成２３年３月には、平成２３年度から令和２年度を計画期間とする第１期の「おおむら支え合いプラン（大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画）」を策定し、「向こう三軒両どなり みんなつながり支え合い いきいき安心 おおむらづくり」の基本理念のもと、地域福祉を推進するための取組を進めてきました。

しかしながら、近年の少子高齢化や核家族化の進行、働き方やライフスタイルの変化などにより、隣近所の住民同士の付き合いの希薄化や町内会等の地域で活動する組織の担い手不足など、地域の支え合いの力が弱まりつつあります。

このような中、国は、平成 28 年 6 月に地域生活課題の解決を住民や団体、行政が連携して解決する「地域共生社会の実現」を、これからの地域福祉の基本コンセプトに掲げました。

第２期おおむら支え合いプランではこれまでの基本理念を継承しつつ、生活困窮者への支援の強化や成年後見制度の利用促進などを計画に反映し、地域共生社会の実現に向け取り組んでいくこととしています。

この計画策定にあたり、闊達なご議論をいただいた大村市地域福祉計画推進委員会の皆様をはじめ、市民アンケートや団体アンケートを通じてご意見をいただいた市民、関係団体の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後も計画の推進に対してご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和３年３月

大村市長 園田 裕史

少子高齢化が進む中、私たちの暮らす社会では、地域の支え合いの希薄化によるひきこもりなどの社会的孤立や、生活困窮者の増加、介護や権利擁護への不安など、さまざまな課題が表面化しております。

このような中、あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築など包括的な支援体制づくりが求められております。

大村市社会福祉協議会では、平成２３年度に大村市とともに第１期の「おおむら支え合いプラン（大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画）」を策定し、「向こう三軒両どなり みんなつながり支え合い いきいき安心おおむらづくり」を基本理念として、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

また、近年は、豪雨災害や地震などの自然災害も多発しており、令和２年７月の豪雨災害では、本市社協では初めての災害ボランティアセンターを設置して被災された方々の生活復旧に努めたところです。

今回の第２期「おおむら支え合いプラン」は、これまでの基本理念や施策を引き継ぐとともに、災害時の生活復旧など新たな課題にも対応する計画として策定いたしました。

これからも、当社会福祉協議会役職員一丸となって、住民の皆様をはじめ、行政、関係団体・事業所と連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和３年３月

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会会長 有川 晃治

目 次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

1	地域福祉計画・地域福祉活動計画について	1
1-1	計画の名称	1
1-2	策定の主旨	1
1-3	計画の位置づけ	2
1-4	社会福祉協議会と地域福祉活動計画	3
2	地域福祉を取り巻く国の動き	4
2-1	国の取組状況等	4
2-2	地域共生社会の実現に向けて	5
2-3	社会福祉法の改正	6

第2章 大村市の現状と課題

1	統計データで見る現状	7
2	第1期計画の取組と課題	13
3	市民アンケート調査結果	20
4	団体アンケート調査結果	27
5	大村市の地域福祉を取り巻く課題	33

第3章 第2期計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	35
2 基本目標と基本施策.....	36
3 計画の期間.....	37
4 地域福祉を推進するための圏域の考え方.....	38
5 計画の評価及び推進体制.....	39

第4章 地域福祉を推進するための取組

基本目標Ⅰ ふれあいを大切にする地域づくり.....	40
基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる地域づくり.....	50
基本目標Ⅲ 丸ごと受け止め解決につなげる体制づくり.....	61

第5章 資料編

1	計画の策定体制	67
1-1	策定体制	67
1-2	大村市地域福祉計画推進委員会委員名簿	68
1-3	大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱	69
1-4	大村市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿	71
1-5	大村市地域福祉計画庁内検討委員会設置要領	72
2	大村市の状況（統計データ）	74
3	地域の支え合いに関するアンケート結果詳細	88
4	地域での支え合い 団体アンケート結果詳細	99
5	計画策定経過	106
6	用語解説	107

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

1-1 計画の名称

本計画の名称は、前期計画の名称を引き継ぎ「第2期おおむら支え合いプラン」とし、地域住民一人ひとりの支え合いの意識づくりを目指します。

1-2 策定の主旨

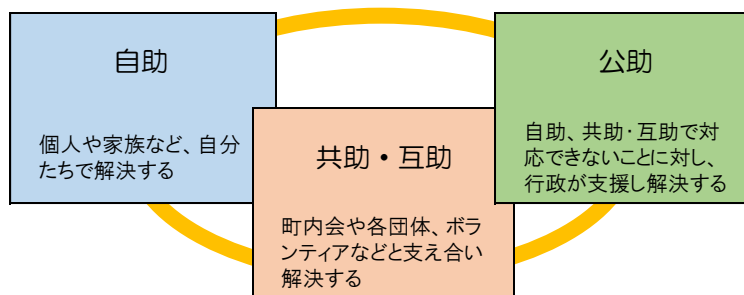
地域福祉とは、全ての人が住み慣れた地域で支え合い、地域全体で生活課題を発見し、解決していくことで、一人ひとりが地域の一員として生活を送れるような地域社会をつくることです。

しかしながら、少子高齢化、人口減少社会の到来により社会基盤が変化し、地域の支え合いの意識の希薄化によって地域から孤立する人や、「8050問題」、「ダブルケア問題」など複合的な問題を抱える人、生活困窮者の増加など、地域生活課題は複雑化・多様化しています。また、当事者自身が問題と認識しておらず、支援の必要性に気付かないケースも増えてきています。

支援を必要としている人やその家族が地域社会の中でいきいきとした生活を送るには、公的サービス（公助）のみではなく、地域でのふれあいや交流、助け合い（共助・互助）、健康づくり（自助）といった、住民と行政の協働による地域全体での支え合いを進める必要があります。

大村市では、平成23（2011）年度に「おおむら支え合いプラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定し、「向こう三軒両どなり みんなつながり支え合い いきいき安心おおむらづくり」の基本理念に基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。

この「おおむら支え合いプラン」の計画期間が令和2（2020）年度までとなっていることから、これまでの取組を継承するとともに、時代の変化に対応した取組を推進するため、「第2期おおむら支え合いプラン」を策定します。



第1章

地域福祉計画・地域福祉活動計画の 策定にあたって

1-3 計画の位置づけ

大村市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定する計画です。「大村市総合計画」を上位計画として位置づけ、本市の福祉分野の個別計画と整合性を図り、共通して取り組むべき事項を整理して策定しています。

なお、大村市社会福祉協議会との協働により、地域福祉を実践するためのアクションプランである「地域福祉活動計画」と一体的に策定しています。

また、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項の規定に基づく「成年後見制度利用促進計画」を盛り込んで策定しています。



◆社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

1-4 社会福祉協議会と地域福祉活動計画

(1) 社会福祉協議会について

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第 109 条に規定される地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、以下の事業を行っています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

大村市社会福祉協議会は、昭和 31（1956）年に設立され、住民一人ひとりの幸せづくりのため、地域に根ざした在宅福祉サービス、福祉教育、ボランティア活動、福祉施設の支援活動を行い、福祉文化の向上を目的とした様々な福祉活動を展開しています。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社協が策定する「行動・活動」計画です。住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画には、行政計画と民間活動計画という違いがありますが、公民協働による地域福祉の推進が共通の目的となっているため、第 1 期計画と同様に市と社協の協働により二つの計画を一体的に策定しています。

2 地域福祉を取り巻く国の動き

2-1 国の取組状況等

地域福祉に関する近年の国の主な動きは、以下のとおりです。

近年の国の主な動き

	概 要
平成26年 (2014年)	『災害対策基本法』施行 ・避難行動要支援者名簿の作成の義務
平成27年 (2015年)	『生活困窮者自立支援法』施行 ・自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給の義務
平成28年 (2016年)	『成年後見制度利用促進法』施行 ・成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画の策定(努力義務) 『再犯防止推進法』施行 ・地方再犯防止推進計画の策定(努力義務) 『自殺対策基本法』改正 ・自殺対策計画の策定(義務) 「ニッポン一億総活躍プラン」において、 地域共生社会の実現 が盛り込まれる 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
平成30年 (2018年)	『社会福祉法』改正 ・地域福祉推進の理念を規定 ・包括的な支援体制づくりに努めることを規定 ・地域福祉計画の充実(策定の努力義務、福祉分野の上位計画として位置づけ) 『生活困窮者自立支援法』改正 ・生活困窮者の自立支援の強化
令和元年 (2019年)	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」設置
令和2年 (2020年)	『社会福祉法』改正(令和3(2021)年4月1日施行予定) ・「重層的支援体制整備事業」を創設

2-2 地域共生社会の実現に向けて

平成 28（2016）年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」は、少子高齢化の問題に真正面から取り組み、一億総活躍社会を目指すための実行計画です。

その中で、国は社会保障に対する具体的な取組の一つとして、『地域共生社会の実現』を基本コンセプトに掲げました。

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。

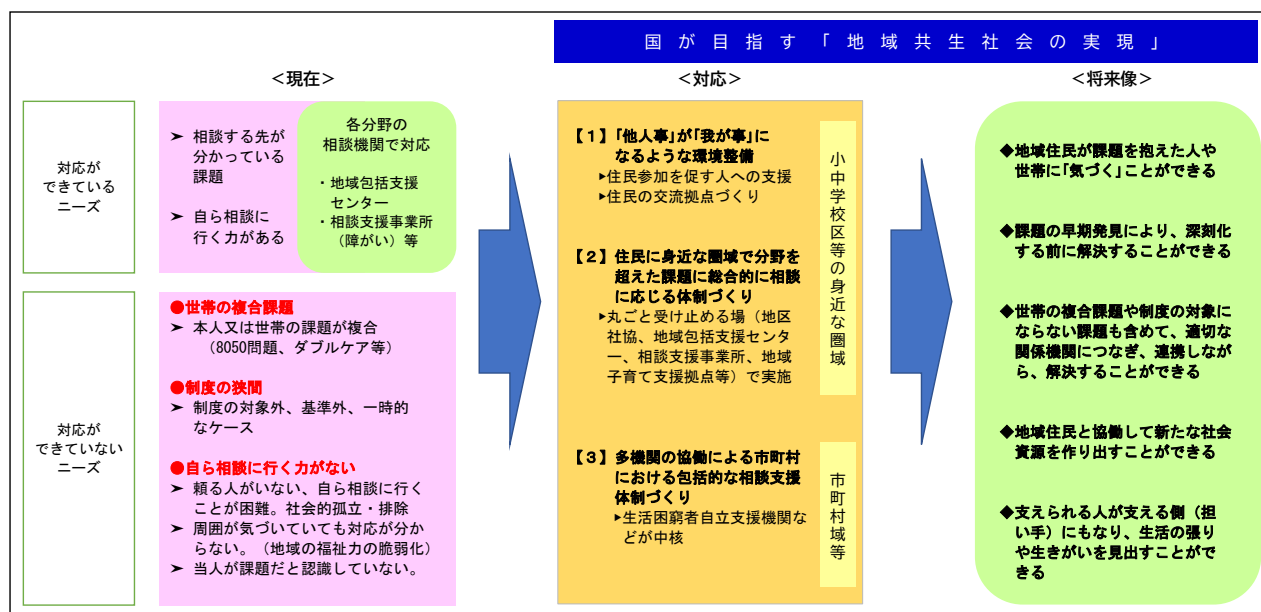


地域共生社会イメージ

第1章

地域福祉計画・地域福祉活動計画の 策定にあたって

地域共生社会を実現するためには、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくりや、制度の縦割りを超えてニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。



「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

2-3 社会福祉法の改正

平成 12（2000）年の社会福祉法改正により、「地域福祉の推進」及び「地域福祉計画」に関する規定が設けられ、平成 30（2018）年の改正においては、地域共生社会の実現を図るため、地域福祉計画に記載すべき事項について、次の 2 項目が追加されました。

①包括的な支援体制の整備に関する事項 （社会福祉法第 106 条の 3）

⇒地域住民・支援関係機関等による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされました。

②地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 （社会福祉法第 107 条）

⇒他の福祉分野計画の上位計画として位置づけられました。

第2章 大村市の現状と課題

1 統計データで見る現状

※詳細データを第5章資料編73ページに記載しています。

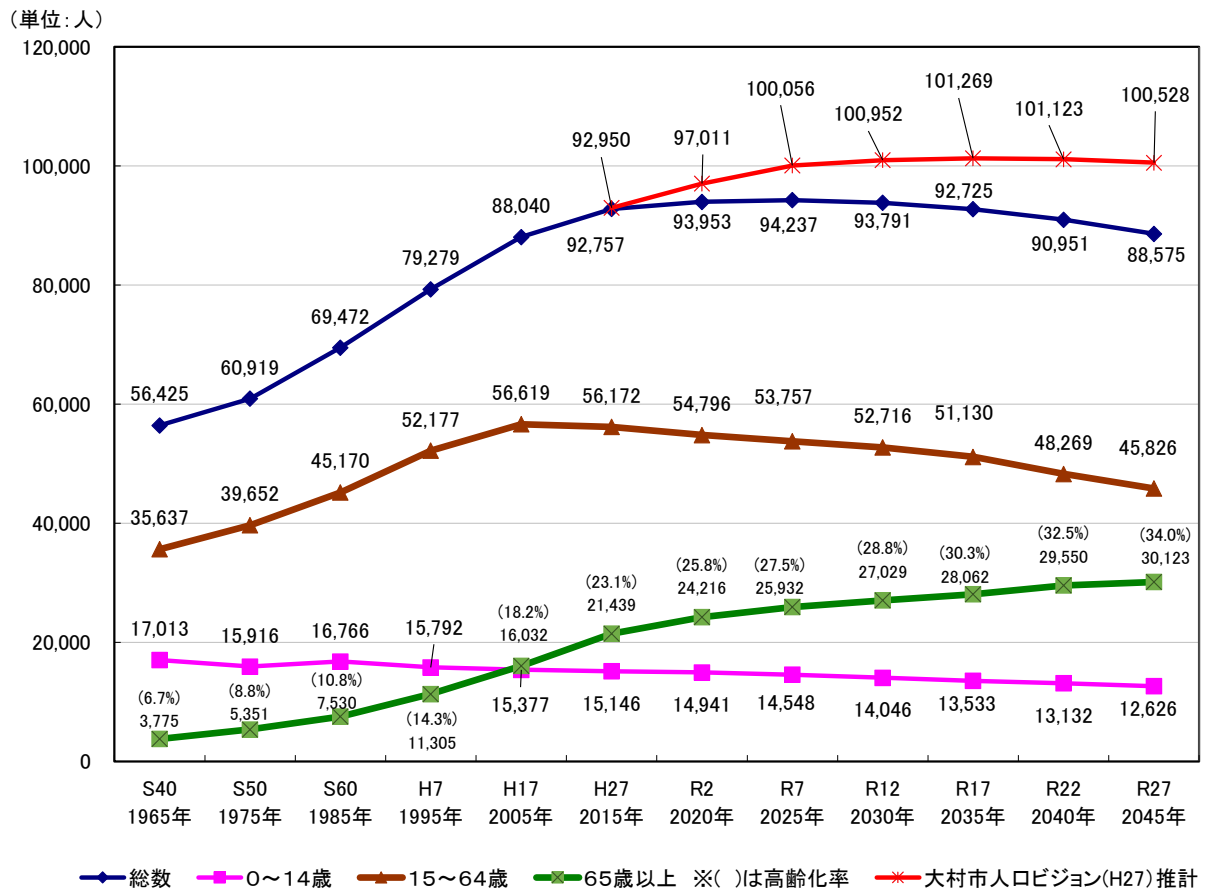
第2期計画を策定するにあたり、各種統計データを整理し、本市の現状分析を行いました。

人口増加を続けている大村市ですが、同時に少子高齢化も進行しており、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和12（2030）年には人口減少へ転じると推計されています。

また、町内会等の地域活動組織の加入率低下などによって住民間のつながりが希薄化し、世帯が地域から孤立することも懸念されています。

(1)人口の推移

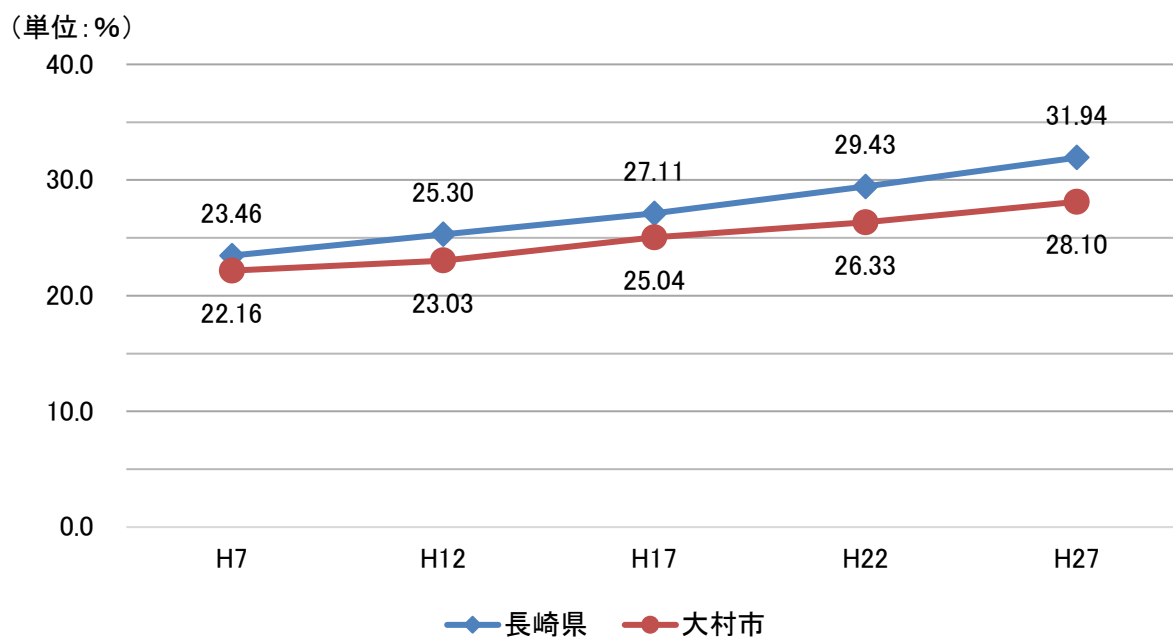
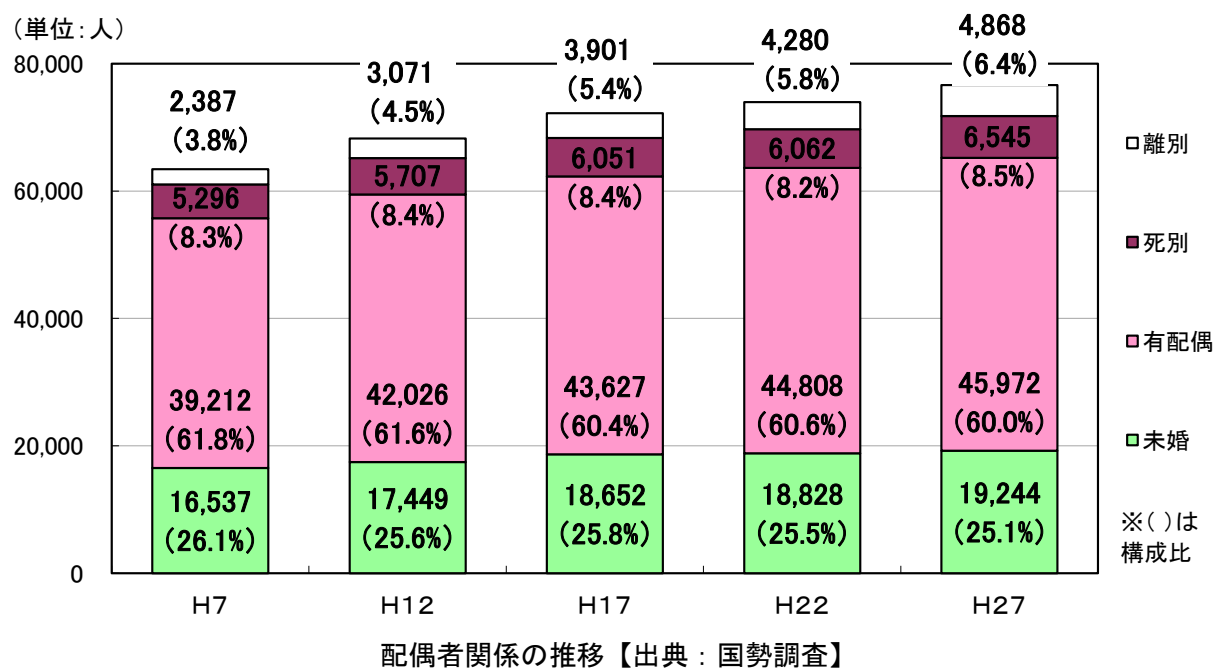
人口は増加を続けているが、少子高齢化が進行し、将来的には人口減少へ転じると予測



人口（年齢区分ごと）の推移・推計【出典：国立社会保障・人口問題研究所推計】

(2) 配偶者関係、単身世帯の推移

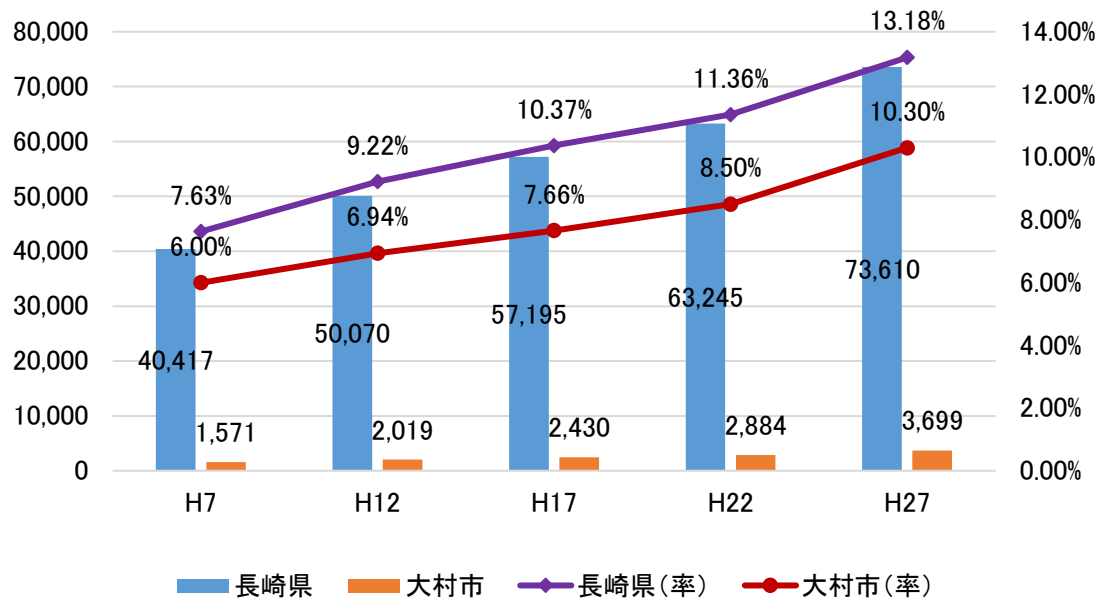
☑既婚者の比率が減少傾向、単身世帯の比率は増加傾向



(3) 高齢者世帯の推移

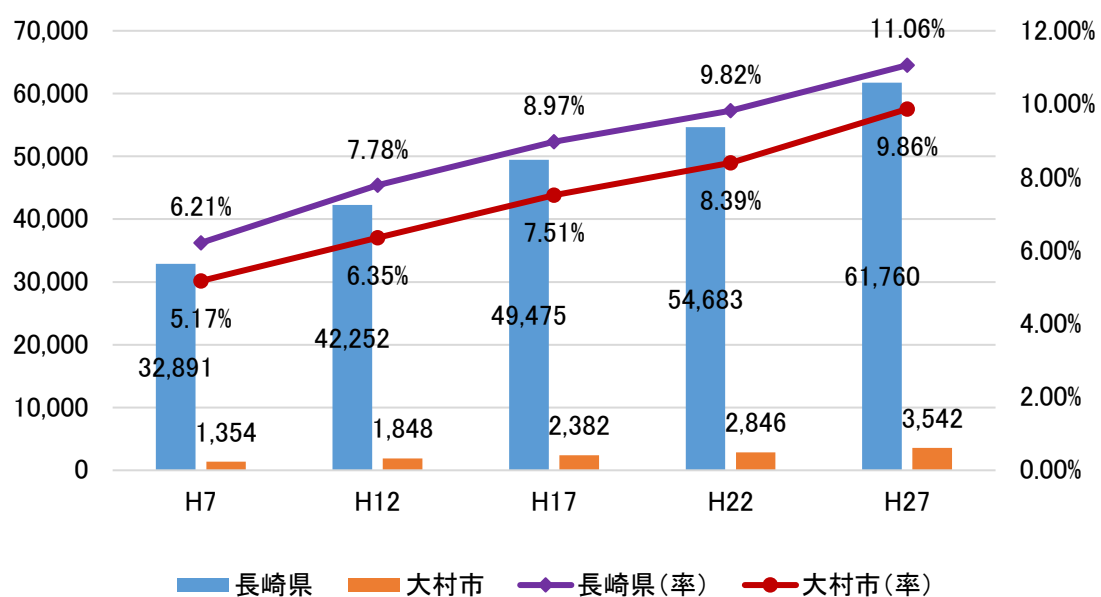
☑ 高齢化の進行により、高齢者のみの世帯が増加を続けている

(単位: 世帯)



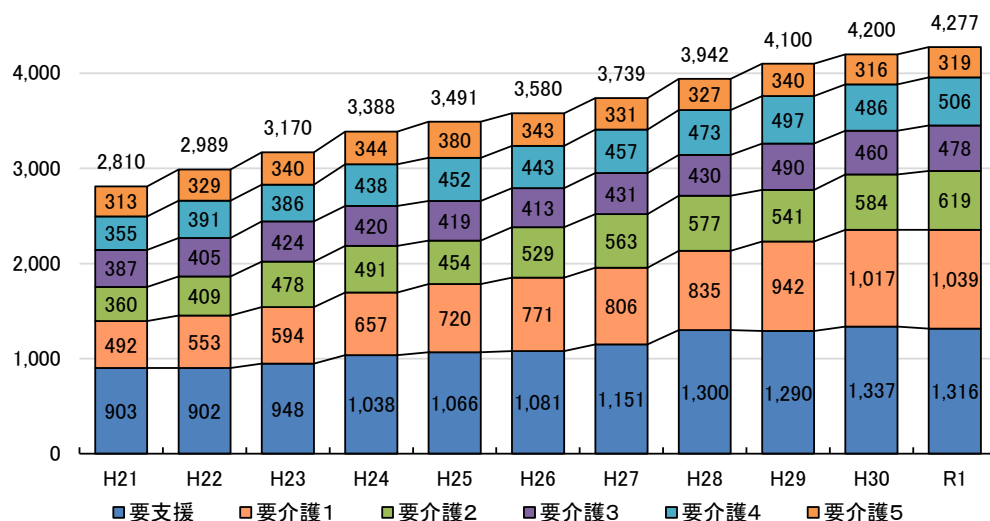
高齢者単身世帯・総世帯に対する比率の推移【出典：国勢調査】

(単位: 世帯)



高齢者夫婦のみ世帯数・総世帯数に対する比率の推移【出典：国勢調査】

(4) 要介護認定者の推移

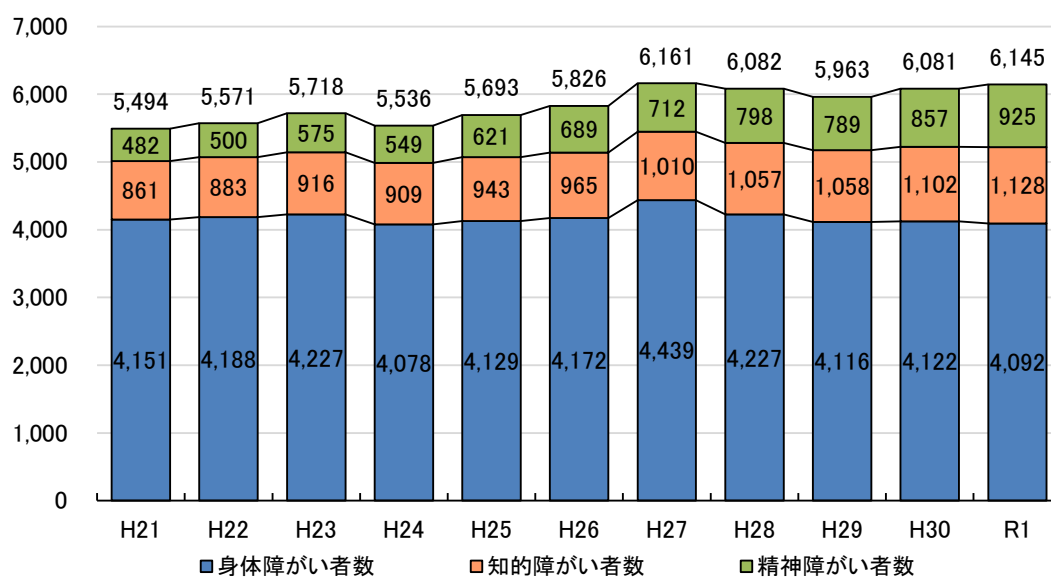
☑介護を受ける人は増加を続けている(単位: 人)
5,000

介護度別認定者数の推移【大村市内部資料をもとに作成】

(5) 障がい者の推移

☑障がいのある人は横ばいから微増傾向

(単位: 人)

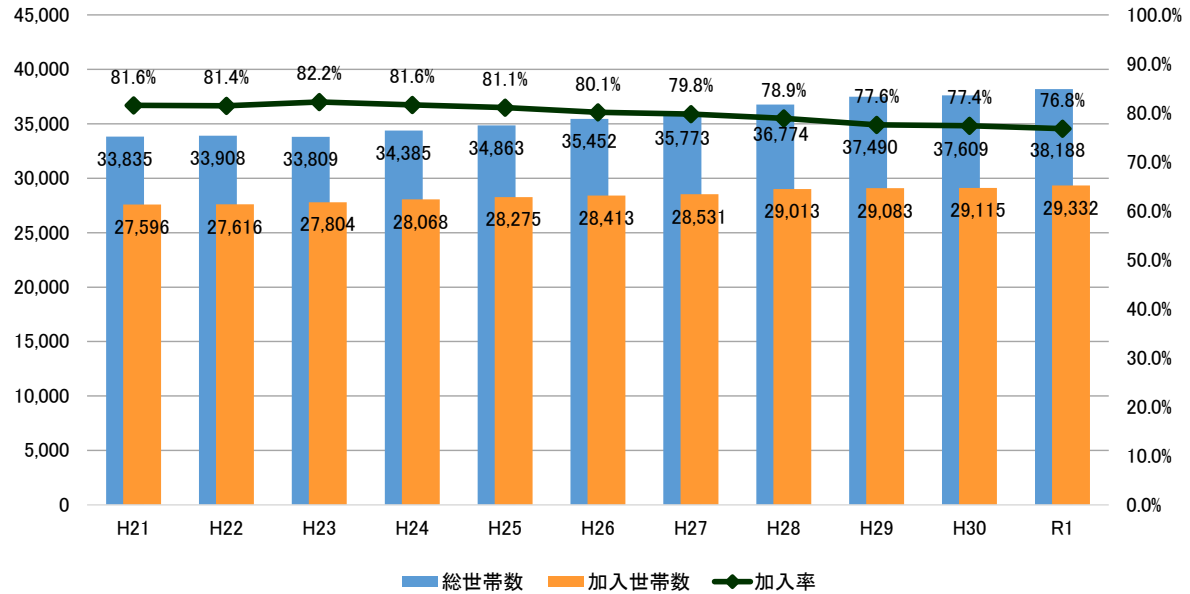


障がい別手帳所有者数の推移【大村市内部資料をもとに作成】

(6) 地域活動組織の推移

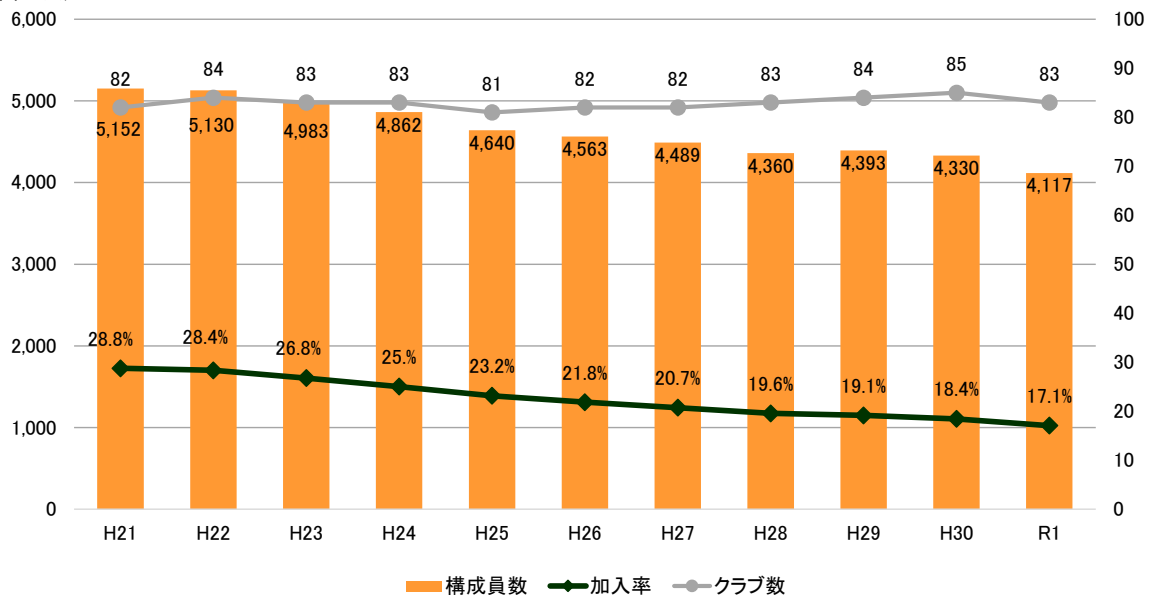
☑ 町内会等加入率は減少が続いている

(単位: 世帯)



町内会加入世帯・加入率の推移【大村市内部資料をもとに作成】

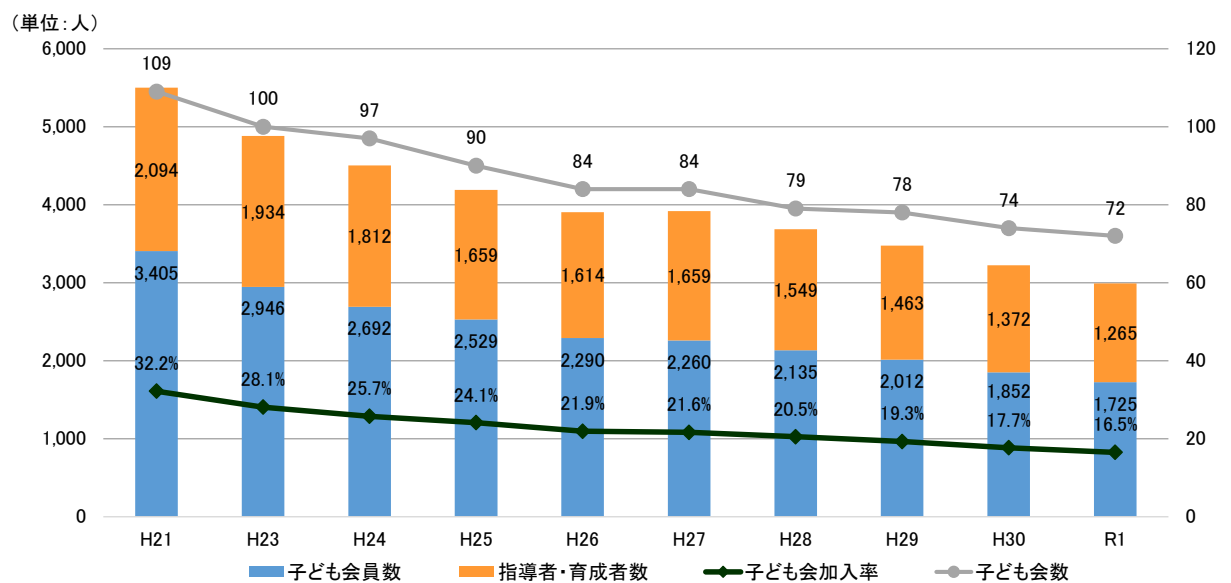
(単位: 人)



老人クラブ加入者数・加入率の推移【大村市内部資料をもとに作成】

第2章

大村市の現状と課題



子ども会参加者数・加入率の推移【大村市内部資料をもとに作成】

2 第1期計画の取組と課題

第2期おおむら支え合いプランを策定するにあたり、第1期計画の平成23年～令和元年度までの取組内容と課題の整理を行いました。

取組の詳細は、別冊の「おおむら支え合いプラン 一大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画― 施策評価表（平成23年度～平成30年度）」に記載しています。

基本目標Ⅰ 人と人とのふれあいを大切にする心をはぐくもう

基本施策1 住民一人一人に福祉意識を広げる環境づくり

取組

広報おおむらやフリーペーパーなどを活用し、福祉に関する取組の周知を行い、福祉意識を広げる活動を実施しました。

福祉教育として、小中学生を対象に、障がい者による演奏会や障がい者団体との協働による花植え活動を実施しました。また、障がい者施設の商品販売会「オレンジクローバー販売会」を市役所ロビー等で行い、障がい者と市民のつながりを生む活動に取り組んでいます。

課題

広報おおむらやホームページを中心として、福祉に関する取組の周知を行っていますが、SNS等の広報手段も活用し、より多くの市民に福祉意識を広げる必要があります。

基本施策2 地域福祉を担う人材の育成

取組

広報おおむらやホームページ等を活用し、地域のイベント紹介、地域活動の情報提供を行いました。

また、各種講座やセミナー等を開催し、地域福祉を担う人材の育成に取り組みました。

課題

講座等への参加者の高齢化や参加人数の伸び悩みなどの課題があります。

基本施策3 コミュニティ活動の充実

取組

身近なコミュニティ活動である町内会の加入促進として、加入促進月間中の懸垂幕やのぼりの設置及び広報おおむらへの記事の掲載などを実施しています。

活動支援の取組としては、市内の8地区に対して地域げんき交付金、市民や市民団体に対して市民いきいき助成金をそれぞれ交付し、地域の課題解決や地域の活性化、賑わいの創出などに役立てました。

課題

地域福祉を担う町内会や子ども会、老人クラブ等の地域活動組織の加入率は低下が続いており、地域住民のつながりが希薄化するおそれがあります。

基本目標Ⅱ 一人一人の困りごとをきちんと解決につなげよう

基本施策1 福祉サービスの情報提供・相談体制の充実

取組

パンフレット・ガイドブックの作成や相談窓口の設置など、情報提供・相談体制の充実を進めています。

相談体制では、自殺対策ネットワーク会議等の開催や、生活困窮者自立支援事業の開始に伴い相談窓口を開設するなど、相談窓口の充実や連携を図っています。

また、地域住民にとって身近な相談相手である民生委員・児童委員に対し、研修費や広報活動に係る補助を行っています。

課題

窓口や広報おおむら、ホームページを中心に情報提供を行っていますが、サービスを必要とする人に情報が行き届くための情報提供の工夫や相談窓口の連携などが必要です。

民生委員・児童委員については、少子高齢化などを背景に、役割が大きくなっていることから、負担が増加しており、欠員が生じている地区が出てきています。

基本施策2 福祉サービスの適正な利用の確保

取組

利用者が事業の内容を把握し、福祉サービスを選択する際の目安となるよう、事業者が提供しているサービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する「第三者評価制度」の活用を推進しています。

また、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等に対する取組として、成年後見制度の利用支援を行っています。

判断能力が不十分な障がい者の福祉サービスの利用等に関する相談に対しては、日常生活自立支援事業につなげています。

課題

第三者評価制度については受審件数が少なく、制度十分に活用できていない状況です。

成年後見制度についても利用者が少なく、成年後見制度における包括的な相談や支援、周知を担う中枢機関がないことが課題となっています。

基本施策3 生活困窮者自立支援対策の推進

取組

広報おおむらやホームページを活用し、生活困窮者自立支援対策制度の周知や、生活困窮者の早期発見、実態把握等のため、庁内関係各課との連携を図り、相談支援窓口に繋がる仕組みづくりに取り組んでいます。

また、住居確保給付金の支給や生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援なども行っています。

課題

雇用状況が変化する中で、支援のニーズも多様化してきており、就労につなげることが容易ではないのが現状です。

一人ひとりに寄り添いながら状況を把握し、それぞれの状況に応じた支援体制を構築する必要があります。

基本目標Ⅲ 安全安心でいきいきとした暮らしをつくろう

基本施策1 地域による防犯、防災体制づくり

取組

地域の防災体制づくりとして、自主防災組織の結成の呼び掛けや、自主防災訓練の実施、避難行動要支援者の登録などを行っています。ハード面ではデジタル防災行政無線の運用を開始し、防災ラジオの無償貸与を行っています。

また、防犯対策として、防犯灯の新設及びLED化や、防犯パトロールの実施などに取り組んでいます。

課題

自主防災組織の結成数が伸び悩んでいるため、組織の結成促進を行い、「自助」「互助・共助」の意識を広げる必要があります。

また、個人情報に十分に配慮した上で、自主防災組織、町内会等の支援機関と避難行動要支援者名簿を共有し、連携していく必要があります

基本施策2 地域における健康づくり

取組

健康づくり推進員がウォーキングや健康体操などを通じて地域住民の健康づくりを支援しており、ホームページで活動のPR等を行っています。推進員への活動支援として、フォローアップ講座の開催や、代表者会における活動の課題の協議などを行っています。

また、食を通じた健康づくりのため、食生活改善推進員を養成し、市内8地区ごとに組織化を進めており、各地区において地域イベントや各団体と連携した、取組を行っています。

課題

推進員の平均年齢が高くなってきており、新たな人材の確保・養成が必要になってきています。

基本施策3 見守りの仕組みづくり

取組

高齢者の見守り支援として、民生委員児童委員協議会連合会など各団体が参加する高齢者見守りネットワーク協議会を開催し、気になる高齢者の見守りの対応手順を示したフロー図を作成しました。

また、要保護児童対策や子育て世帯の孤立防止、障がい者の地域生活支援などに取り組んでいます。

課題

高齢化の進行などにより、地域から孤立する人が今後増えるおそれがあり、地域による見守りがさらに重要になってきます。

住民や団体等に対する普及啓発を行い、見守りの意識向上を図るとともに、相談機関へつながる仕組みづくり、関係団体間の連携強化、新たな見守り体制の検討など、見守りに対する取組を充実させる必要があります。

基本施策4 社会参加と生きがいの推進

取組

高齢者や障がい者の社会参加と生きがいの取組として、高齢者に対する各種講座や地域活動組織及び老人クラブ活動の推進や、障がい者に対する移動支援事業、コミュニケーション支援事業、社会促進事業等を実施しています。

課題

高齢者の生きがいづくりについては、講座等への参加者が横ばい傾向となっており、さらに促進のための周知方法や新たな講座の検討、参加する機会の確保などが必要です。

障がい者の移動支援事業では、ヘルパーなしで行動できる人でも公共交通機関が少ない地域では移動が難しい場面があります。

また、社会参加と生きがいを推進していく上で、高齢者や障がい者が活動内容を発表できる場が必要ですが、その機会が少なく、やりがい損なわれるおそれがあるため、発表の場を増やしていく必要があります。

基本施策5 子どもをすこやかに育てる地域づくり

取組

地域全体で子育てを支援する取組として、大村市シルバー人材センターへの委託により昔遊びや伝統行事の指導を行っています。

また、市内各所の子育て支援センターにおける子育て相談や各種講座の開催、公立幼稚園の園庭開放等を行い、子どものすこやかな育ちを促進しています。

課題

子どもを見守る指導者が高齢化し、担い手が不足するおそれがあることから、新たな人材の育成が必要となっています。

基本施策6 地域包括ケアシステムの推進

取組

地域包括支援センターにおいて、介護、福祉、保健などさまざまな面から総合的な支援を行っています。

また、大村市医師会が開設した大村市在宅医療サポートセンターの「24時間コールセンター」の周知や、地域包括支援センターが配布する「救急医療情報キット」の普及啓発を行い、緊急時に救急隊や搬送先病院への情報提供を円滑に行うなど、在宅療養環境の向上を進めています。

課題

地域包括ケアシステムの推進を図っていますが、今後の高齢化の進行を見据え、より身近な生活支援や見守り体制を充実させる必要があります。

3 市民アンケート調査結果

※詳細は第5章資料編 88 ページに記載しています。

第1期計画策定時と現在の地域福祉に関する住民意識の変化や、現状の課題を抽出するため、市民3,000名を対象に「地域の支え合いに関するアンケート」を行いました。

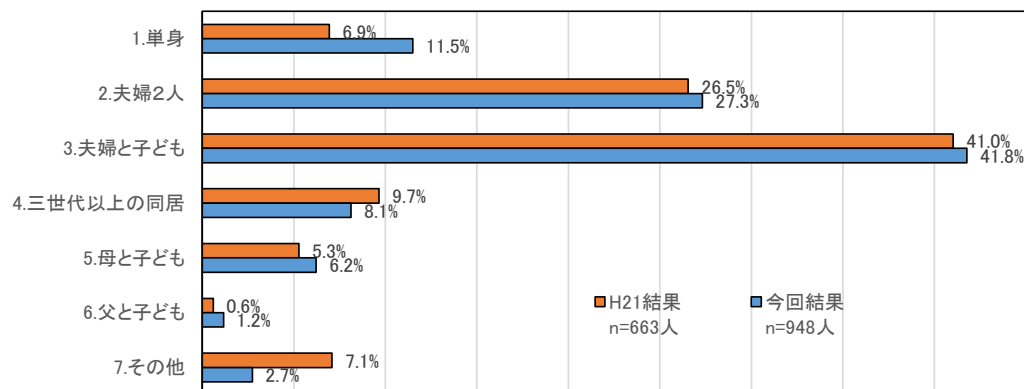
調査対象	市内に在住する15歳から80歳の男女3,000名 (無作為抽出)
実施期間	令和2年2月25日(火曜日)から3月27日(金曜日)
調査方法	郵送による配布、郵送・市ホームページによる回収
回答者数	948名(31.6%)

回答者の属性(年代×性別)

区分	発送数			回答数			回収率			構成比		
		男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
10歳代	231	123	108	50	24	26	21.6%	19.5%	24.1%	5.3%	2.5%	2.7%
20歳代	359	177	182	51	18	33	14.2%	10.2%	18.1%	5.4%	1.9%	3.5%
30歳代	474	238	236	134	47	87	28.3%	19.7%	36.9%	14.1%	5.0%	9.2%
40歳代	593	316	277	163	65	96	27.5%	20.6%	34.7%	17.2%	6.9%	10.1%
50歳代	531	249	282	169	61	108	31.8%	24.5%	38.3%	17.8%	6.4%	11.4%
60歳代	462	226	236	196	85	108	42.4%	37.6%	45.8%	20.7%	9.0%	11.4%
70歳代以上	350	171	179	182	81	99	52.0%	47.4%	55.3%	19.2%	8.5%	10.4%
無回答	-	-	-	3	0	1	-	-	-	0.3%	-	0.1%
計	3,000	1,500	1,500	948	381	558	31.6%	25.4%	37.2%	100.0%	40.2%	58.9%

①ご自身に関すること

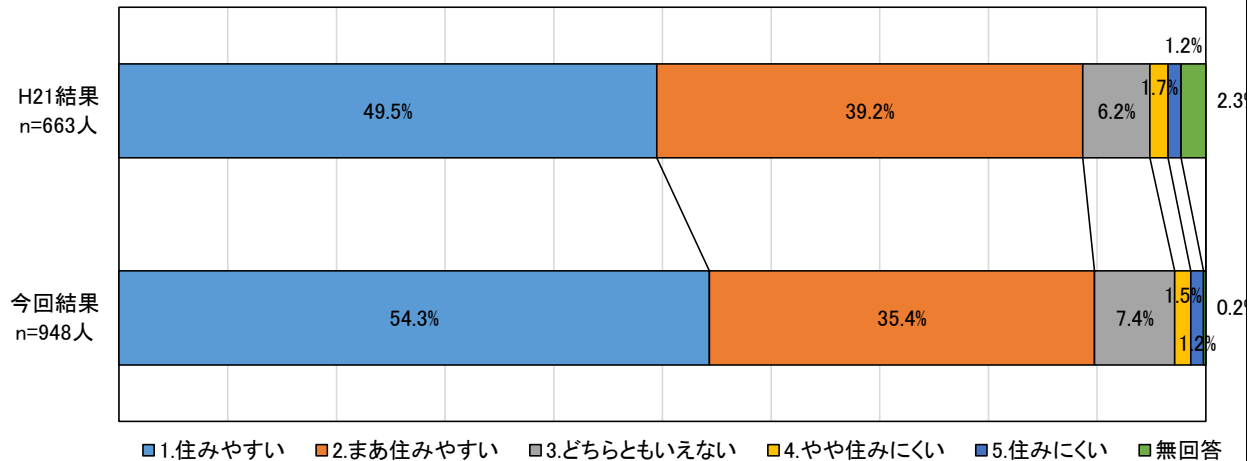
- ・回答者は女性が約6割、男性が約4割で、年代別では60歳以上の割合が約4割となっています。
- ・小学校区別割合では、竹松小学校区が最も多く、西大村小校区、大村小校区と続いています。
- ・世帯構成は「夫婦と子ども」が約4割で最も多くなっています。前回調査時と比較すると、「母と子ども」、「父と子ども」の世帯が増加をしており、「3世代以上の同居」が減少しています。



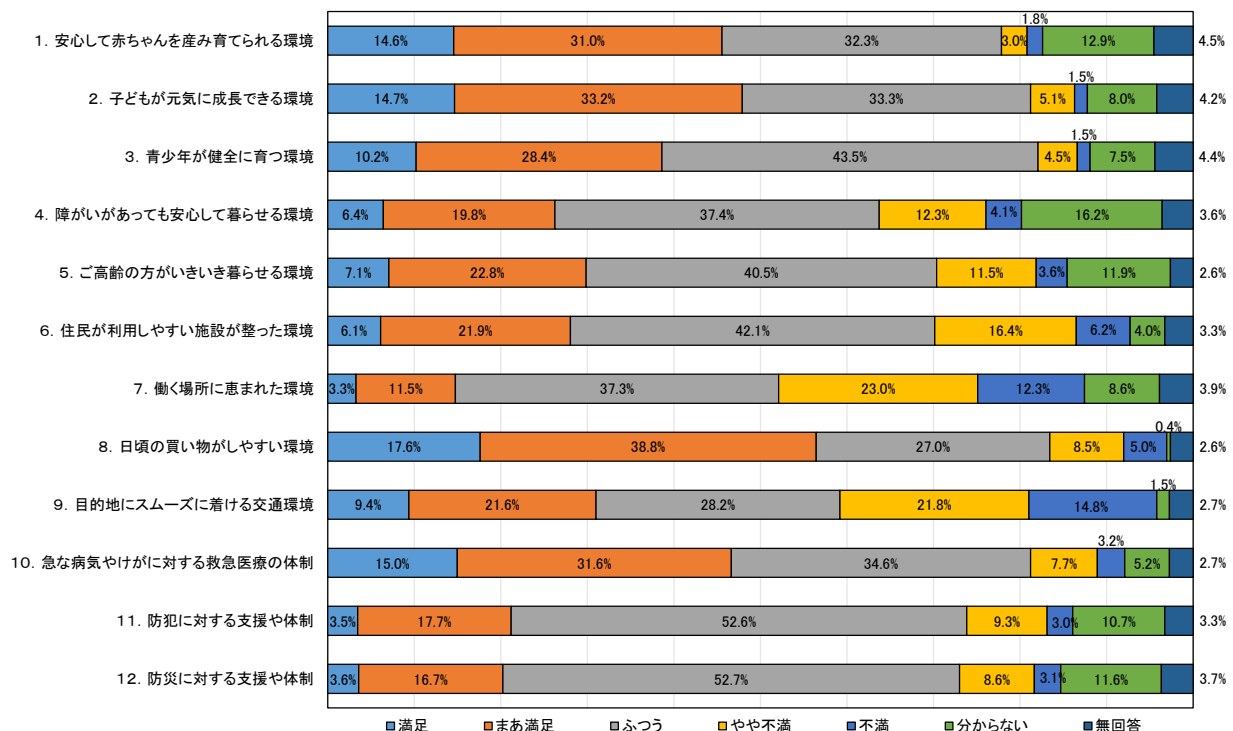
問5 世帯構成

②生活環境について

- ・大村市を「住みやすい」と感じる人は、前回調査よりも増加しています。
- ・身の回りの環境の満足度は、「買い物しやすい環境」が最も多く、次いで「子どもが元気に成長できる環境」、「急な病気等に対する救急医療の体制」となっています。一方で「交通環境」は不満が多くなっています。



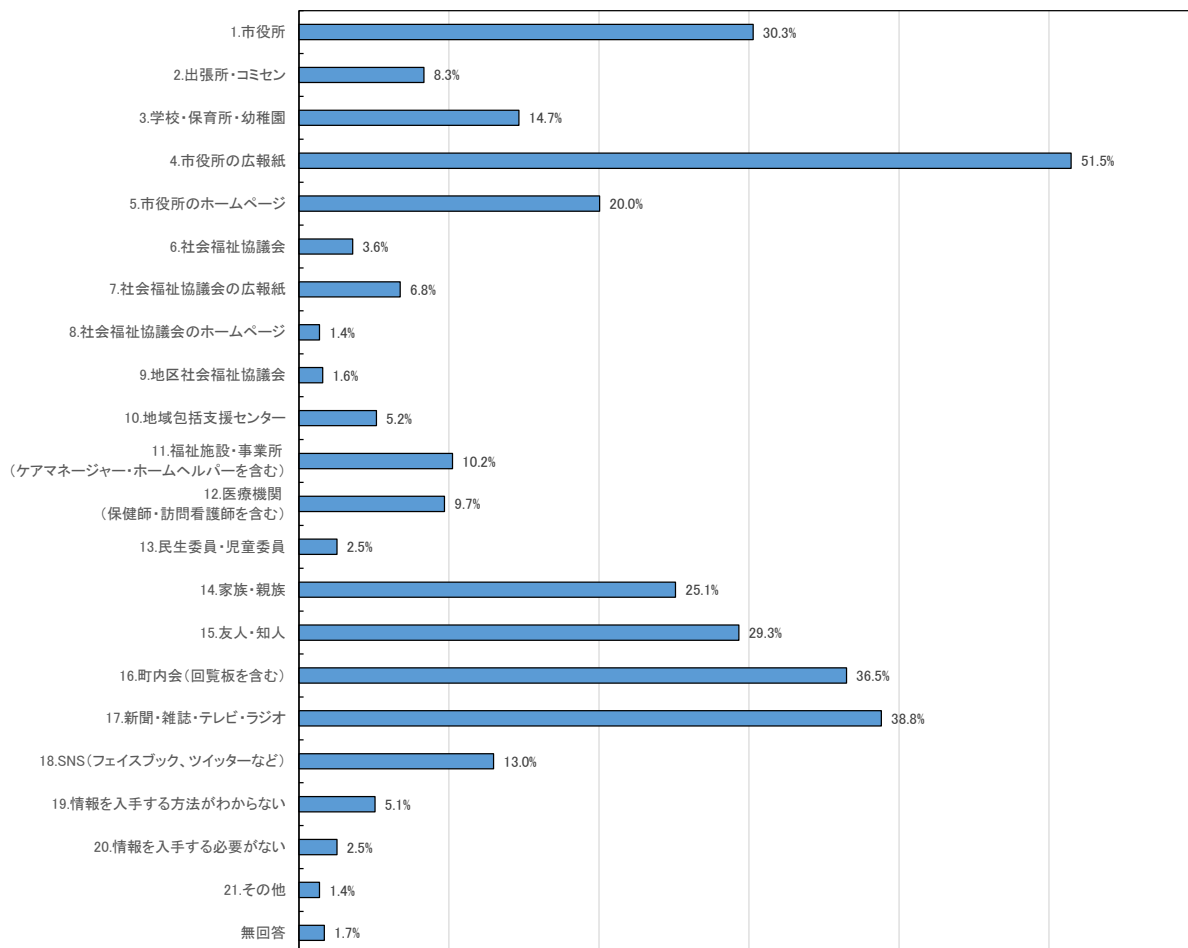
問6 大村市の住みやすさ



問7 身の回りの環境について

③情報発信のあり方について

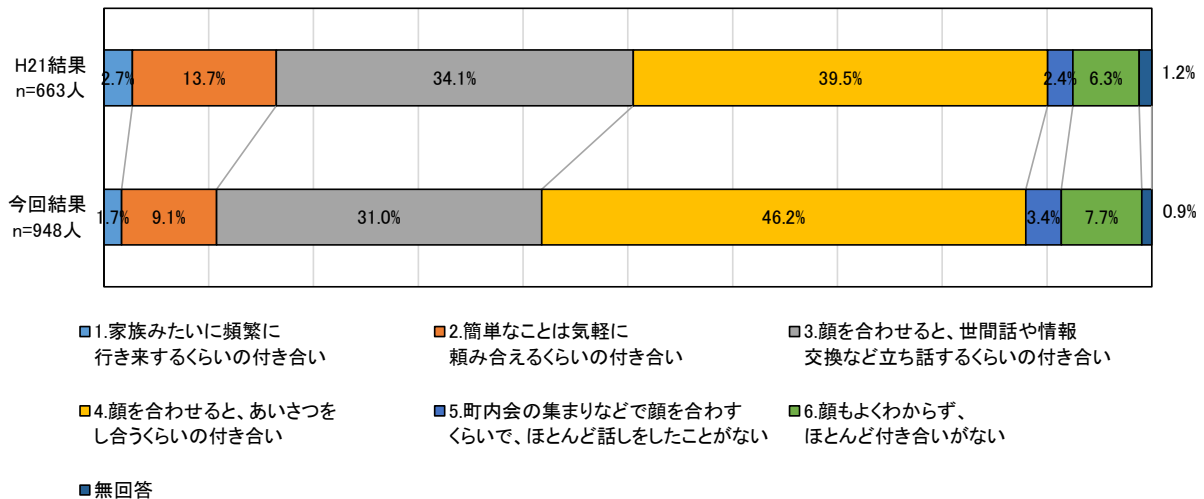
- 福祉に関する情報の入手先は「広報紙」が最も多くなっています。一方で、「社会福祉協議会」や「民生委員・児童委員」から情報を入手する方の割合は低い結果でした。



問 8 情報の入手先

④地域の関りについて

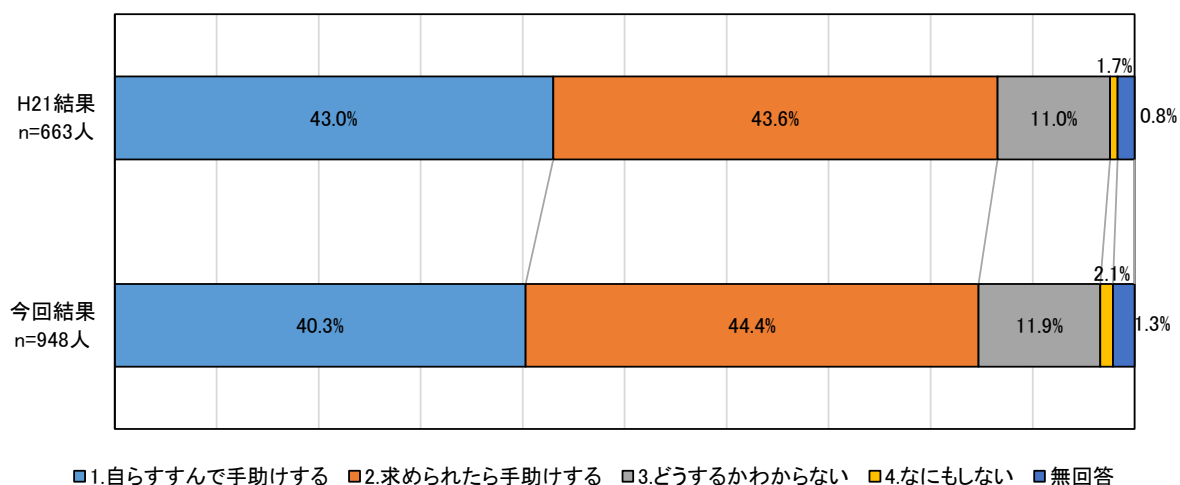
- ・隣近所との付き合いの程度は、「顔を合わせるとあいさつするぐらいの付き合い」が最も多くなっています。前回調査と比較すると、付き合いの程度が希薄化する傾向にあります。



問 10 近所との付き合いの程度

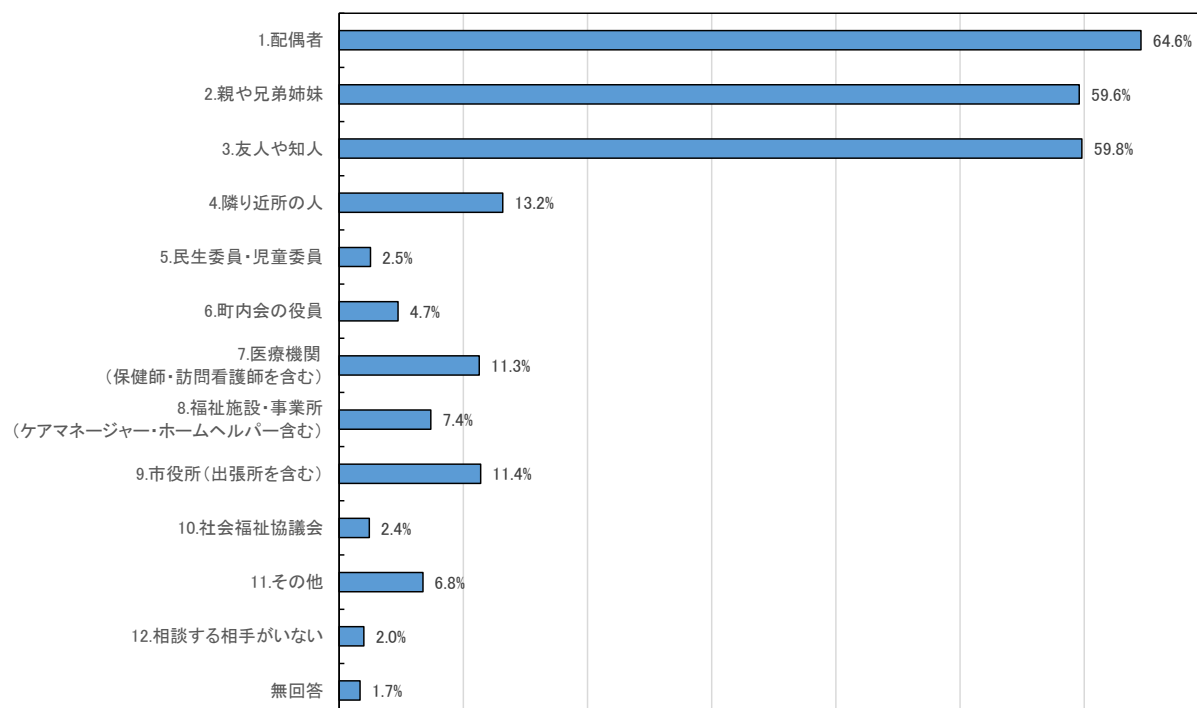
⑤助け合い、支え合いについて

- ・「近所などで困っている人に手助けをする」と回答した人は、前回調査と比較すると減少しています。
- ・相談相手は「配偶者」や「親」などの近親者が多い傾向で、「民生委員・児童委員」や「社会福祉協議会」が低くなっています。
- ・手助けを求めることでは、災害時の安否確認や避難誘導が最も多く、急病時に対する不安も多くなっています。
- ・手助けが出来ることでは、「公園や道路などの清掃活動」が最も多く、次いで「単身高齢者の話相手」、「ゴミ出し」となっています。



問 11 困っている人を見かけたらどうしますか

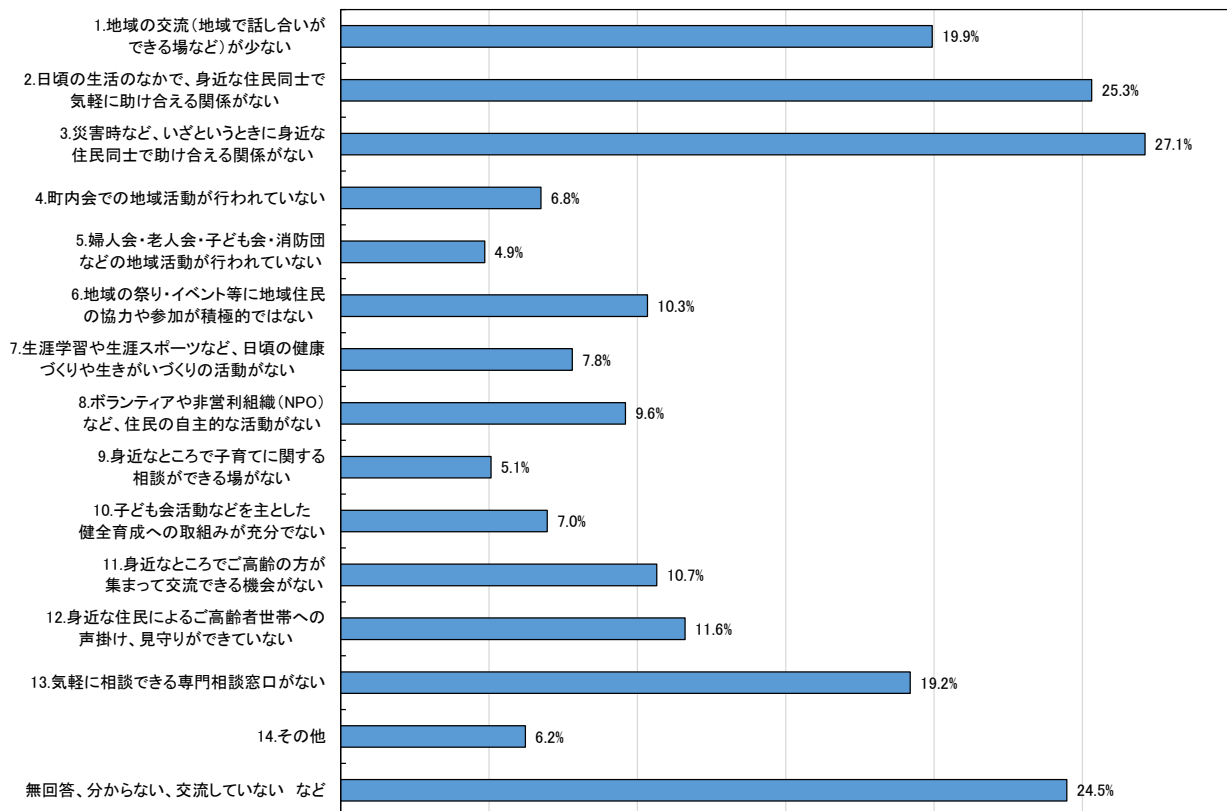
⑤助け合い、支え合いについて(続き)



問 1 3 困ったときの相談相手

⑥地域の活動について

- ・地域の課題は、「災害時などに住民同士で助け合える関係がない」が最も多く、次いで「日常生活において住民同士で助け合える関係がない」、「地域の交流が少ない」となっています。
- ・地域活動に対する姿勢を前回調査と比較すると、参加意識が若干低下しています。
- ・参加したい地域活動は、「知識や教養が得られる活動」が最も多くなっています。一方で「家族ぐるみの活動」や「行政への協力や地域自治に関わる活動」は「参加しない」が多くなっています。
- ・これからの地域生活で大切なことでは、「災害時などに助け合える関係づくり」が最も多く、災害時の助け合いの意識が高まっています。また、「専門相談窓口の充実」も求められています。



問 1 7 地域の課題

【最後に】地域のあり方について、日頃思っていることなど（自由記載） 抜粋

仕事をしながら地域の活動に参加するのは大変だが、地域の人と関わりをもつことはいい経験で、顔を合わせることで困ったときに助け合える関係を築くことにもつながると思う。

（女性 20代）

自分の将来のことや家族のこと、仕事のことなどを考えることで精一杯なので、地域のことまで積極的に関わっていないが、負荷が少ないことであれば協力したいとは思っている。

（男性 30代）

戸建て住宅と賃貸住宅では壁があり、賃貸住宅者は地域の一員じゃない気がする。

（女性 30代）

現代は、地域での面倒見が良い人が少ないと思う。核家族化が進み、子育て世代は育児、家事、仕事…と頼れる人がおらず大変です。元気なシニアの方々に助けて欲しい。お節介でも大歓迎です。

（男性 40代）

町内会に参加しない、出来ない人がいる中で、参加すると人手が少なく一人の負担が大きい。特定の人にだけ負担がかからない仕組み、参加してよかったと思える活動が増えてほしい。

（女性 40代）

働き方改革は進みつつあるのであろうが、仕事の忙しさは変わらず、地域の活動に参加できていないのが実情。定年後にいろいろな活動に参加したいと思っている。

（男性 50代）

みんな生活していく上でゆとりが無く忙しくてご近所との関わりがなく、どんな人達が住んでいるのか顔も分かりません。

（女性 60代）

隣近所の方と月1回集まってお茶会を行い、情報交換などお話をしています。とてもいい関係です。

（男性 60代）

4 団体アンケート調査結果

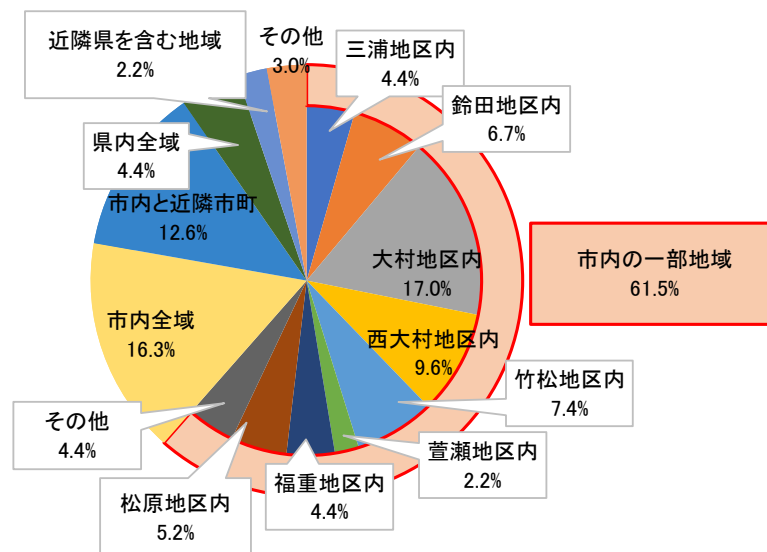
※詳細は第5章資料編99ページに記載しています。

地域で活動している団体等を対象に、地域や活動に関する現状や課題などを把握するため、「地域での支え合い団体アンケート」を実施しました。

調査対象団体	170 団体 関係団体 34 団体 ※町内会長会連合会 など 福祉関係団体 25 団体 ※民生委員児童委員協議会連合会 など 障害者関係団体 7 団体、子育て関係団体 13 団体、 ボランティア団体 60 団体、NPO法人 31 団体
実施期間	令和2年6月16日(火曜日)から7月3日(金曜日)
調査方法	郵送による配布・回収
回答団体数	135 団体(79.4%)

団体のこと (1)基本情報について

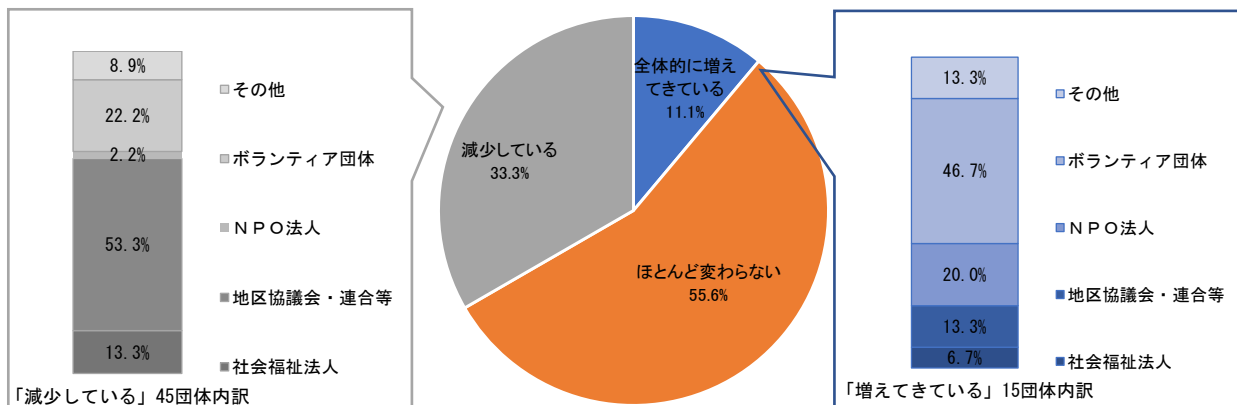
- ・回答団体は「ボランティア団体」が4割で、次いで「地区などの協議会・連合会等」が3割となっています。
- ・活動範囲は「市内の一部地域」が6割を超え、その中でも「大村地区」が多くなっています。
- ・活動の対象者は「小・中学生」が最も多くなっています。一方で「若者」や「介護を行っている家族」を対象とした活動は少ない結果になっています。



問4 活動範囲

団体のこと (2)活動状況について

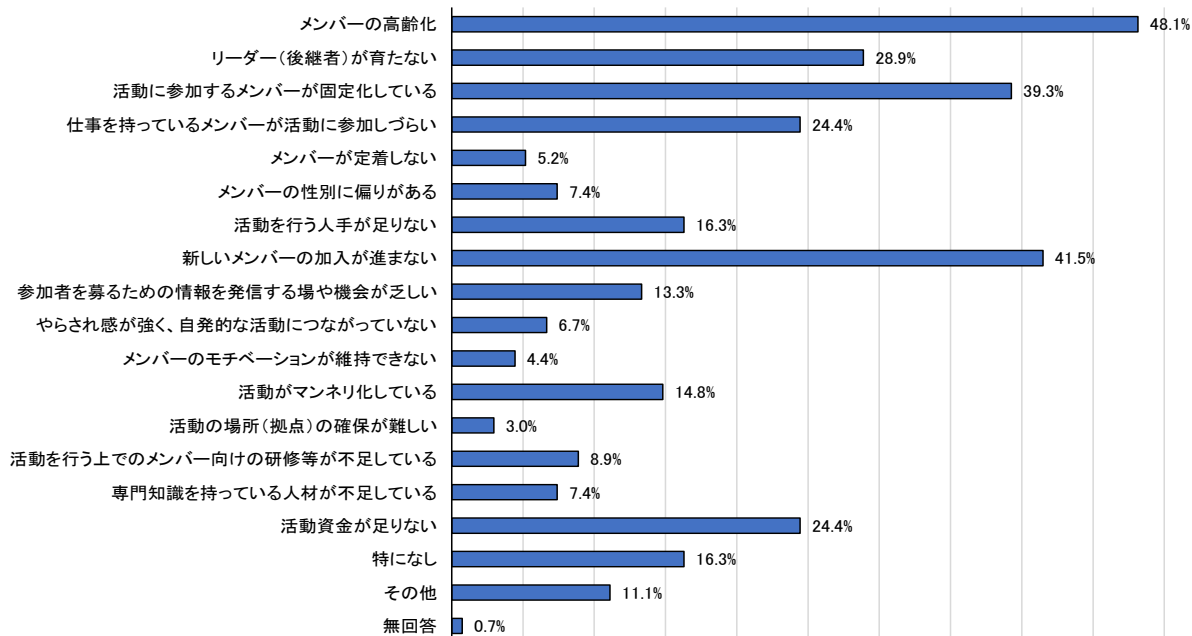
- ・活動日数は「月1回」が最も多く、次いで「毎日」となっています。
- ・団体の活動人数の傾向は「増えている」が約1割、「変わらない」が約6割、「減少している」が約3割となっています。



問8 活動人数の傾向

団体のこと (3)困っていることや課題について

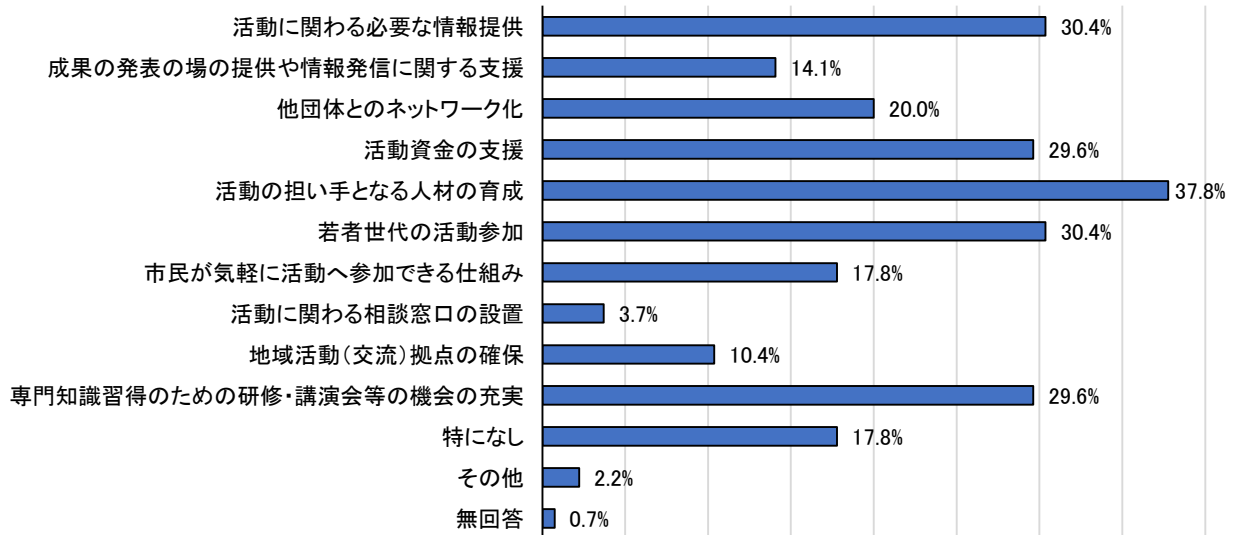
- ・団体の運営上の課題は「メンバーの高齢化」が最も多く、次いで「メンバーの加入が進まない」、「活動に参加するメンバーが固定化している」となっており、活動の担い手が不足している状況です。



問9 団体の課題

団体のこと (4)活動の活性化に必要なことについて

- ・活動の活性化に必要なことは「担い手となる人材の育成」が最も多く、「活動資金の支援」や「講習会等の機会の充実」も多くなっています。



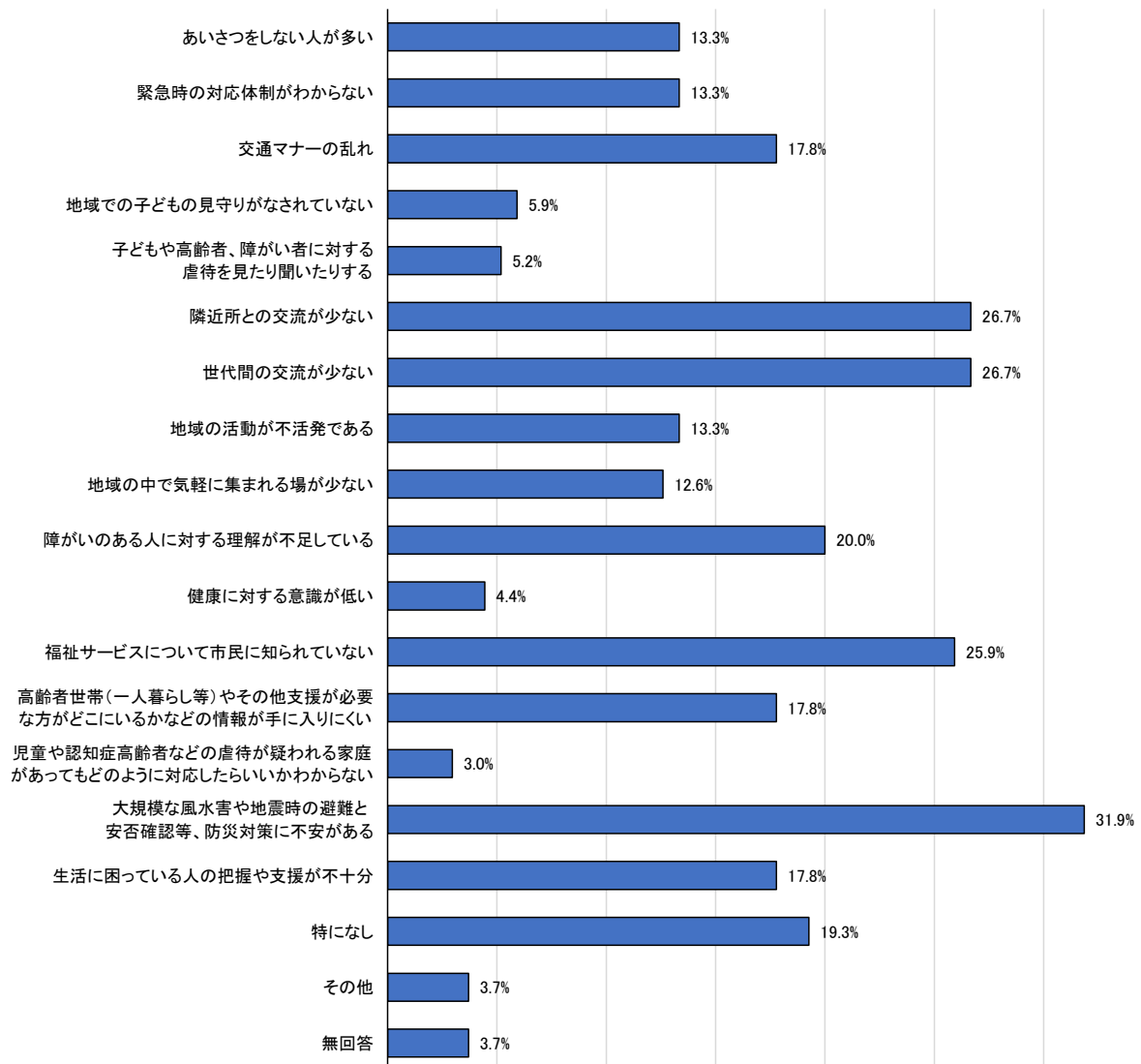
問 10 活動の活性化に必要なこと

地域のこと (1)地域で気にかかる人・ご意見について

- ・福祉サービスの対象になっていないが気にかかる人が「いる」と回答したのは2割を超え、内容は「生活に困った高齢者」や「身寄りのない高齢者」、「人との関りを持たない高齢者」、「8050 問題を抱えた家庭」などです。

地域のこと (2) 地域の問題点や課題について

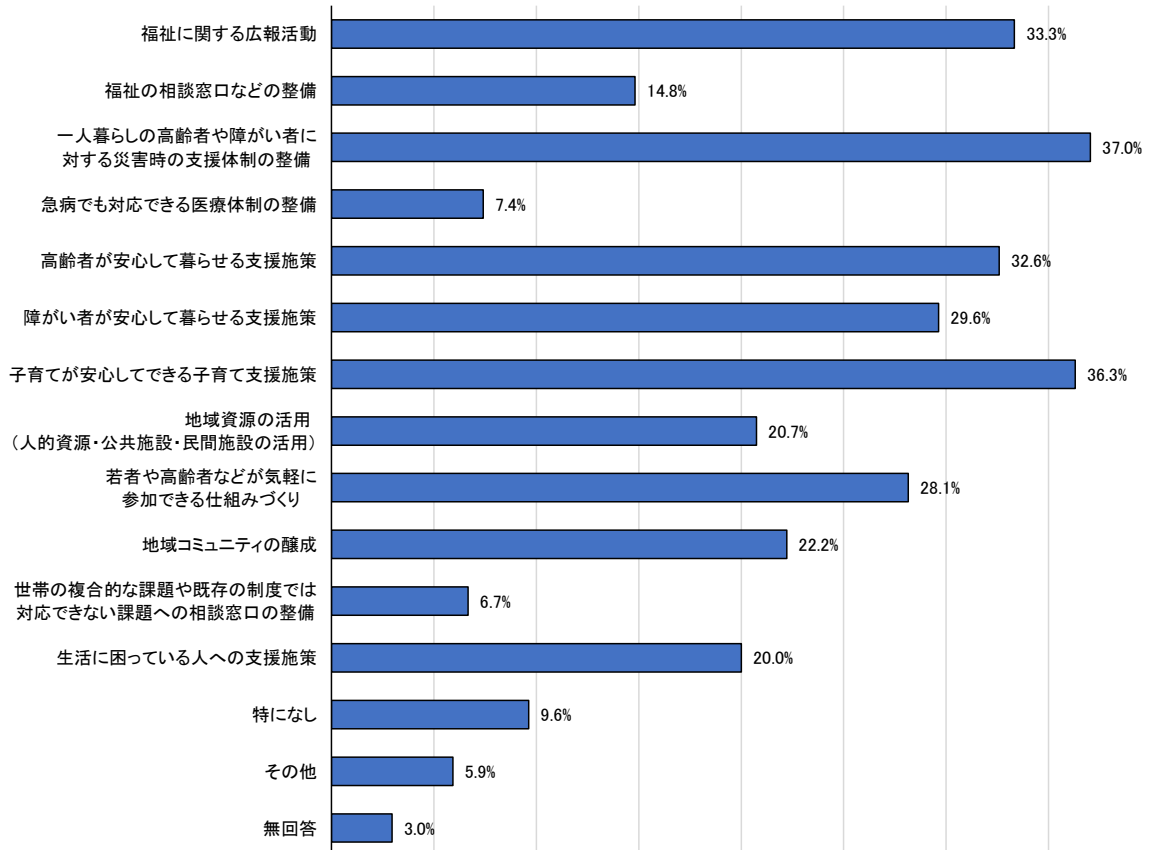
- ・地域の課題は「防災対策に不安」が最も多くなりました。市民アンケート同様に、自然災害が多発していることから、防災意識が高まっています。



問 1 3 地域の課題

地域のこと (3)地域で力を入れて取り組むべきことについて

- ・地域で力を入れて取り組むべきことは、「一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援」が最も多く、防災に対する関心が高いことがわかります。次いで「子育て支援施策」、「福祉に関する広報活動」となっています。



問 1 4 地域で力を入れて取り組むべきこと

その他 ご意見をお聞かせください(自由記載) 抜粋

() 内は回答者が属する組織の形態

ひとり親家庭の生活の安定、収入等の取り組みとして、資格取得等の支援をお願いしたい。また、一人暮らしの高齢者を地域として支え合う環境を整えてほしい。

(社会福祉法人)

町内会は隣り近所に住む人たちで自主的に運営されている最も身近な住民自治組織ですが、助け合い、助けられ合いが十分ではないと思います。

(協議会、連合会等)

町内会長、民生委員・児童委員等の役員のなり手不足、メンバーの高齢化で新加入者が増えないと続けていくことが困難。

(協議会、連合会等)

市の取組が市民に伝わっていないのを感じるので、積極的に情報を発信し、福祉・障がい等について意識、関心を持たせるようにしてほしい。

(協議会、連合会等)

福祉関係の手続きが複数個所で出来るようになれば助かる。当施設利用者で一般就労している方が仕事の合間を使ってプラットおおむらまで行くのは時間的にも難しい。

(NPO法人)

ボランティア団体として活動しており、年2回行政の催しの中で展示を行うが、未だに知名度は低いです。発表の機会があれば活動への育成につながるのではと思います。

(ボランティア団体)

地域福祉に携わって1年になるが、地域でこうした活動があることを知らなかった。携わる者しか知らず、一般的に知っている人が少ないので、広報活動が必要だと思います。

(ボランティア団体)

孤立する人たちを減らすには、もっと市の広報などで、周知していくことが必要だと思います。障がいがある人もない人も困っている人は孤立しがちです。これからもお節介を続けたいと思う。

(ボランティア団体)

5 大村市の地域福祉を取り巻く課題

本市の現状や第1期計画の取組内容、各アンケート調査結果を踏まえて、本市の地域福祉を取り巻く課題を、第1期計画に定めた基本目標を基に整理しました。

基本目標Ⅰ 人と人とのふれあいを大切にする心をはぐもう

- 支え合いの意識の向上が必要です
- 地域活動の担い手の確保が必要です

本市は、県内他市町からの転入者の増加等を背景に人口増加を続けていますが、少子高齢化は進行し、社人研の人口推計によると将来的には人口減少へ転じると予測されています。

また、高齢者世帯やひとり親世帯、単身世帯が増加しており、そうした世帯が町内会等の地域活動に参加しないことで地域とのつながりが無くなり、地域から孤立することが懸念されます。

市民アンケートの結果では、隣近所との付き合いの程度が適度な距離を置く傾向にあり、特に20代、30代で近所との付き合いが希薄化していることがわかりました。

同じく市民アンケートの結果で、地域の課題として「地域住民で助け合える関係がない」が挙げられており、隣近所との付き合いの希薄化がこうした課題につながっていると考えられます。

団体アンケートでは、3割を超える団体で「活動人数が減少している」と回答がありました。

活動上の課題でも、「メンバーの高齢化」や「新しいメンバーの加入が進まない」が多く、活動の担い手が不足している状況にあります。

基本目標Ⅱ 一人一人の困りごとをきちんと解決につなげよう

- 複雑化する課題を抱えた家庭への対応が必要です

「8050問題」や「ダブルケア問題」に象徴されるように、複合的な課題を抱えた世帯が全国的に顕在化しています。

社協や民生委員・児童委員などが相談窓口としての機能を有し、見守り活動や困った方への相談・支援を行っていますが、市民アンケートの結果では相談相手としてあまり認知されていませんでした。

一方で、市民ニーズとして専門相談窓口の充実が求められているため、社協や民生委員・児童委員の周知や、複合的な課題に対する相談支援体制の充実を図る必要があります。

また、団体アンケートにおいて、「福祉サービスの対象とならないが気になる人がいる」と回答した団体が2割を超えました。「引きこもり」や「8050問題」などの課題を抱えた世帯を支援につなげるために、各団体等との連携強化、ネットワーク構築が重要です。

基本目標Ⅲ 安全安心でいきいきとした暮らしをつくろう

■ 自然災害への備えが必要です

近年全国各地で自然災害が多発する中、災害に備えた地域づくりはこれまで以上に重要であり、優先して取り組む必要があります。

市民アンケートによると、これからの地域生活で大切だと思うことでは、「災害時などに住民同士で助け合える関係づくり」が最も多く、防災に対する意識の高まりが感じられます。

また、団体アンケートにおいても、地域で力を入れて取り組むべきこととして「高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制整備」が最も多く、災害に対する備えが重要視されています。

災害発生時は、自分の身は自分で守る「自助」が前提であるとともに、避難支援は「共助・互助」によって行われます。市や社協、地域の各団体等の連携により「共助・互助」が作用する仕組みづくりが求められます。

■ 高齢者、障がい者、子育て世帯を地域で支え合う体制づくりが必要です

市民アンケートの結果では、身の回りの環境の満足度において「高齢者がいきいき暮らせる環境」、「障がい者が安心して暮らせる環境」、「子育てに関する環境」が前回調査よりも満足度が低下していました。

団体アンケートの結果では、地域で力を入れて取り組むべきこととして「高齢者に対する支援施策」「障がい者に対する支援施策」「子育て支援施策」が求められていました。

高齢者分野では、高齢者の増加に伴い要介護者も増加を続けています。社人研の推計では2040年には本市でも3人に1人が65歳以上になると推計されており、誰もがいつまでもいきいきとした生活を送るためには、運動や食を通じた「からだの健康づくり」や、生きがいを持つことによる「こころの健康づくり」が必要です。

障がい分野では、障がい者の自立支援の充実と障がい者の社会参加の促進を図り、障がい者が暮らしやすいまちづくりを推進しています。また、障がいのある人もない人も共に支え合う意識づくりや、差別や偏見がない地域づくりを進める必要があります。

子ども分野では、ライフスタイルの変化による就労形態の多様化や、ひとり親家庭の増加、子ども会加入率の低下など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境も変化をしています。

住んでいる地域の中で安心して子育てができる環境づくり、地域で子どもを見守り育てる意識づくりがこれからの地域で必要です。

第3章 第2期計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2期おおむら支え合いプランでは、第1期計画の基本理念を引き継ぎ、以下の基本理念を掲げます。

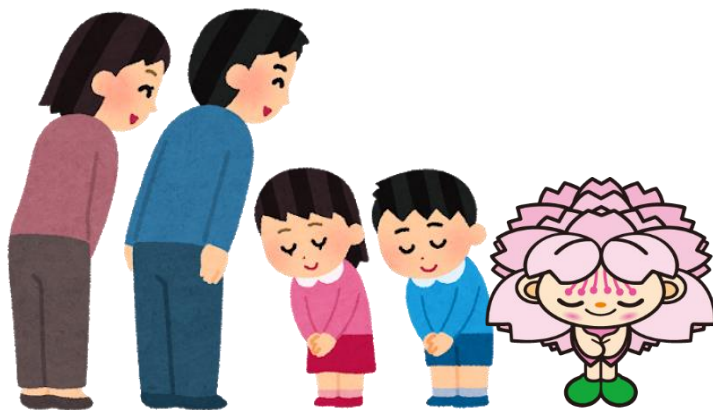
向こう三軒両どなり
みんなつながり支え合い
いきいき安心 おおむらづくり

家族構成や働き方、ライフスタイルの変化・多様化などにより、地域住民同士の付き合いが変化し、最近では「向こう三軒両どなり」という言葉がほとんど使われなくなりました。隣近所の人に会ってもあいさつをしない、顔すら知らないという状況も少なくありません。

しかし、日常の困りごとや一人の力ではどうすることもできない自然災害が発生した際には、地域の支え合いや助け合いが必要となります。

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らすには、行政サービスや福祉サービスだけでなく、「向こう三軒両どなり」を中心とした身近な人への“あいさつ”や“ふれあい”を通じて、日ごろから声を掛けあえる関係づくりが必要です。

第2期おおむら支え合いプランでは、第1期計画と同じく「向こう三軒両どなり」を地域福祉のキーワードとすることで、市民一人ひとりがつながりや支え合いの意識を持ち、市民、行政、社協、福祉団体等の協働により地域福祉の増進を図り、地域共生社会の実現を目指します。



2 基本目標と基本施策

第2期おおむら支え合いプランでは、基本理念に基づき地域福祉を推進するため、3つの基本目標とそれを達成するために必要な12の基本施策を定めます。

基本目標Ⅰ

ふれあいを大切にする
地域づくり

基本施策1 地域福祉の意識を広げる環境づくり

基本施策2 声を掛け・見守る地域づくりの推進

基本施策3 地域福祉の担い手の確保・育成

基本施策4 地域活動の充実

基本目標Ⅱ

誰もが安心して暮らせる
地域づくり

基本施策5 地域の防災体制づくりの推進

基本施策6 地域の防犯・安全体制づくりの推進

基本施策7 地域における健康づくりの推進

基本施策8 いきいきとした地域づくりの推進

基本目標Ⅲ

丸ごと受け止め解決に
つなげる体制づくり

基本施策9 相談支援体制の充実

基本施策10 福祉サービスの適正な利用の確保

基本施策11 生活困窮者自立支援対策の推進

基本施策12 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

3 計画の期間

第2期おおむら支え合いプランの計画期間は令和3年度から令和12年度の10年間とします。
また、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ5年を目途に計画の見直しを行います。



※成年後見制度利用促進基本計画は第2期おおむら支え合いプランに包含して策定

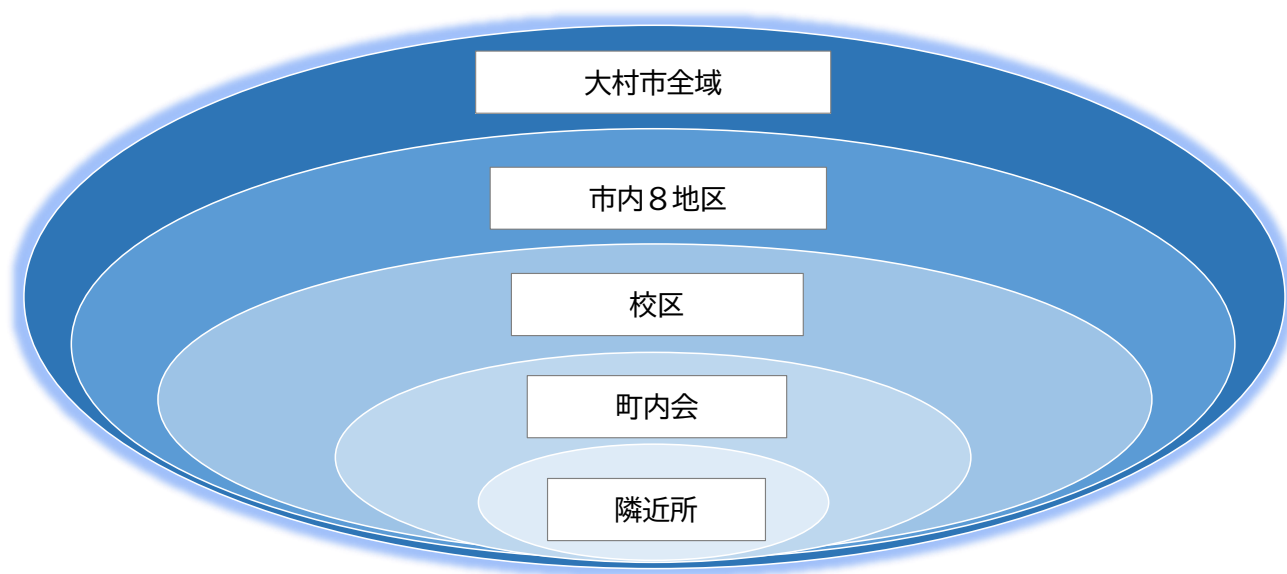
4 地域福祉を推進するための圏域の考え方

地域福祉を推進するためには、高齢者や障がい者、子育て支援といった分野ごとのさまざまな取組を住民に身近な地域エリア（＝圏域）で展開し進める必要があります。

さらに複雑化、複合化する問題に対応するためには、公的なサービスだけではなく、町内会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人など地域で活動する各団体が協力・連携することで解決する力が高まります。

また、住民に身近な圏域に地域福祉活動の基盤があることで、地域住民の意欲や能力を活かすことができ、地域が持つ支え合いの力の強化にもつながります。

このため、最も身近な生活の場である隣近所や町内会を最小圏域として、広域的な対応が必要であれば小学校区や中学校区で活動している諸団体と連携し、さらに広域的な対応が必要であれば市内8地区や市全域で連携するなど、一人ひとりのニーズに応じ、それぞれの圏域で展開する公的サービス、各団体との有機的な連携により、地域福祉の取組を進めていきます。



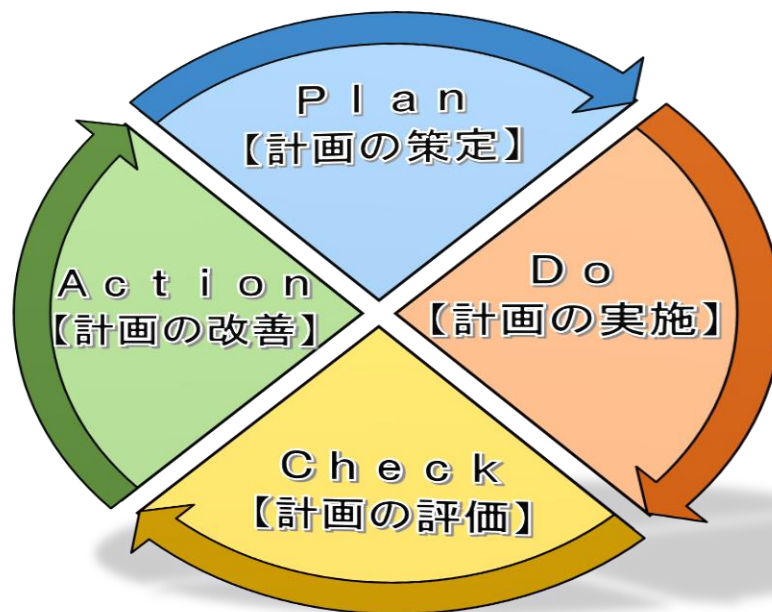
地域福祉の圏域イメージ

5 計画の評価及び推進体制

令和元年度から令和2年度にかけて、大村市地域福祉計画推進委員会から計画に関する提言、助言をいただきながら、本市が目指す地域福祉に関する方向性等について協議を重ね、第2期おおむら支え合いプランを策定しました。

第2期計画策定後においては、大村市地域福祉計画推進委員会において計画の取組状況の評価を行い、PDCAサイクルを踏まえて、計画に定めた施策を推進していきます。

また、評価結果等をホームページで公表し、計画の推進を図ります。



第4章 地域福祉を推進するための取組

基本目標Ⅰ ふれあいを大切にする地域づくり

市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、隣近所につながり、支え合う関係をつくるため、地域福祉の意識を広げ、誰も孤立しない地域づくりに取り組みます。

今後、高齢化の進行に伴い、地域の機能低下が懸念されます。地域で活動する組織の活性化が、支え合いや助け合いに必要となるため、地域福祉の担い手の確保・育成、活動への支援等を進めます。

【目標指標】 地域との交流やつながりがあると感じる人の割合



◆目標達成のための基本施策

基本施策1 地域福祉の意識を広げる環境づくり

基本施策2 声を掛け・見守る地域づくりの推進

基本施策3 地域福祉の担い手の確保・育成

基本施策4 地域活動の充実

基本施策1 地域福祉の意識を広げる環境づくり

誰もが安心して地域で暮らしていくためには、住民同士が日頃からあいさつや世間話、ちょっとしたお手伝いなどをお互いをして、お互いを理解し支え合う関係を築いていくことが重要です。

住民一人ひとりが「支え合い」の意識を持ち、地域福祉に取り組む環境を作るために、広報おおむら等を活用した啓発活動や子どもの頃からの福祉教育の推進、分野を超えてふれあう機会づくりなどの取組を進めます。

①啓発・広報活動の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
広報おおむらを活用した福祉の広報活動	広報おおむらへ福祉に関する記事を掲載し、意識の啓発を行います。	関係課
インターネットを活用した福祉の広報活動	SNSやスマートフォンアプリなどを活用し、福祉に関する広報活動を行います。	関係課
〇〇週間等の周知	障害者週間や世界アルツハイマーデーなどの福祉関係の啓発期間に併せて、広報おおむらへの特集記事掲載や大村公園等のライトアップによる啓発活動を行います。	関係課
障がい者福祉関連イベントによる啓発	様々なテーマで障がいに関する研修会などを開催し、障がいのあるなしに関わらず幅広い住民に対し、障がいについての啓発を行います。	障がい福祉課
新規 おおむら支え合いプランの周知	広報おおむらやホームページへの掲載、公共施設への閲覧用冊子の設置など、おおむら支え合いプランの周知を図ります。	福祉総務課
社協だより等を活用した啓発活動	社協が作成する広報紙等を活用し、啓発活動を行います。	社会福祉協議会

②福祉教育の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
障がい者団体と小学生の交流学習	小学校や特別支援学校で、障がい者と児童による「花植え交流会」を実施し、ふれあいの場を作ります。	障がい福祉課
子育て支援センター活動事業	地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講座の企画及び開催を行います。	こども政策課
学校等における福祉教育	市内の学校等に出向き、車いす体験や高齢者疑似体験学習、福祉講話等の福祉学習を行います。	社会福祉協議会

取組の様子		障がい者団体と小学生の交流学習 毎年、身体障害者団体連合会主催で、市内の小学校や特別支援学校に出向き、障がい者と児童による「花植え交流会」を実施しています。
		学校等における福祉教育 小中学校の児童生徒を対象に、社会福祉協議会の見学や車いす体験、高齢者疑似体験学習等を行っています。

③分野を越えてふれあう機会の取組

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
複合的な福祉関連イベントの実施	健康・福祉まつりなどにおいて、福祉の関係団体等と連携し複合的なイベントを行います。	国保けんこう課
農福連携マルシェの実施	農業と福祉のコラボイベント「農福連携マルシェ」を実施し、障がい者にとっての職域拡大や働くことによる収入増、農業の担い手不足解消につなげます。	障がい福祉課 農林水産振興課

取組の様子		複合的な福祉関連イベントの実施 年1回、健康・福祉に関係する様々な団体等が集まる「健康・福祉まつり」を開催し、健康・福祉に関する講演や展示、健康チェック、体験コーナー等を実施しています。
		農福連携マルシェの実施 農福連携の認知度を高め、障がい者の農業分野における就労に対する理解を深めるとともに、農産物等の販路拡大及び障がい者の工賃向上を図るため、福祉事業所で生産、加工した農産物を中心に、食品、縫製品、日曜雑貨等を販売しています。

基本施策2 声を掛け・見守る地域づくりの推進

近年の社会問題として育児放棄や、幼児、高齢者、障がい者に対する虐待、高齢者の孤立死・孤独死、8050 問題、ダブルケア問題など、行政だけでは発見が難しいケースが浮かび上がってきています。

本市においては、ごみのふれあい収集事業や高齢者等の見守りに関する連携協定の締結、赤ちゃん訪問事業などの見守り活動を実施しています。今後もこうした取組を継続し、見守り体制を強化していきます。

また、地域の中で困っている人が孤立しないように、住民同士で日常的に声かけや見守りを行うことも重要です。今後は、そうした意識が芽生えるような啓発活動も重要な見守り支援の一つと考えています。

①子ども・高齢者・障がい者への見守りと支援

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
赤ちゃん訪問事業	全ての誕生児の家庭を生後4か月までに訪問し、適切な保健指導や子育ての情報提供を行います。	こども家庭課
認知症高齢者見守り事業	高齢者等見守りネットワーク協議会を開催し、高齢者等の見守り支援を行うためのネットワーク構築を図ります。また、認知症による徘徊行動のある高齢者向けにGPSの貸与を行います。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
食の自立支援事業	高齢者に対し、管理栄養士が訪問や電話などにより食事指導、食の情報提供などを行います。また、民間の配給サービスの活用等により見守りにつなげます。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
認知症サポーター養成講座	認知症を理解し、支援する人を地域に増やすため、認知症サポーター養成講座を開催します。	長寿介護課 (地域包括支援センター)

取組又は事業	概要	担当部署等
ごみのふれあい収集事業	家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障がいがある方などを対象に、玄関先などでごみ収集を行い、希望者には収集時に見守り活動として声掛けをします。	環境センター
障害者自立支援協議会における障がい者の地域生活支援	障害者自立支援協議会各部会において、障がい者の地域生活の支援に必要な体制づくりを行います。	社会福祉協議会

取組の様子		認知症高齢者見守り事業 大村市高齢者等見守りネットワーク協議会において、高齢者などの見守りに関する対応手順を示したフロー図と携帯用のカードを作成しました。
		ごみのふれあい収集事業 高齢者や障がいのある方などを対象に、玄関先などでごみ収集を行い、希望者には収集時に見守り活動として声掛けをします。不測の事態が発生したときは、必要な措置を講じた上で緊急連絡先へ通報します。

基本施策3 地域福祉の担い手の確保・育成

高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加、共働き世帯の増加などを背景に、人と人とのつながりの希薄化が進み、地域で活動する組織等においても加入者が減少し、担い手不足が深刻化してきています。

将来的に人口減少が予測される中で、これまでどおり地域で安心して暮らすには地域活動組織の存在は必要不可欠です。

市民アンケートの結果では、活動への参加意欲は低くはなく、誰もが無関心というわけではありません。そうした方たちにちょっとしたきっかけをつくり、活動の担い手となるような取組を進めていきます。

また、研修会やセミナー等による地域活動の人材の育成や、功労者に対しての表彰制度の周知などを行い、活動の意欲増進を図ります。

①新たな担い手の掘り起こし

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
広報媒体を活用した情報発信	広報おおむらやホームページ、SNS等の広報媒体を活用して、地域の様々な交流イベントを紹介し、地域への関心を高めて誰でも気軽に参加できる雰囲気づくりを行います。	広報戦略課
ボランティア団体の活動紹介	大村市ボランティアセンターが作成する広報紙「あいわーく通信」でボランティア団体の紹介を行います。	社会福祉協議会



大村市ボランティアセンター
マスコットキャラクター へるぶん

②地域活動を担う人材の育成

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
市民向けセミナーの開催	市民向けに地域福祉関係のセミナーや講演会を開催し、地域活動を担う人材の育成に取り組みます。	社会福祉協議会
ボランティア育成講座の開催	ボランティアセンターが主体となってボランティア育成講座を開催し、ボランティア意識の啓発や活動意欲を高めます。	社会福祉協議会
社会福祉大会の開催	隔年で社会福祉大会を開催し、社会福祉事業に功績のあった個人や団体の表彰や地域福祉に関する講演会等を行い、地域福祉の推進を図ります。	社会福祉協議会

取組の様子



ボランティア育成講座の開催

ボランティアセンターが主体となり、高校生向けのサマーボランティア養成講座など、様々なボランティア講座を開催しています。



社会福祉大会の開催

社会福祉大会は、社会福祉協議会が主体となって隔年で開催し、社会福祉事業に功績のあった個人や団体の表彰や地域福祉に関する講演会等を行っています。

基本施策4 地域活動の充実

地域には、町内会、子ども会、老人クラブなど、年代や目的に応じた組織が存在していますが、住民の価値観の変化などにより、多くの組織で加入率が低下し、団体数も減少が続いています。

目的別に結成されたボランティア団体やNPO法人も活動人数が減少している団体が多く、地域福祉を担う団体が弱体化している傾向にあります。

今後も、地域で活動する団体に対する支援や活動拠点づくりなどにより団体の活動の充実を図り、地域の課題解決につながるような取組を進めます。

①各団体等への活動に対する支援

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
地域活動組織の加入促進	町内会、子ども会、老人クラブといった地域の核となる組織の加入促進を行います。	関係課
住民主導型地域活性化事業	地域住民が自ら考え、自ら行う地域づくりの活動等に対し、地域げんき交付金やなんでんかんでんチャレンジ40助成金を交付します。	地域げんき課
ボランティア（活動、団体設立・運営等）に関するアドバイス、周知・啓発	ボランティアやNPO活動に関する情報の収集や提供を行うとともに、ボランティア活動をしたい方を登録し、活動先の調整を行います。	男女いきいき推進課（ボランティアセンター）
福祉関係団体の連携	福祉関係団体の円滑な運営のため、総合福祉センター内にある福祉関係団体との連絡協議会を開催します。	社会福祉協議会

②身近な地域での地域福祉の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
市民活動推進協議会の開催	ボランティア団体、NPO、民生委員・児童委員、行政などの委員で構成する市民活動推進協議会を開催し、市民活動の恒常的な展開を図ります。	社会福祉協議会
小地域ネットワーク台帳の活用	民生委員児童委員連絡協議会が作成する小地域ネットワーク台帳の共有により連携を図り、見守り等の強化を行います。	社会福祉協議会
拡充 地区活動計画の策定と推進	地域福祉活動計画推進のため、地区社協会長会や福祉団体連絡会議を開催し、地区活動計画未策定地区において、計画の策定を行い地域福祉の推進に努めます。	社会福祉協議会

取組の様子				地区活動計画の策定と推進 市内の6地区社協のうち、松原地区、福重地区、鈴田地区の3地区で地区活動計画の策定が完了しています。 現在は、三城地区の計画策定に取り組んでいます。

③地域福祉を推進する拠点づくり

取組又は事業	概要	担当部署等
総合福祉センターの利用促進	総合福祉センターを地域福祉の拠点とするため、利用団体との懇談会の意見を総合福祉センターの運営に活かし、さらなる利用促進に努めます。	社会福祉協議会

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

全国的に自然災害が多発する中で、防災に対する市民の意識は高まっています。災害から身を守るために、災害に備えた体制・地域づくりを進めます。

防犯・安全面においては、地域での防犯・安全体制の整備を進め、安心な地域づくりに取り組みます。

また、安心した暮らしを実現するためには、自身の健康を保つことが重要であるため、健康づくりや生きがいを推進します。

【目標指標】介護予防のための通いの場の数

令和元年度（現状）

21か所

令和7年度（中間年度）

100か所

令和12年度（最終年度）

100か所以上

◆目標達成のための基本施策

基本施策5 地域の防災体制づくりの推進

基本施策6 地域の防犯・安全体制づくりの推進

基本施策7 地域における健康づくりの推進

基本施策8 いきいきとした地域づくりの推進

基本施策5 地域の防災体制づくりの推進

自然災害に備えるため、防災体制づくりは重要になっています。

公助である消防、警察、市役所等の役割は大きいですが、行政機関のみの対応には限界があります。このため、地域住民同士で助け合う「自助」「共助・互助」が必要不可欠であり、自主防災組織の結成や活動に対する支援を行います。

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難が難しい方への支援として避難行動要支援者名簿の作成を進め、民生委員・児童委員や町内会等の支援機関と共有することで平時から見守る、地域の防災体制づくりを進めます。

また、福祉介護避難所の重要性も増しているため、福祉施設等と市の連携強化を図ります。

①地域の防災体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
自主防災組織の結成と訓練の支援	地域防災にとって重要な自主防災組織の結成を呼びかけるとともに、自主防災組織に対する訓練を支援し、防災に対する意識を高めます。	安全対策課
災害情報の発信	自然災害などから市民の生命、身体及び財産を守るため、市内全世帯、民間事業所へ防災ラジオを無償貸与し、災害情報等の発信を行います。また、Facebook や LINE などのSNSも活用した情報発信を行います。	安全対策課

取組の様子



自主防災組織の結成と訓練の支援

自主防災組織の結成・育成を促進します。また地域の要望に応じた訓練メニューを実施するなど、自主防災組織への訓練支援を行っています。

②地域の避難支援体制づくりの推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
拡充 避難行動要支援者への支援	自力での避難が困難で支援が必要と思われる人を対象に名簿への登録を呼びかけ、災害時に速やかな避難支援を受けられるよう支援体制を整備します。	福祉総務課
拡充 福祉介護避難所の確保	指定避難所などでの避難生活が困難な、特別な配慮を要する、避難行動要支援者を受け入れるため、福祉施設等と協定を締結し、災害時の2次的避難所の確保に努めます。	福祉総務課
災害後の生活再建に向けた共助の取組の推進	大規模災害時における、被災者の早期生活再建を促進するため、災害ボランティアセンターが円滑に運営できる体制づくりを行います。	男女いきいき推進課 社会福祉協議会

取組の様子



災害後の生活再建に向けた共助の取組の推進

令和2年7月豪雨の際は、災害ボランティアセンターを開設し、市民生活の早期復旧と支援を行いました。
開設期間中は、延べ356人のボランティアの皆さんに協力いただき、16件の復旧作業を完了しました。

基本施策6 地域の防犯・安全体制づくりの推進

防犯・安全対策として、これまで防犯灯のLED化や新規設置、カーブミラーの設置、防犯パトロール（ワンワンパトロール）の実施などに取り組んできました。地域独自で防犯体制を強化している事例もあり、今後も地域と連携して防犯・安全対策を進めます。

①地域の防犯体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
ワンワンパトロール	通学路等において、犬の散歩をしながら子どもたちに愛の声かけを行うボランティア活動「ワンワンパトロール」を実施し、防犯意識の啓発を行います。	社会教育課 (少年センター)
子ども110番の家の設置	子どもたちが危険に遭遇したりトラブルに巻き込まれそうになった際、助けを求めて駆け込むことができるよう、地域の方々に「子ども110番の家」への協力を働きかけます。	社会教育課 (少年センター)
防犯灯の設置	防犯灯の設置により、地域の防犯活動の支援を行います。	安全対策課
地域安全運動	小学校や中学校の登下校時間帯に、児童、生徒に対する防犯啓発活動を行います。	安全対策課

②地域の交通安全の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
カーブミラー等の設置	地域の要望に応じて見通しの悪い交差点等にカーブミラー等を設置し、地域の交通安全に寄与します。	安全対策課 道路課
交通安全指導事業	大村市交通指導員による交通安全推進等の活動を行い、交通事故防止を図ります。	安全対策課

第4章

地域福祉を推進するための取組

大村市地域福祉計画（第2期）の推進を図るための取組

基本施策7 地域における健康づくりの推進

高齢化の進行により、要介護者が増加を続けています。生涯にわたり充実した生活を送るためには、住民一人ひとりが健康であり続けることが必要です。今後も、健康教室の開催や食育の推進など健康づくりを継続し、健康寿命の延伸を図ります。

①地域における健康づくりの推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
健康教室の開催	地域住民の健康の増進を図るため、医師、保健師、管理栄養士、健康運動指導士などによる健康教室を開催します。	国保けんこう課
健康づくり推進員活動	ウォーキングや健康体操などを通じて地域住民の健康づくりを支援する「健康づくり推進員」の養成及び活動の支援、周知を行い、住民の健康づくりに取り組みます。	国保けんこう課

取組の様子



健康づくり推進員活動

健康づくり推進員とは、運動を中心とした市民の健康づくりボランティアで、地域の皆さんが参加しやすいように公民館や出張所などを利用し、定期的にウォーキングや健康体操など様々な活動を行っています。

②地域における食育の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
食生活改善推進員活動	食に関する活動を通じて地域住民の健康づくりを支援する「食生活改善推進員」の養成及び活動の支援、周知を行い、住民の健康づくりに取り組みます。	国保けんこう課

取組の様子



食生活改善推進員活動

食生活改善推進員は、自ら「栄養・運動・休養」のバランスのとれた生活を、実践した上で、家族、お隣さん、お向かいさん、友だち、地域の皆さんなどへ広げる活動をしています。

基本施策8 いきいきとした地域づくりの推進

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もがいつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けるためには、生きがいを持った生活や社会参加の機会の創出、地域包括ケアシステムの推進などに取り組む必要があります。

退職後の高齢者が新たな趣味を持ったり、講座やサークルへの参加をきっかけに生きがいを持つことは、健康づくりや介護予防につながります。

障がいのある人に社会参加を促し、地域社会との関わりを持つための支援を行うことで、ノーマライゼーションの推進につながります。

また、子どもたちがのびのびとすこやかに育つ地域づくり、親と子がいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

①地域包括ケアシステムの推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
包括的・継続的ケアマネジメント事業	主任ケアマネージャーが、事業所のケアマネージャー等に対し制度等に関する情報提供、支援困難事例への助言指導、医療機関を含めた関係機関との連携体制の支援を行います。また、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護関係職の多職種連携の推進や24時間コールセンター、救急医療情報キット、在宅医療等に関する普及啓発を行います。	長寿介護課 (地域包括支援センター)

②高齢者の生きがいづくり

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
拡充 介護予防のための通いの場の整備	地域に既存する趣味の会やサークル活動などを把握し、介護予防の視点を持った活動を加えてもらうことで、新たな通いの場を創出するとともに、住民主体の活動が継続できるような支援体制を整えることで、高齢者の健康づくりと生きがいづくりにつなげます。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
熟年大学校事業	コミュニティセンターやふれあい館等を利用して、趣味的なものから教養講座まで、幅広い内容の講座を開催し、高齢者の生きがい・学習意欲を高めます。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
人生ノートの書き方講座	これまでの人生を振り返りこれからの人生を考えることで、人生をより豊かなものにするためのツール「人生ノート」の書き方講座を開催します。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
拡充 老人クラブ活動促進	老人クラブが実施するレクリエーションや地域との交流活動などを支援します。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
シルバー人材センター事業	高齢者の能力の積極的な活用や就業機会の確保など、高齢者の活躍の場を創出するため、シルバー人材センターによる人材育成や情報発信のほか、新たな就業分野の開拓などを積極的に促進します。	商工振興課

取組の様子



人生ノートの書き方講座

「大村市版人生ノート」は、財産分与など死後の整理のことが主目的ではなく、介護予防に重点を置きながら、これからの人生をより豊かにするために作成するものです。人生ノート作成委員の先生から書き方を教わる講座を開催しています。

③障がい者の社会参加

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
同行援護、移動支援事業	外出又は外出先での移動が困難な障がい者に対しヘルパーの同行により移動支援を行います。	障がい福祉課
意思疎通支援事業	聴覚障がい者などで意思疎通が困難な方に対して手話通訳相談員、手話奉仕員、要約筆記者等を派遣し、コミュニケーションの支援を行います。また、視覚障がい者に対する市の情報発信として、声の広報(CD)を作成し、希望者へ発送します。	障がい福祉課
障がい者雇用促進	特別支援学校の生徒や保護者に対して、障がい福祉サービス事業所の各々のサービスを紹介し、進路の参考となる場の提供を行います。	障がい福祉課
オレンジクローバー販売会の開催	大村市障がい者施設ネットワーク協議会の地域商品ブランドである「オレンジクローバー」の販売会を市役所等で開催し、障がい者の自立と社会参加促進、工賃の向上を図ります。	障がい福祉課

取組の様子



オレンジクローバー販売会の開催

市役所1階ロビーで、毎月オレンジクローバー販売会を開催しており、どなたでも購入できます。

④子どもをすこやかに育てる地域づくり

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
放課後子ども教室の開催	三浦野性の森などの野外体験学習や松原宿寺子屋塾、平日、放課後における学校の余裕教室を利用した放課後子ども教室を開催し、子どもたちの地域とのふれあい活動や居場所づくりを行います。	社会教育課
子ども大会等の開催	子ども会の活性化や会同士の連携を深めるため、子ども大会や水ロケット大会、壁画コンクール等を開催します。また、子ども会の組織及び加入率の減少対策にも取り組みます。	社会教育課
子育てつどいの開催	市内各所の子育て支援センターにおいて、子育て支援を行います。子育て中の親子が気軽に集い、親子の交流や保育相談、地域の子育て関連情報の提供などを行います。	こども政策課
市立幼稚園・認定こども園における地域交流の推進	市立幼稚園・認定こども園で、未就園児の遊び場、園児との交流や親同士の交流の場として開放するとともに、地域の子育て世帯を対象とした育児相談を実施します。	こども政策課
シルバーパワー子育て支援活用事業	シルバー人材センターに委託し、市立幼稚園において昔遊びや伝統行事を行い、多世代がふれあう機会を創出します。	こども政策課

取組の様子		放課後子ども教室の開催 三浦野性の森放課後子ども教室では、ボーイスカウト経験者が指導者となり、キャンプや田植え・稲刈り、みかん狩り、餅つきなど、様々な野外体験学習を行っています。
		子ども大会等の開催 子ども大会、水ロケット大会、壁画コンクールなどを開催し、地域に根差した特色ある子ども会活動及び指導者の育成に取り組んでいます。

基本目標Ⅲ 丸ごと受け止め解決につなげる体制づくり

地域共生社会の実現を目指すには、専門分野を超えた包括的な支援体制づくりが必要になります。「複雑化」、「複合化」している地域生活課題に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、福祉サービスの適正な利用の確保に努めます。

また、さまざまな理由で経済的に困難な状況にある生活困窮者に対し、自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

高齢者や障がい者等の権利が擁護されるよう、成年後見制度の周知や利用促進などに取り組みます。

【目標指標】 生活困窮者自立相談支援を受け就労した方の数



◆目標達成のための基本施策

基本施策9 相談支援体制の充実

基本施策10 福祉サービスの適正な利用の確保

基本施策11 生活困窮者自立支援対策の推進

基本施策12 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

基本施策9 相談支援体制の充実

住民が抱える課題などは様々であり、相談したくても相談する場所が分からなかったり、課題を抱えた人に周囲の人が気づかないケースも出てきています。

そうした方の課題がさらに深刻化することがないように、身近な相談窓口の整備や相談窓口の連携など相談体制の充実に取り組みます。

①地域における身近な相談体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
相談窓口の充実	市役所各課や社会福祉協議会の相談体制の充実を図り、関係機関も含めた連携強化に努めます。	関係課 社会福祉協議会
市民向けガイドブック等を活用した相談窓口の周知	市民便利帳や福祉のしおり、子育てガイドブック等を活用し相談窓口の周知を図ります。	関係課
子育て支援センターによる相談の場	こども未来館や市内の保育施設を子育ての拠点と位置づけ、子育ての悩みや不安を相談できる場を提供します。	こども政策課
民生委員・児童委員への活動支援と周知	住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員に対し活動する上で必要な研修機会の充実を図るなど、活動しやすい環境づくりを支援します。また、活動内容などを広報おおむら等で周知し、民生委員・児童委員の認知度向上に努めます。	福祉総務課
社会福祉協議会の事業の周知	ホームページや広報紙等を活用し、社会福祉協議会が取り組んでいる事業等を紹介し、支援が必要な人に情報が届くように努めます。	社会福祉協議会

基本施策10 福祉サービスの適正な利用の確保

福祉サービスは、様々な事業者が多種多様なサービスを行っており、利用者自身がどの福祉サービスを利用するか選択する必要があります。利用者がよりよいサービスを選択するには、客観的な評価を基にした情報が必要であり、事業者にとっても評価を受けることでサービスの質の向上につなげることができます。

今後も第三者評価制度の活用を推進し、住民が事業の内容を把握し、適切にサービスを利用できるように取組を進めます。

① サービス評価体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
第三者評価制度の促進	福祉サービス事業者が提供しているサービスの質を、公正・中立な立場の第3者機関が専門的かつ客観的に評価する「第三者評価制度」を事業者へ周知します。	関係課 社会福祉協議会
福祉サービスの情報の提供	ホームページや広報紙等を活用し、様々な福祉サービスの仕組みや、利用方法等について、住民や地域団体などに分かりやすく情報提供します。視覚や聴覚に障害のある方に対して正しく情報を伝えられるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めます。	関係課 社会福祉協議会

② サービスの利用援助

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な、高齢者や障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを適切に利用することが本人のみでは困難な方に対し、「専門員」「生活支援員」が福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理の支援を行います。	社会福祉協議会

基本施策11 生活困窮者自立支援対策の推進

生活困窮者に対する支援として、相談窓口を設置し、自立への支援を行っています。今後も窓口の周知と支援の充実を図ります。

①情報提供・相談窓口の充実

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
生活困窮者自立支援対策制度の周知	ホームページの掲載や窓口等へのチラシの設置、民生委員・児童委員から該当者へチラシの手渡しを行うなど、制度の周知を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会
支援ネットワークの構築	庁内関係各課や支援団体等と連携を図り、適切に相談窓口につながる仕組みづくりを行います。	福祉総務課 社会福祉協議会

②生活困窮者への支援の充実

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
新規 家計相談支援事業	対象者の状況に応じ、家計支援計画を作成し、同計画に基づき支援を行います。なお、支援を行うに当たり、生活困窮者の自立支援計画を作成機関と十分に調整を行い、支援の方法や方向性等を適宜共有し、連携を図ります。	福祉総務課
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の児童生徒等に対し、学習習慣や規則正しい生活習慣を確立するため、学習支援や日常生活の悩み、進学についての助言を行います。	福祉総務課
新規 就労準備支援事業	単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけではなく、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の複合的な理由により直ちに就労することが困難な方を対象に、段階的な支援を行います。一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会

基本施策12 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進計画)

※ 成年後見 成年後見制度利用促進計画関連取組

判断能力が不十分な高齢者等の権利が擁護されるよう、成年後見制度の普及啓発や制度の利用促進に向けた取組を推進します。

また、高齢者、障がい者、子どもの虐待への対応、消費者被害の防止、日常生活自立支援の推進、要保護児童への支援、その他困難な事例への対応など、権利擁護に向けた取組を行います。

①成年後見制度の利用促進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
成年後見 成年後見制度利用促進事業	認知症高齢者などの増加により、成年後見制度利用の必要性が高まっており、広報おおむらやホームページの活用、講座の開催などにより成年後見制度や相談窓口を広く周知するとともに、社会福祉士等を配置するなど相談体制を整備し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークの構築を進めるため、関係機関と連携を図ります。 また、成年後見制度利用促進協議会において、利用促進方法等の検討を継続し、地域連携ネットワークの中心的な役割を担う中核機関の整備・運営についても関係機関と協議し、早期開設に努めます。	長寿介護課 (地域包括支援センター) 障がい福祉課
成年後見 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うのが難しい場合などに市長申立を行うほか、経済的な理由により制度の利用が困難な方に対し、申立て費用等を支援します。	長寿介護課 (地域包括支援センター) 障がい福祉課

②権利擁護の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
成年後見 高齢者等の総合相談支援事業及び権利擁護事業	高齢者等からの様々な相談に対応し、地域における保健・医療・福祉サービス等の制度の利用につなげる支援を行います。	長寿介護課 (地域包括支援センター) 障がい福祉課
障がい者虐待防止対策支援事業	「障害者虐待防止センター」において、障がい者虐待に関する通報、届出の受理、障がい者及び擁護者に対する相談、支援等を行います。また、障がい者虐待防止に係る広報啓発活動を行います。	障がい福祉課 社会福祉協議会
児童虐待防止推進啓発	児童虐待防止推進の啓発のため、関係機関や保護者などを対象に講演会等を行います。	こども家庭課
要保護児童対策の強化	乳児家庭の全戸訪問やこどもセンター等での相談により、保護者が子育ての不安や悩みを相談しやすい体制を作り、児童虐待の未然防止を図ります。また、相談員の研修の充実、関係機関との連携を強化し、要保護、要支援家庭の早期発見、早期対応に努めます。	こども家庭課

第5章 資料編

1 計画の策定体制

1-1 策定体制

(1)大村市地域福祉計画推進委員会

大村市地域福祉計画推進委員会は、学識経験者2名、社会福祉団体に所属する者4名、市民団体に所属する者1名、関係行政機関の職員1名、公募による市民2名、市長が認める者1名、合計11名によって組織されています。

計画策定に関する事項等について協議し、その結果を市長へ報告します。

(2)大村市地域福祉計画庁内検討委員会

大村市地域福祉計画庁内検討委員会は、副市長を委員長として部長級職員10名の合計11名で構成されています。計画策定のために必要な事項の協議を行い、推進委員からの提案に基づいて素案を作成します。また、素案に対するパブリックコメントを経て最終案の取りまとめを行います。

庁内検討委員会の下部組織として、専門部会（課長級）、庁内ワーキンググループ（職員）を設置し、計画策定を進めています。

(3)パブリックコメント

計画に市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しています。

期間は令和3年2月1日（月）から令和3年2月26日（金）で、市ホームページ、市役所情報コーナー、各出張所、総合福祉センター、福祉総務課に計画案を設置しています。

回答は郵送、ファクス、Eメール、持参で受け付けています。

1-2 大村市地域福祉計画推進委員会委員名簿

大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱第3条第2項各号に掲げる者

任期3年：令和元年10月1日～令和4年9月30日

	区 分 適用号	所 属	氏 名
1	学識経験者 第1号	長崎国際大学 人間社会学部社会福祉学科教授	坂本 雅俊
2	学識経験者 第1号	長崎ウエスレヤン大学 社会福祉学科長(教授)	岩永 秀徳
3	社会福祉団体に所属する者 第2号	大村市民生委員児童委員協議会連合会 会 長	後藤 満行 ＜任期：令和元年10月1日～令和元年12月1日＞
	社会福祉団体に所属する者 第2号	大村市民生委員児童委員協議会連合会 会 長	犬束 義昭 ＜任期：令和元年12月2日～令和4年9月30日＞
4	社会福祉団体に所属する者 第2号	大村市身体障害者団体連合会 会 長	松尾 光敏
5	社会福祉団体に所属する者 第2号	大村市社会福祉協議会 事 務 局 長	太田 義広
6	社会福祉団体に所属する者 第2号	鈴田地区社会福祉協議会 会 長	田添 清美 ＜任期：令和元年10月1日～令和2年3月31日＞
	社会福祉団体に所属する者 第2号	鈴田地区社会福祉協議会 会 長	藤川 正明 ＜任期：令和2年4月1日～令和4年9月30日＞
7	市民団体に所属する者 第3号	大村市町内会長会連合会 理 事	川尻 和長
8	関係行政機関の職員 第4号	大村消防署 予防設備課長兼設備指導係長	渡邊 博
9	公募による市民 第5号		国光 まどか
10	公募による市民 第5号		古川 佐智子
11	その他市長が必要と認める者 第6号	ボランティアの代表	龍野 ムツ子

1-3 大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成24年6月22日

告示第163号

改正 令和元年8月19日告示第137号

(設置)

第1条 大村市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、及び計画に定める施策を推進するため、大村市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（令元告示137・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長にその結果を報告する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の進捗状況の把握及び評価に関する事項
- (3) 計画の推進方策に関する提言及び助言
- (4) 計画の見直しに関する事項
- (5) その他地域福祉の推進のために必要な事項

（令元告示137・一部改正）

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体に所属する者
- (3) 市民団体に所属する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

（令元告示137・一部改正）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員（第4条ただし書の補欠委員は除く。）の委嘱の日以後、最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員長がその会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開により行う。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（令和元年8月19日告示第137号）

この告示は、公表の日から施行する。

1-4 大村市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿

大村市地域福祉計画庁内検討委員会

	区分	役職	氏名		区分	役職	氏名
1	委員長	副市長	山下 健一郎	7	委員	市民環境部長	杉野 幸夫
2	副委員長	福祉保健部長	川下 隆治	8	委員	こども未来部長	山中 さと子
3	委員	大村市理事	田中 博文	9	委員	産業振興部長	下玉利 輝幸
4	委員	企画政策部長	渡邊 真一郎	10	委員	都市整備部長	増田 正治
5	委員	総務部長	楠本 勝典	11	委員	教育次長	吉村 武史
6	委員	財政部長	高取 和也	12	委員	上下水道局次長	石丸 弘子

大村市地域福祉計画庁内検討委員会専門部会

	区分	役職	氏名		区分	役職	氏名
1	部会長	福祉保健部長	川下 隆治	6	部会員	こども政策課長	赤瀬 雅昭
2	部会員	企画政策課長	石山 光昭	7	部会員	商工振興課長	長石 弘顕
3	部会員	安全対策課長	針山 健	8	部会員	都市計画課長	金原 剛蔵
4	部会員	財政課長	西川 輝幸	9	部会員	教育総務課長	三岳 和裕
5	部会員	地域げんき課長	中村 浩樹	10	部会員	上下水道局 業務課長	横田 良一

大村市地域福祉計画庁内検討委員会ワーキンググループ

	所属	氏名		所属	氏名
1	国保けんこう課	下田 依子	8	地域げんき課	松本 亘宏
2	保護課	開 健一	9	こども政策課	田中 慎也
3	長寿介護課	後田 拓弥	10	商工振興課	櫻田 俊紀
4	地域包括支援センター	森 ふみ	11	都市計画課	山口 干城
5	障がい福祉課	久家 聡	12	教育総務課	一瀬 美美香
6	企画政策課	松尾 亮佑	13	上下水道局 業務課	山口 和也
7	安全対策課	田上 昂輝			

1-5 大村市地域福祉計画庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 大村市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大村市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 計画策定のために必要な事項について協議を行うとともに、大村市地域福祉計画推進委員会からの提言に基づき素案を作成する。また、素案に対するパブリックコメントを経て最終案のとりまとめを行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、福祉保健部長をもって充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

(専門部会)

第6条 計画と市が策定する各計画との整合性を専門的に調査研究するため、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、前項の規定による調査研究の結果を検討委員会に報告する。

3 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、福祉保健部長をもって充てる。

5 部会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 部会長は、専門部会の会務を総理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(ワーキンググループ)

第7条 検討委員会における調査研究の資料を作成するため、検討委員会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、別表第3に掲げる課の職員のうちから、当該課の所属長の推薦により指名された者をもって組織する。

(関係者の出席)

第8条 検討委員会、専門部会及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会、専門部会及びワーキンググループの庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 元年 8月26日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和 3年 3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要領は、令和 2年 4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

大村市理事、企画政策部長、総務部長、財政部長、市民環境部長、こども未来部長、産業振興部長、都市整備部長、教育委員会次長、上下水道局次長

(令和2年4月1日・一部改正)

別表第2 (第6条関係)

企画政策課長、安全対策課長、財政課長、地域げんき課長、こども政策課長、商工振興課長、都市計画課長、教育総務課長、上下水道局業務課長

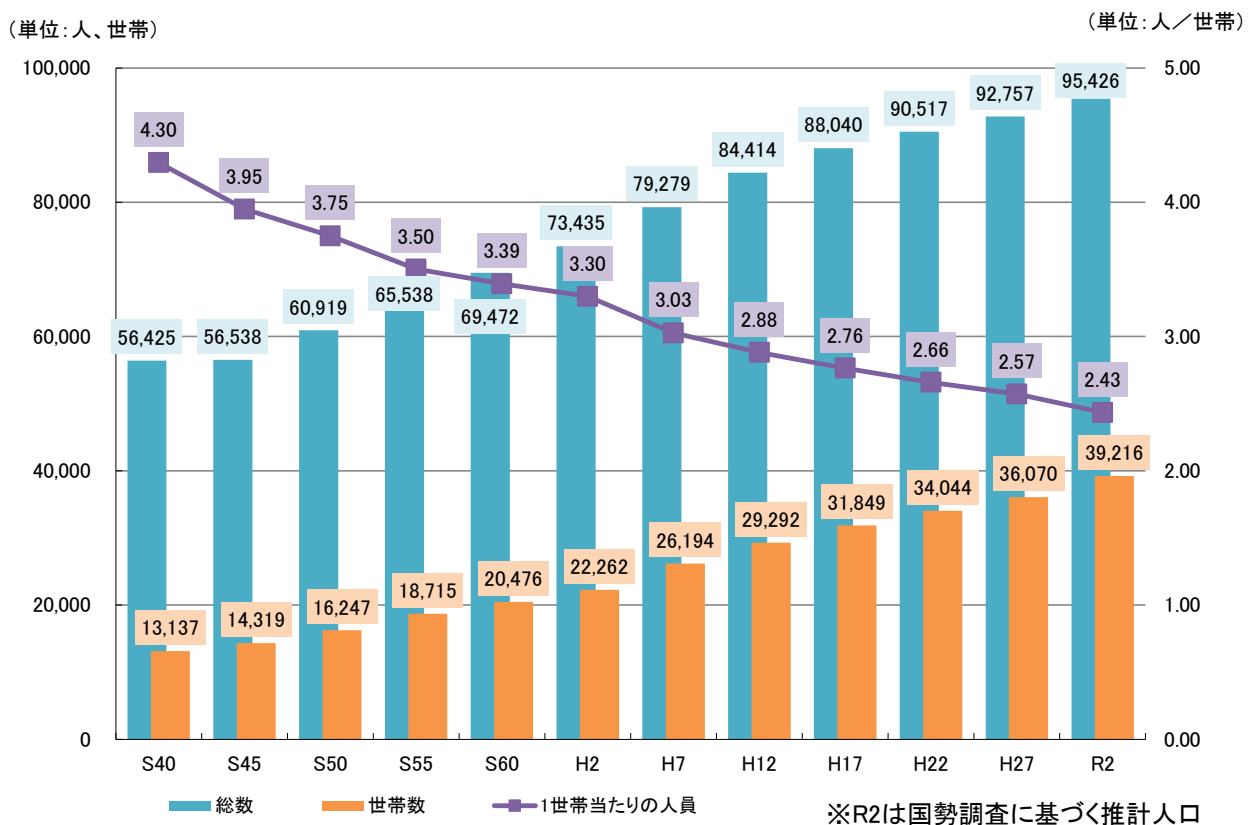
別表第3 (第7条関係)

企画政策課、安全対策課、財政課、地域げんき課、国保けんこう課、保護課、長寿介護課、地域包括支援センター、障がい福祉課、こども政策課、商工振興課、都市計画課、教育総務課、上下水道局業務課

2 大村市の状況(統計データ)

(1)人口・世帯の推移

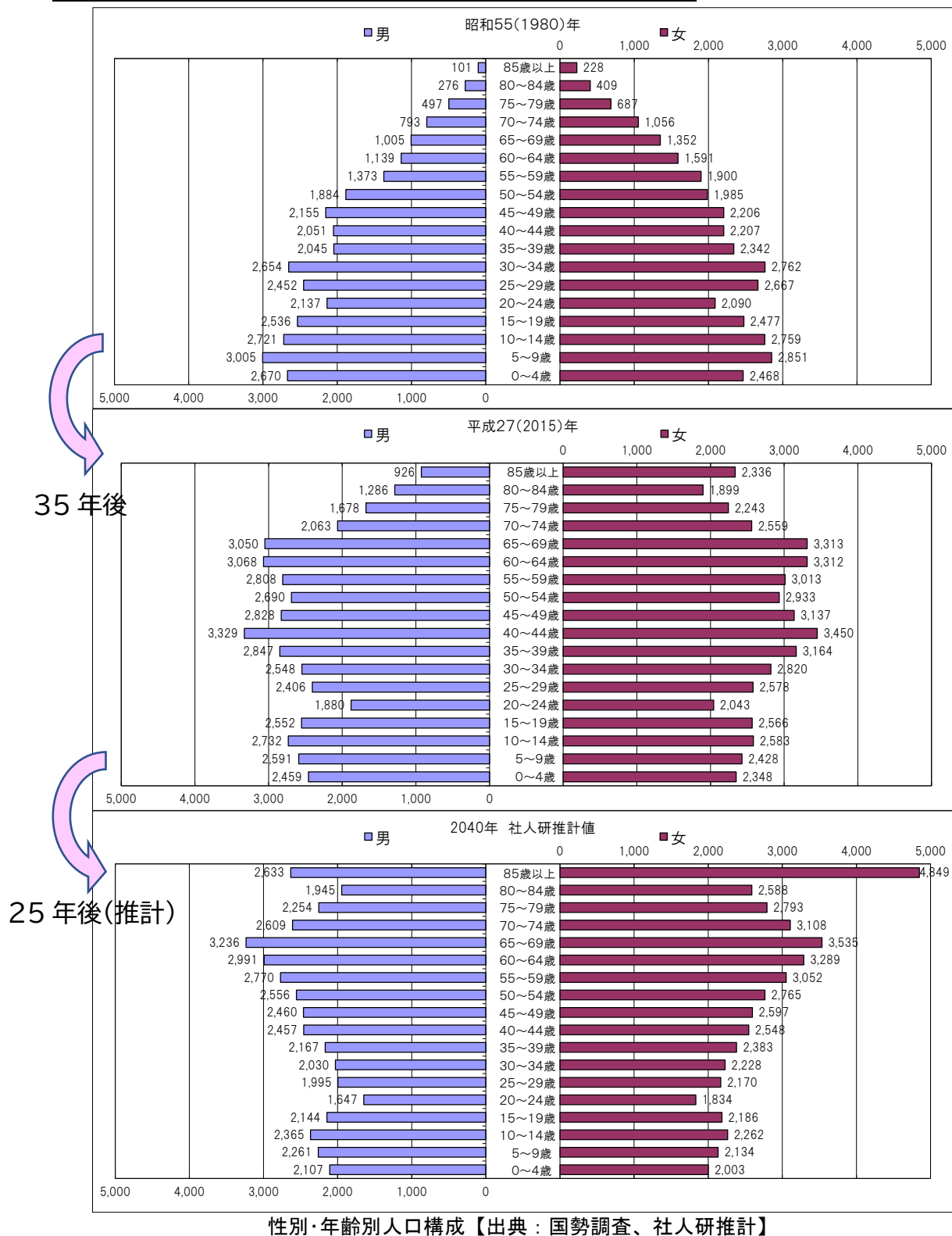
☑人口・世帯は増加を続けているが、1世帯あたりの人口は減少を続けている



人口、世帯数の推移【出典：国勢調査】

(2)性別・年齢別人口構成(人口ピラミッド)

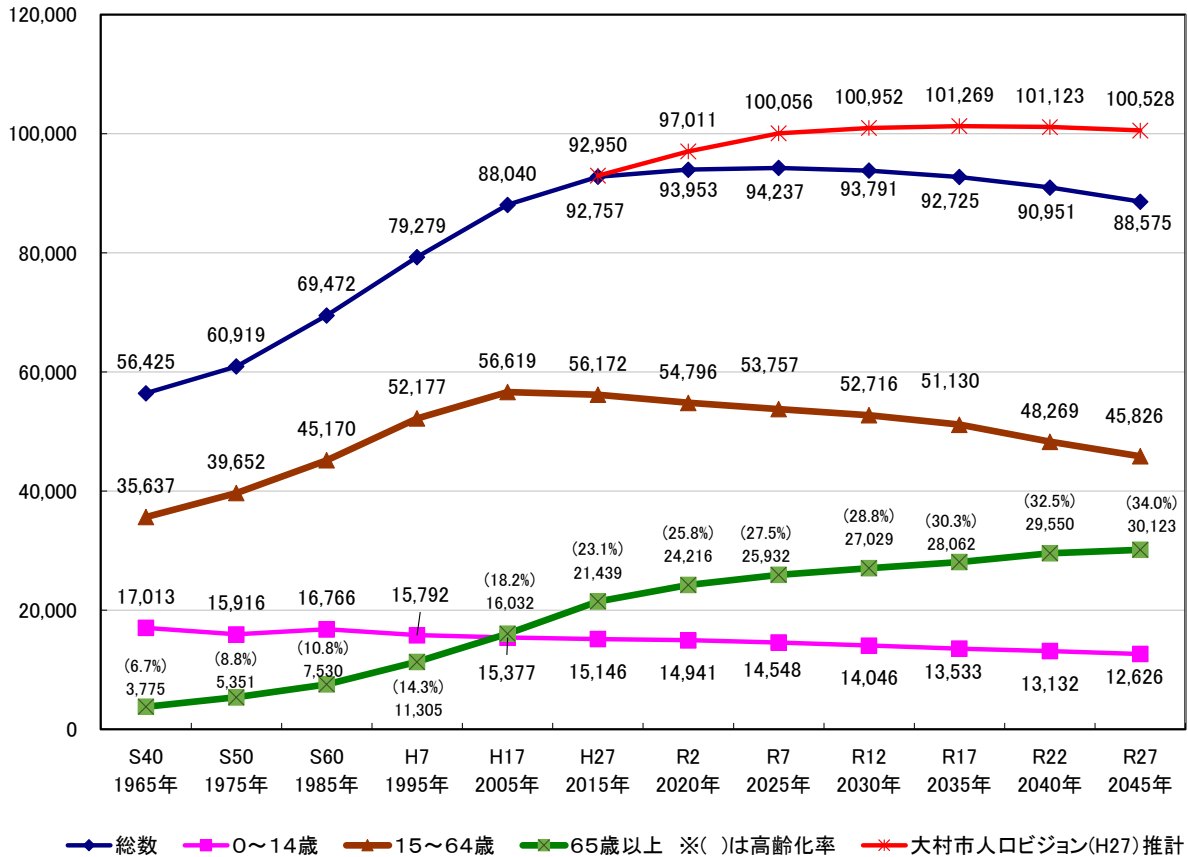
☑「富士山型」から「逆富士型」に変化、少子高齢化の顕在化



(3)人口推計(再掲)

☑少子高齢化が進行、将来的に人口減少へ転じる

(単位:人)

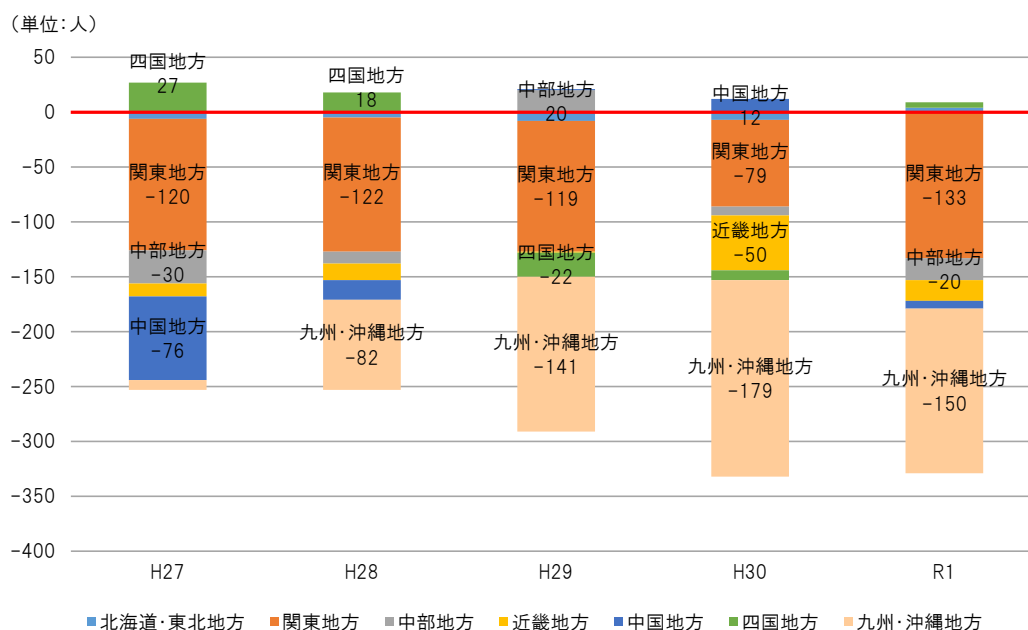


年齢区分別人口の推移・推計【出典：社人研推計、大村市人口ビジョン】

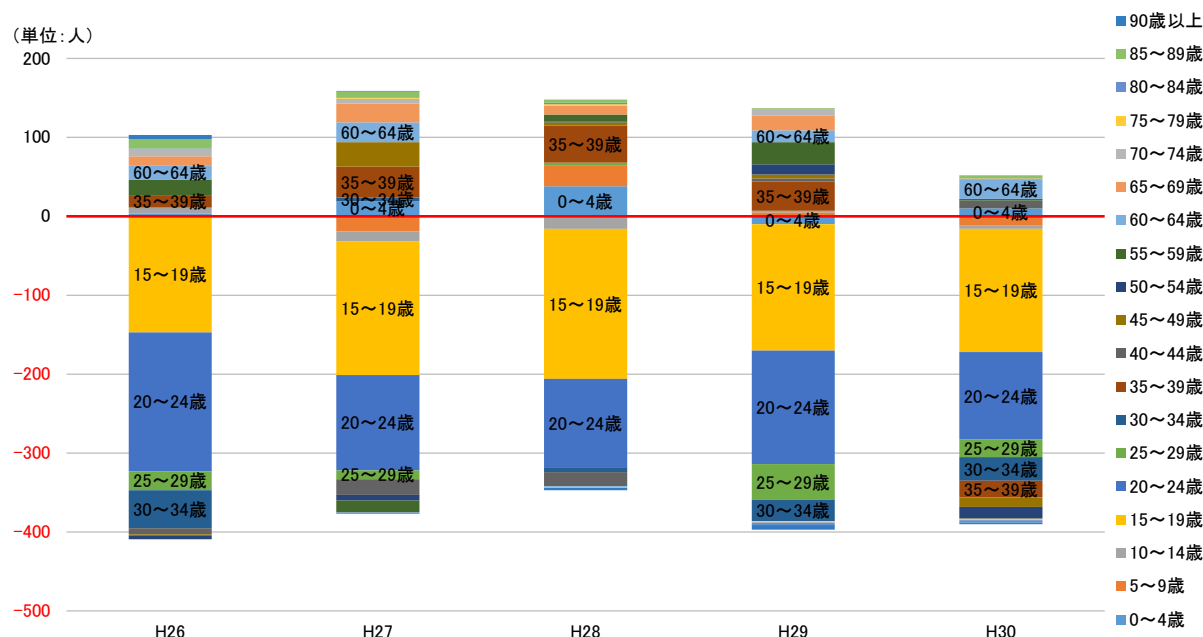
(4)人口異動の状況

①人口異動の推移（県外異動）

☑福岡県や東京都などの都市部へ、若年層の人口流出が続いている



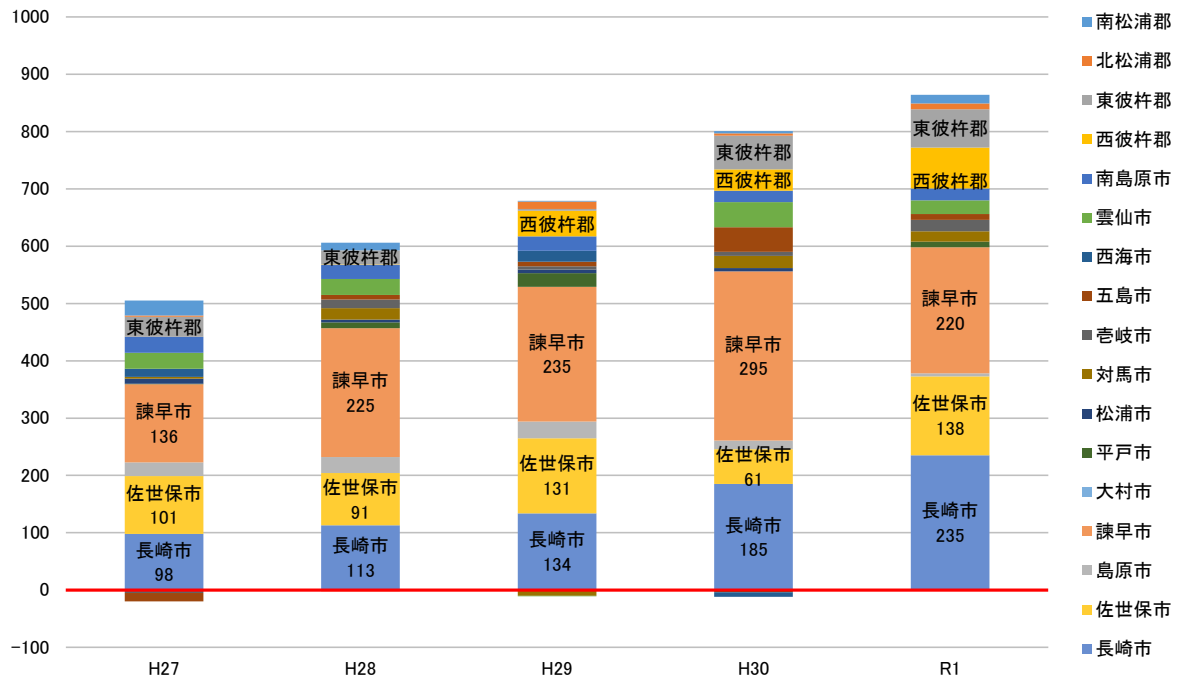
地域別人口異動推移【出典：長崎県異動人口調査】



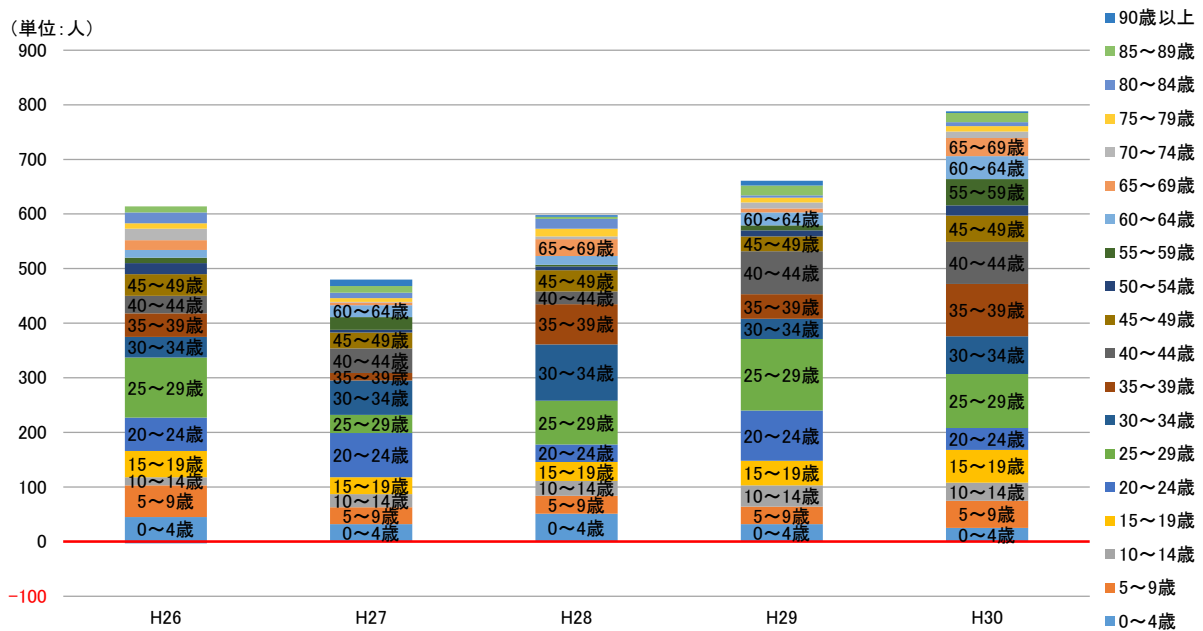
年齢区分別県外人口異動推移【出典：おおむらの統計】

②人口異動の推移（県内異動）

☑県内異動では転入超過が続いている。特に諫早市からの転入が多い



県内市町別人口異動推移【出典：長崎県異動人口調査】

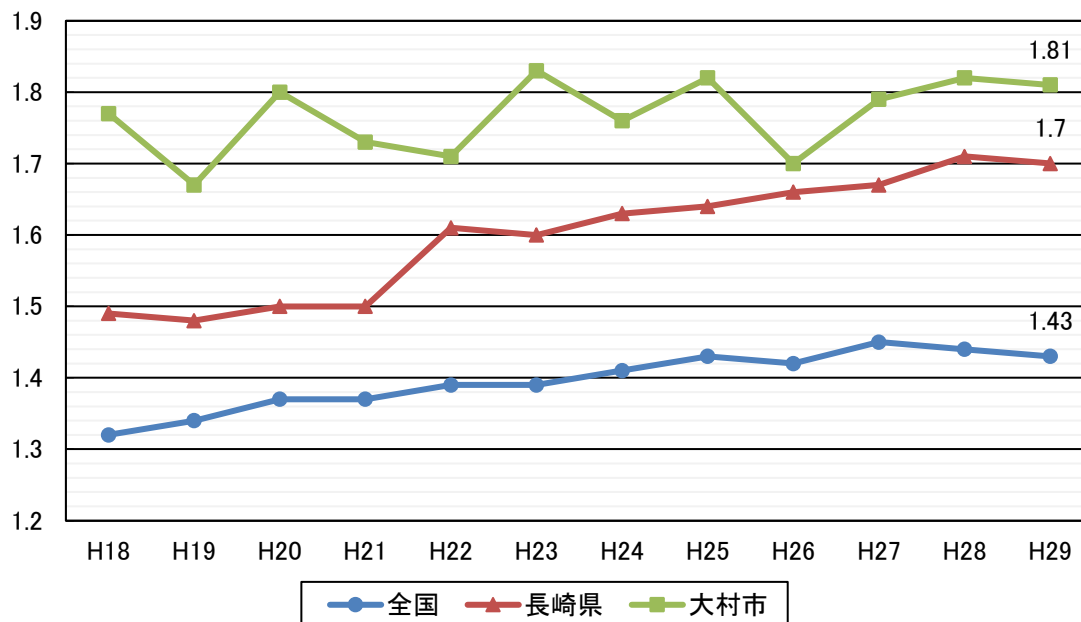


年齢区分別県内人口異動推移【出典：おおむらの統計】

③合計特殊出生率・自然動態の推移

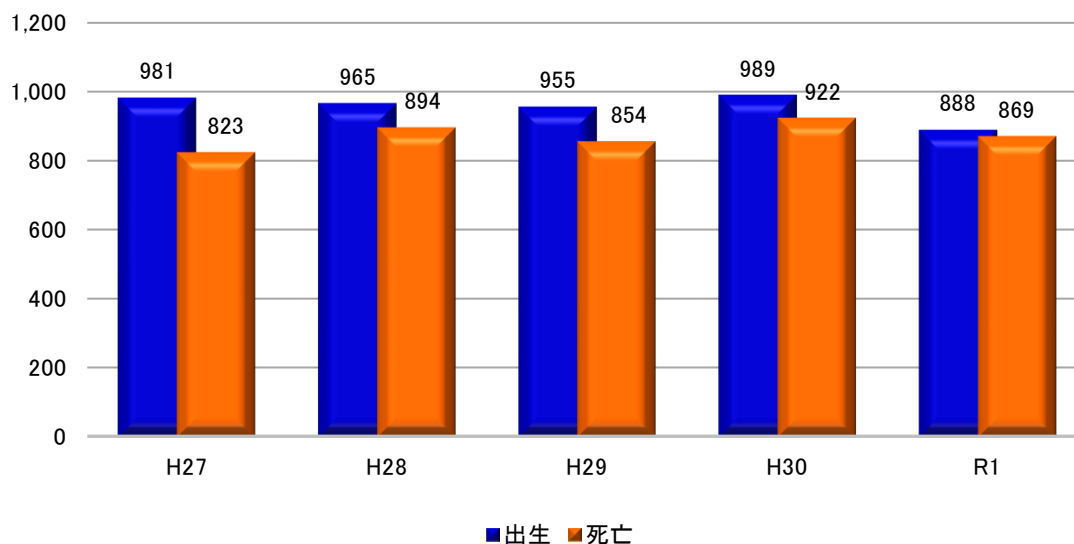
☑出生率は全国、県を上回り、自然増を維持している

(単位:人)



合計特殊出生率の推移【出典：長崎県衛生統計年報】

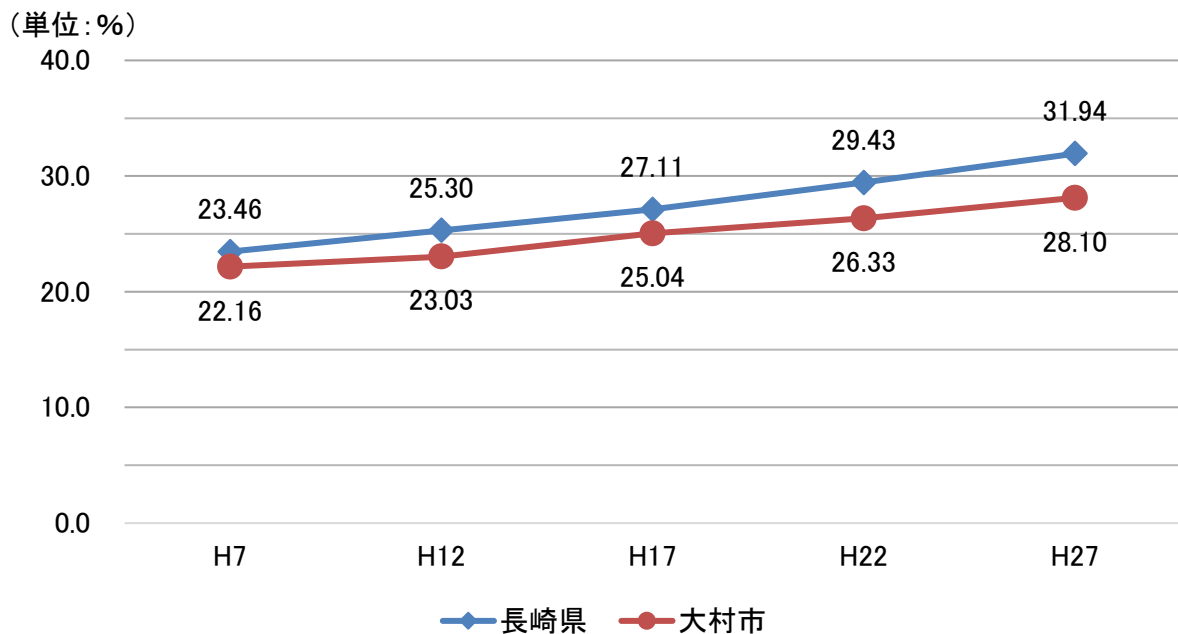
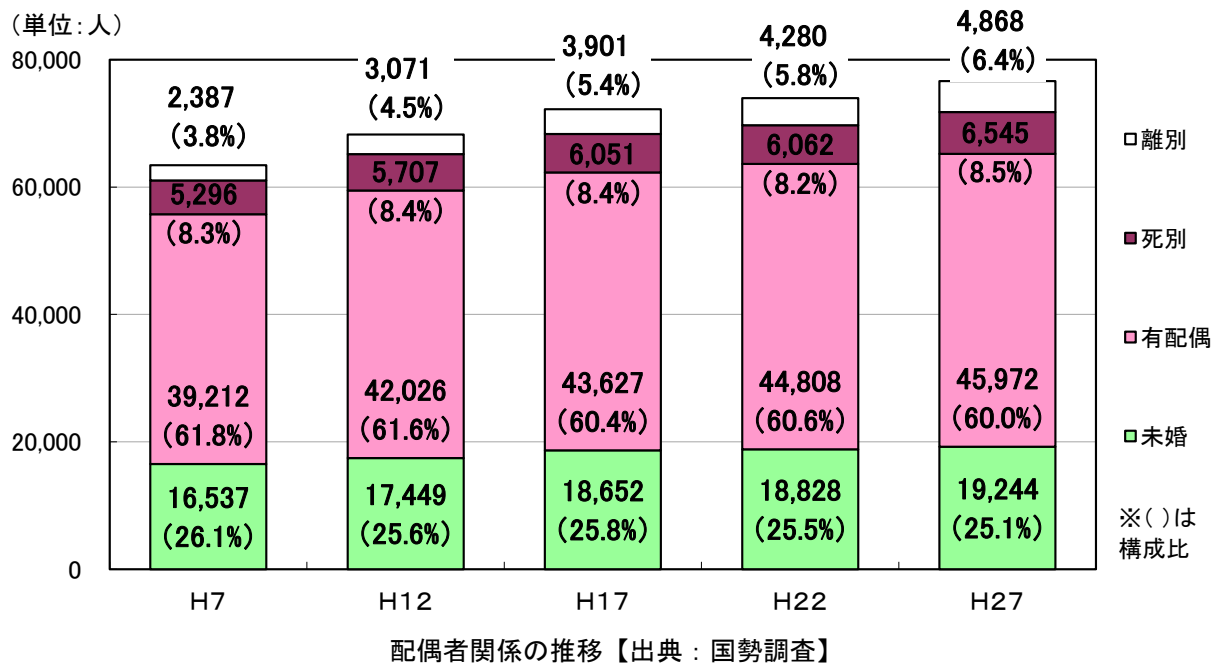
(単位:人)



出生・死亡の推移【出典：長崎県異動人口調査】

(5) 配偶者関係、単身世帯の推移(再掲)

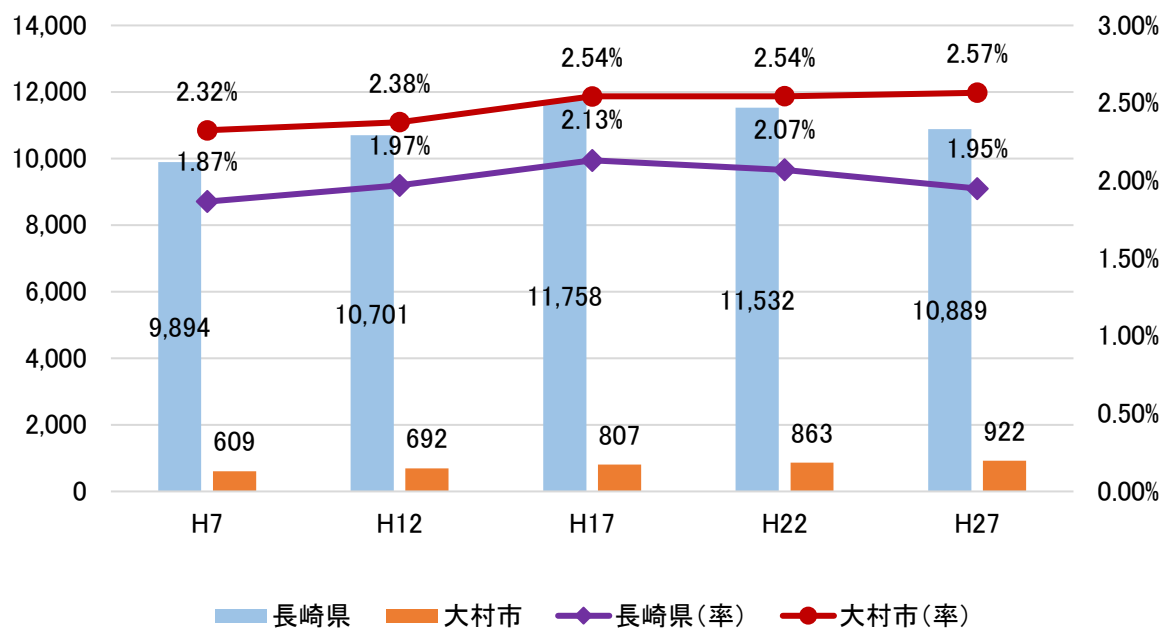
☑既婚者の比率が減少傾向、単身世帯比率は増加



(6)ひとり親家庭の推移

☑ひとり親家庭の割合は県より高く、増加傾向

(単位:世帯)

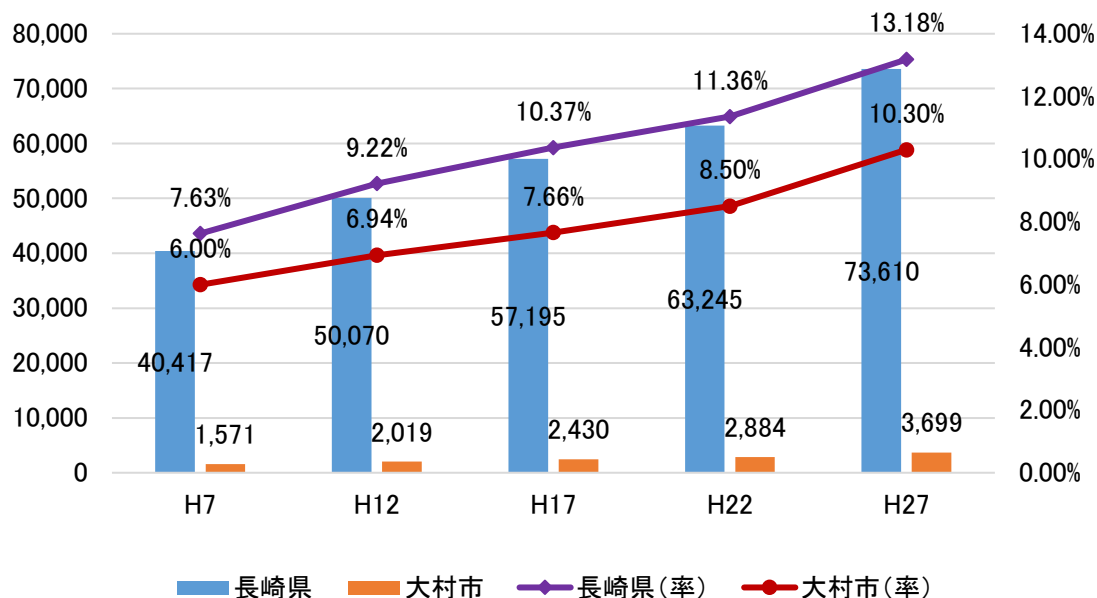


ひとり親家庭世帯数、世帯比率【出典：国勢調査】

(7) 高齢者世帯の推移(再掲)

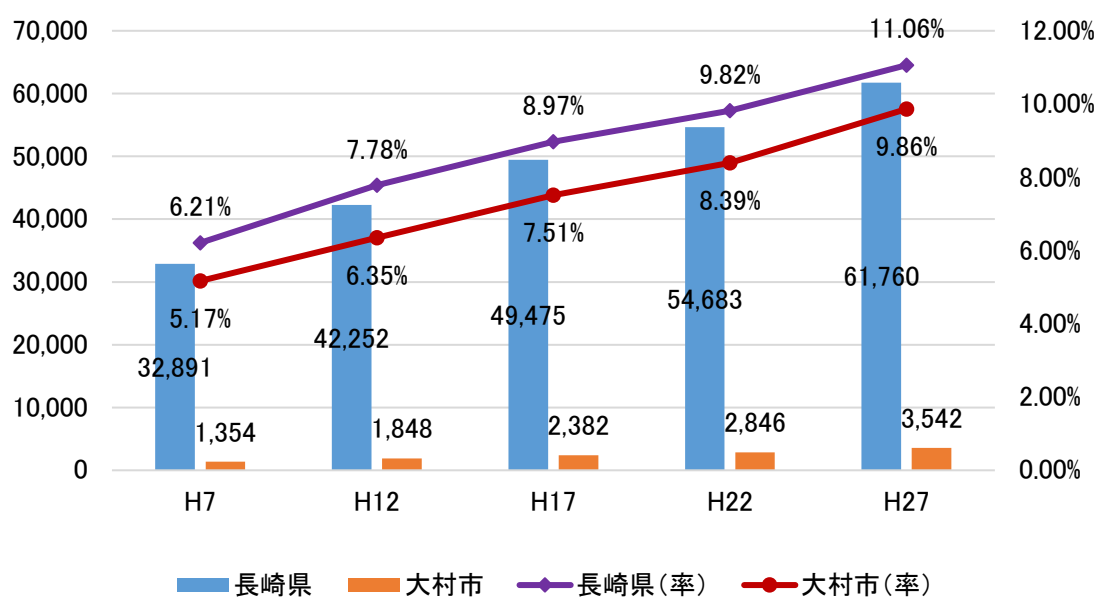
☑ 高齢化の進行により、高齢者のみの世帯が増加を続けている

(単位: 世帯)



高齢者単身世帯、総世帯数に対する比率の推移【出典：国勢調査】

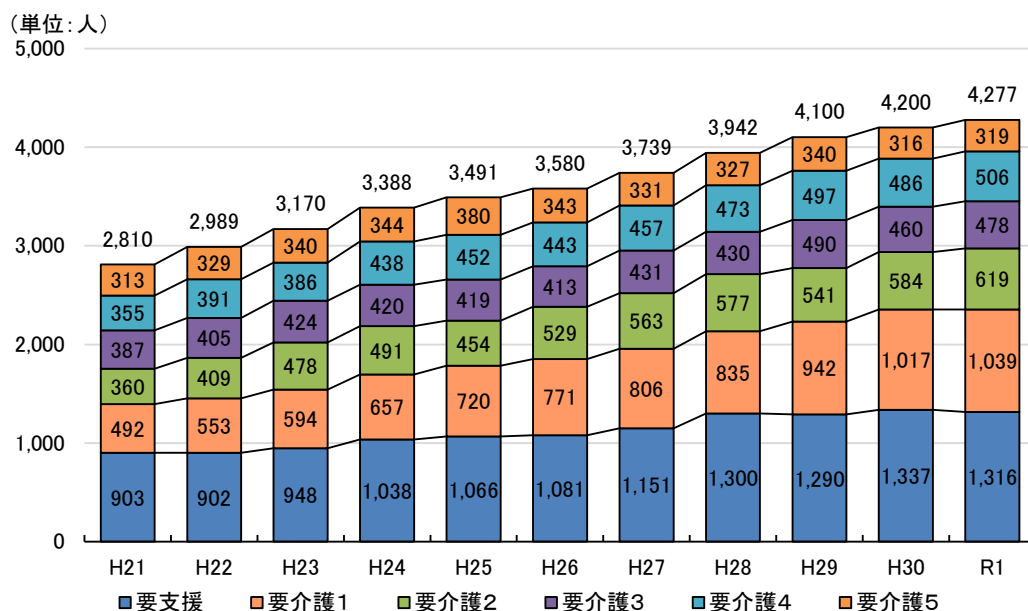
(単位: 世帯)



高齢者夫婦のみ世帯数、総世帯数に対する比率の推移【出典：国勢調査】

(8) 要介護認定者の推移(再掲)

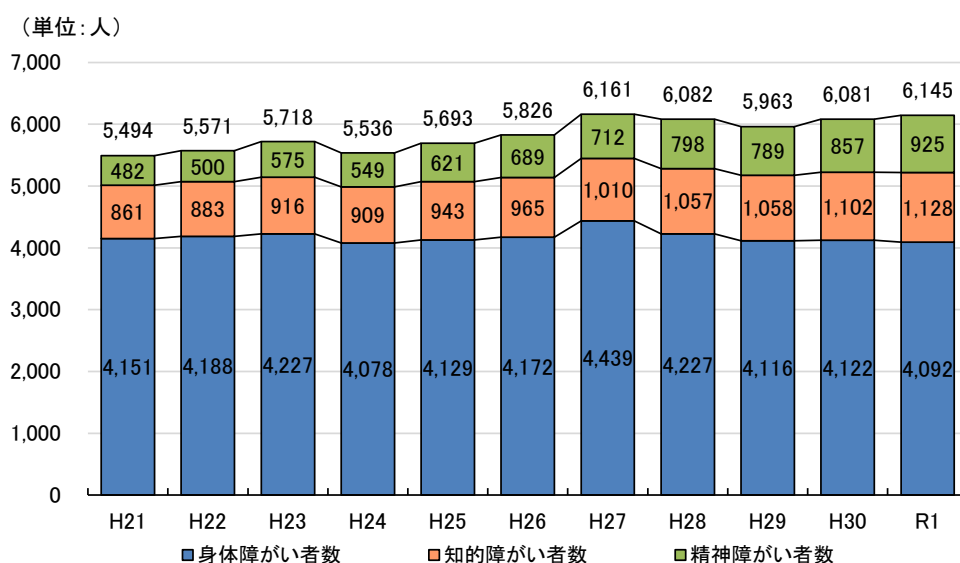
☑介護を受ける人は増加を続けている



介護度別認定者数の推移【大村市内部資料をもとに作成】

(9) 障がい者の推移(再掲)

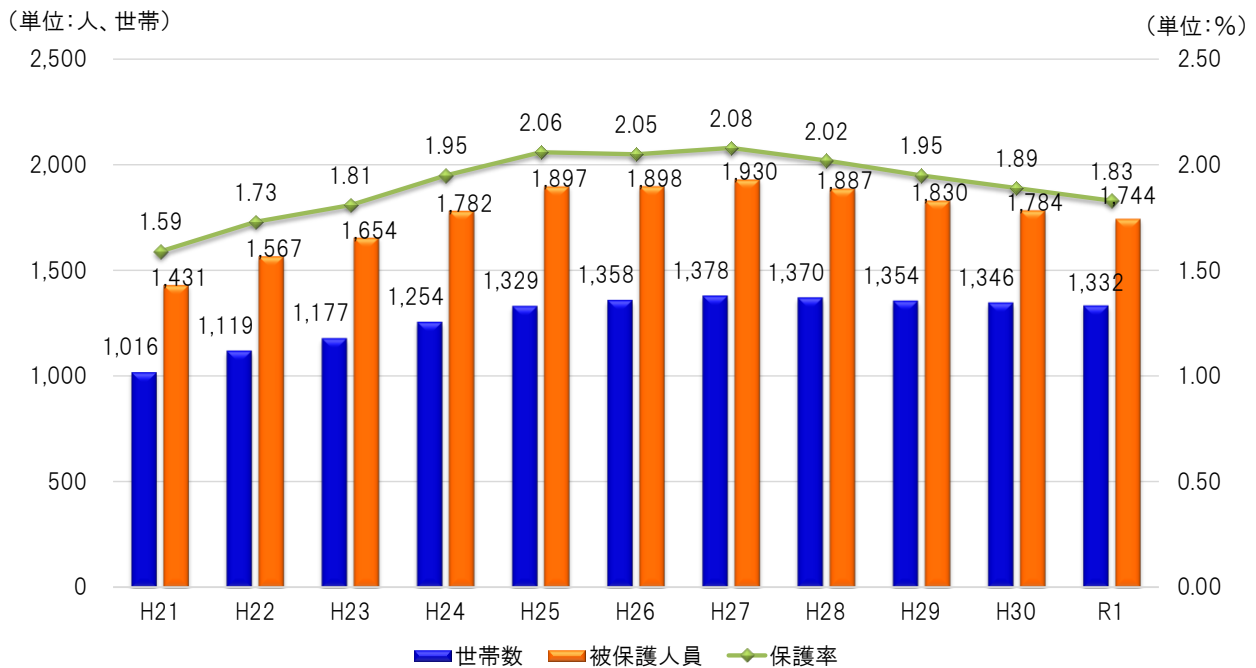
☑障がいのある方は横ばいから微増傾向



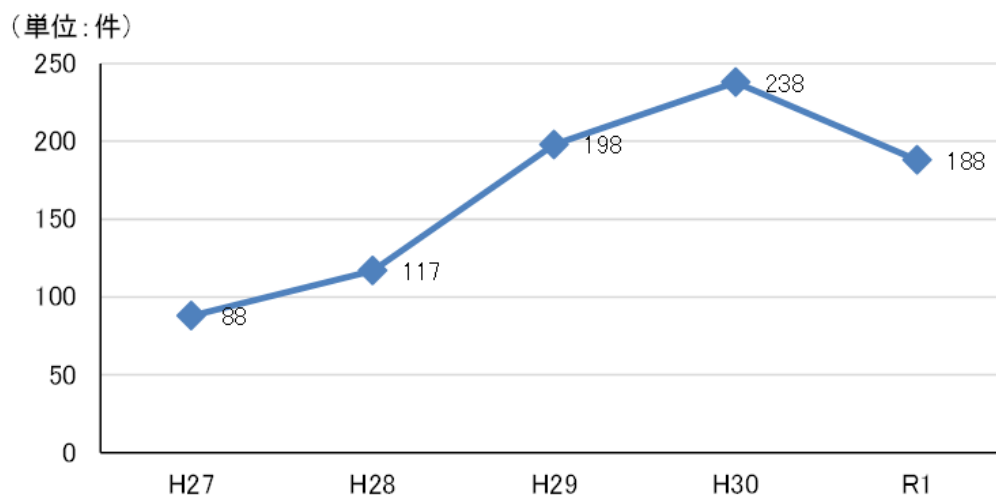
障がい手帳所有者数の推移【大村市内部資料をもとに作成】

(10)生活保護の推移

☑生活保護者は増加していたが、減少に転じた



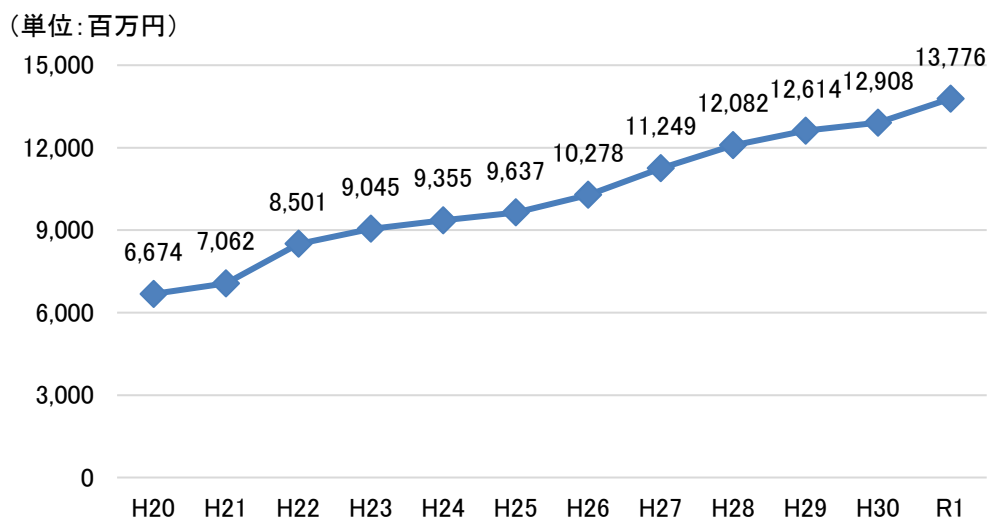
生活保護世帯の推移【出典：おおむらの統計】



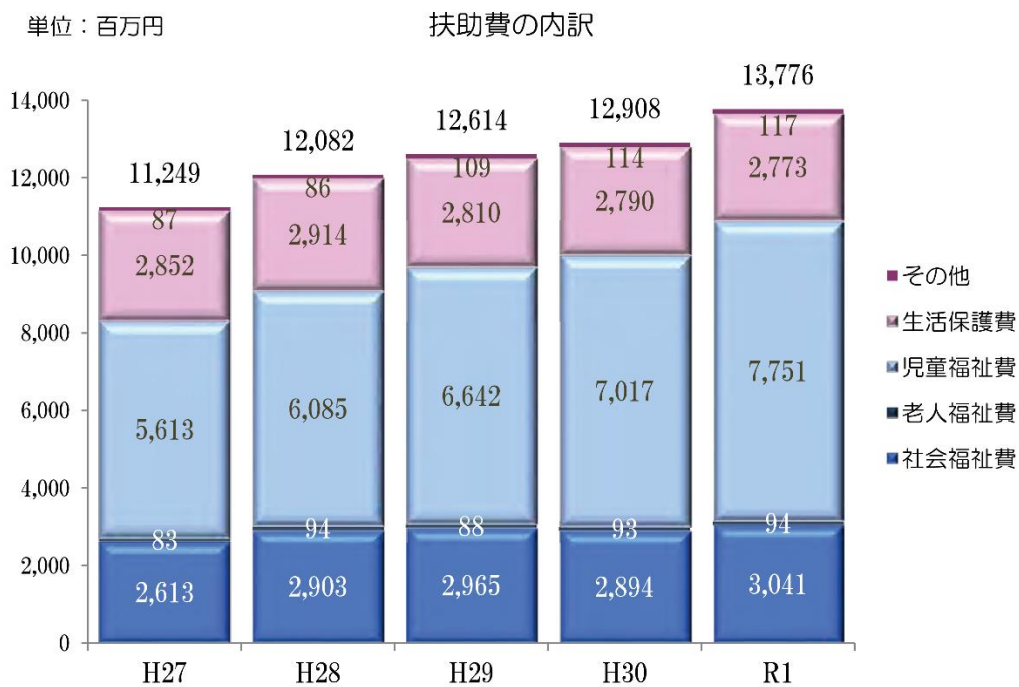
生活困窮者自立相談支援事業相談件数の推移【大村市内部資料をもとに作成】

(11)市扶助費の推移

☑扶助費は増加を続けており、今後も増加を続けると考えられる



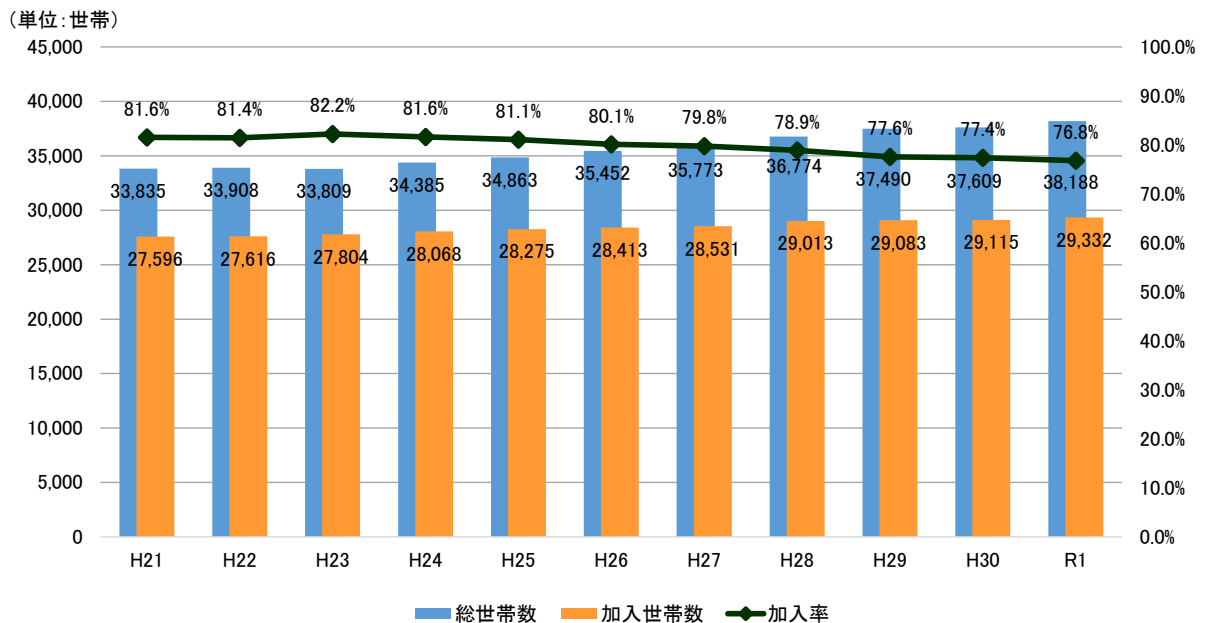
扶助費の推移【大村市内部資料をもとに作成】



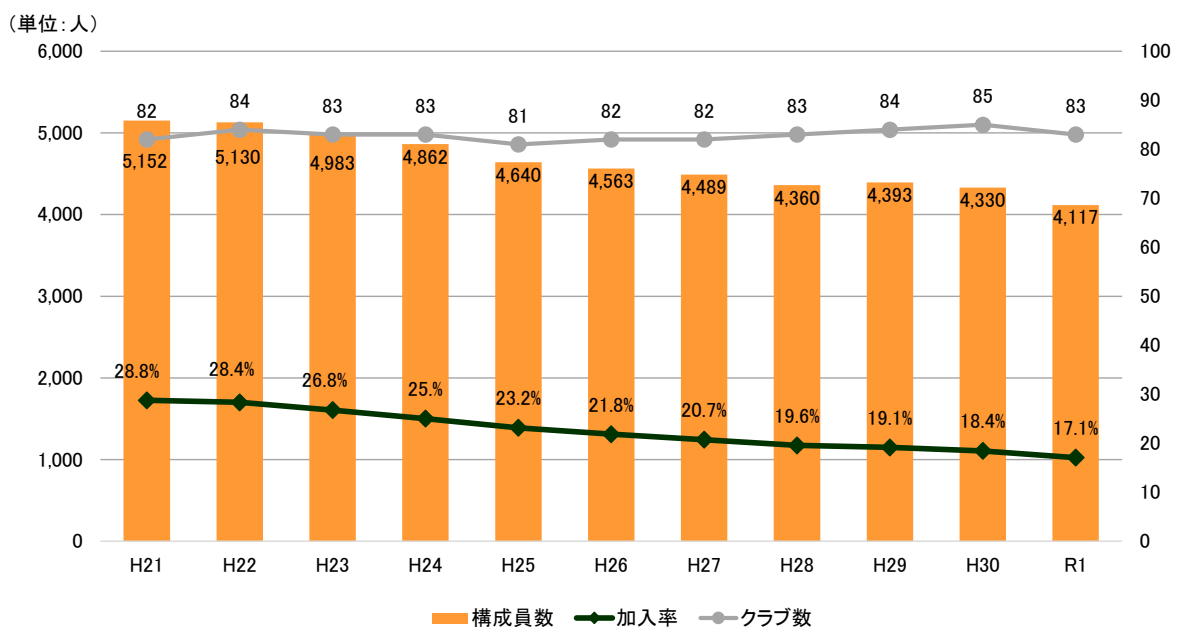
扶助費の内訳【出典：令和元年度大村市決算概要】

(12) 地域活動組織の推移(再掲)

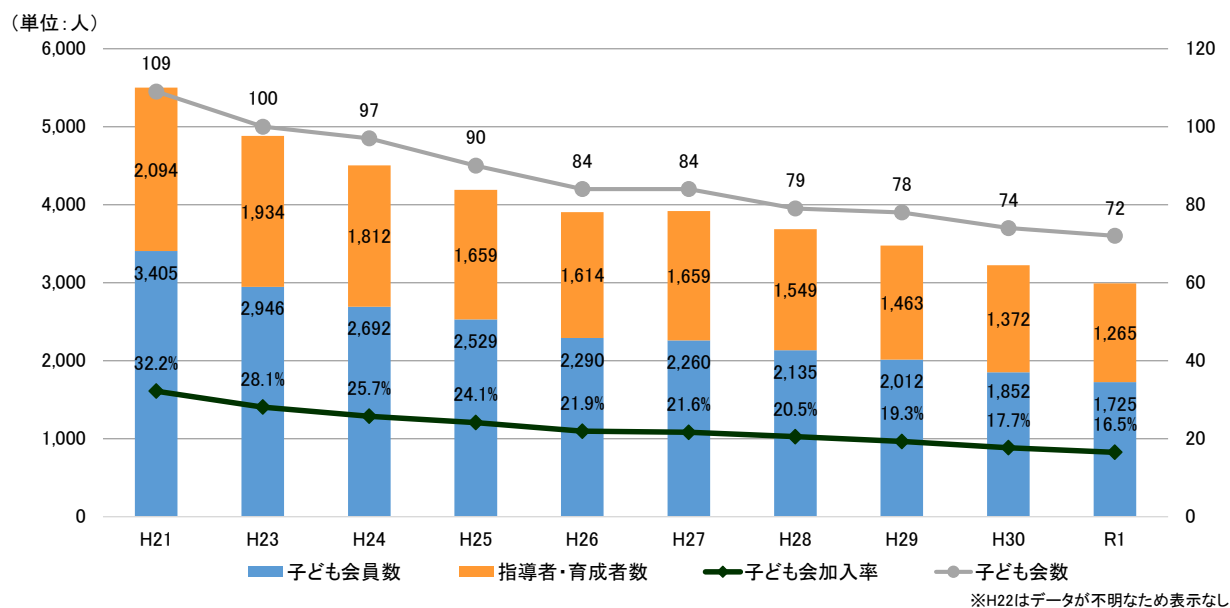
☑町内会等加入率は減少が続いている



町内会加入世帯、加入率の推移【大村市内部資料をもとに作成】



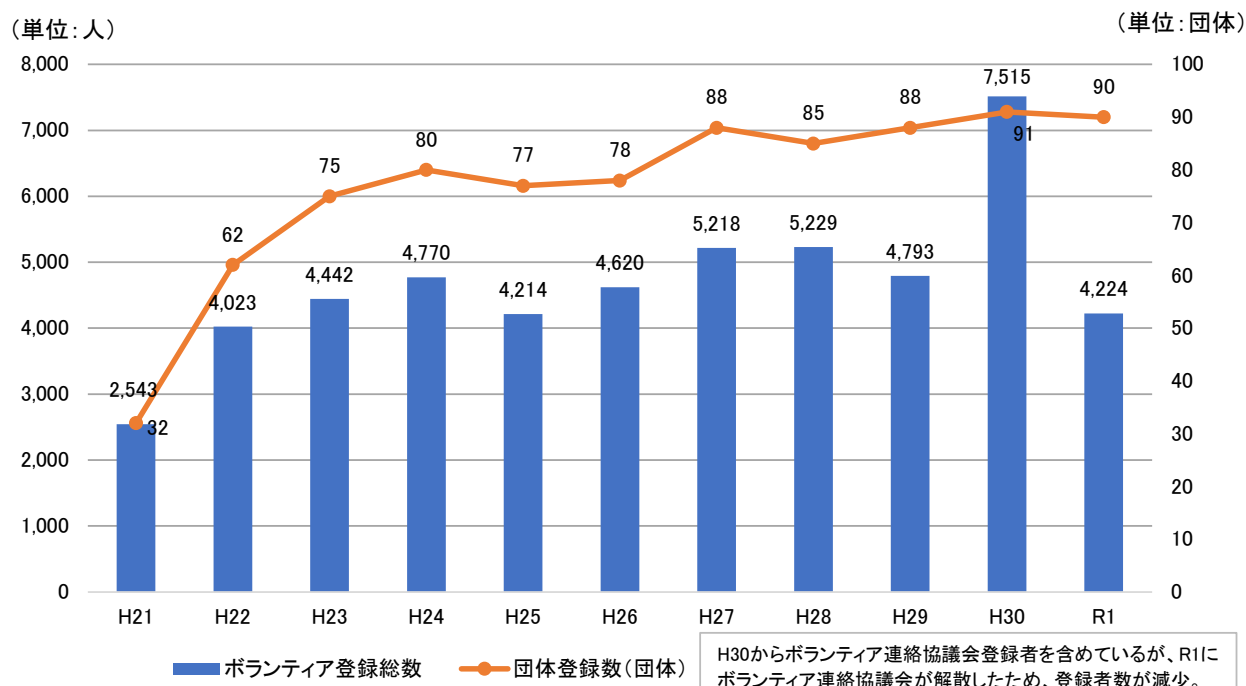
老人クラブ加入者数、加入率の推移【大村市内部資料をもとに作成】



子ども会参加者数、加入率の推移【大村市内部資料をもとに作成】

(13) ボランティア登録の推移

☑ボランティア数は横ばいで推移



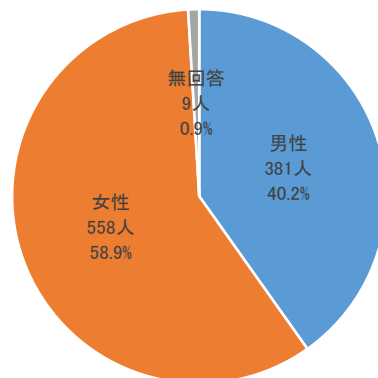
ボランティア登録者、団体数の推移【大村市内部資料をもとに作成】

3 地域の支え合いに関するアンケート結果詳細

(1)ご自身に関すること

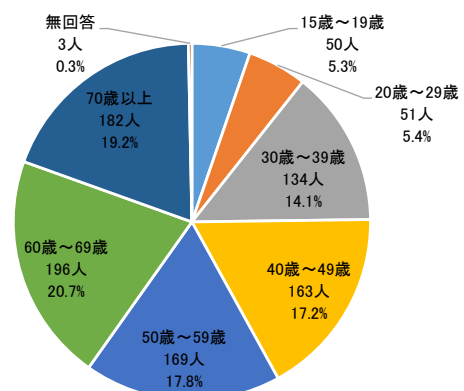
問1 あなたの性別を教えてください。(単回答)

回答者の性別については男性が 40.2% (381 人)、女性が 58.8% (558 人)、無回答 0.9% (9 人) となりました。



問2 あなたの年齢を教えてください。(単回答)

回答者の年齢層は、年齢が高くなるにつれて回答者数も多くなり、60代が最も多くなっています。



問3 あなたのお住いの地域（小学校区）を教えてください。(単回答)

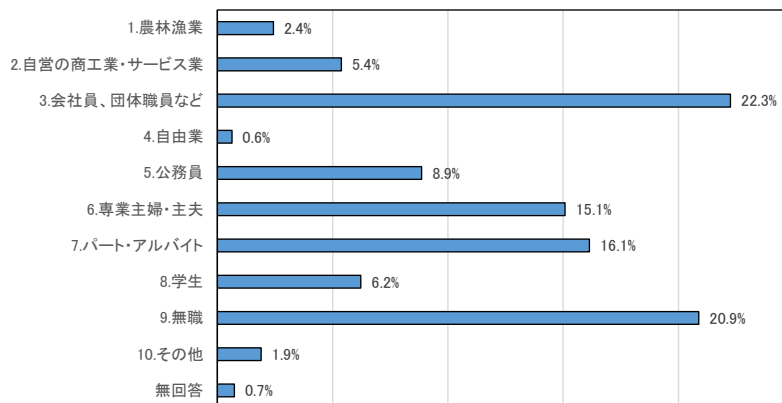
小学校区別の回答状況について、回答者数が最も多いのは竹松小学校区 (125 名 : 13.2%) で、次いで西大村小学校区 (119 名 : 12.6%)、大村小学校区 (117 名 : 12.3%) となっています。

回収率では、萱瀬小校区 (40.0%) が最も多く、次いで大村小学校区 (37.3%)、旭が丘小学校区 (37.3%) となっています。

小学校区	対象者数	回答者数	回収率	構成比
三浦小学校区	82	29	35.4%	3.1%
鈴田小学校区	76	21	27.6%	2.2%
大村小学校区	314	117	37.3%	12.3%
旭が丘小学校区	255	95	37.3%	10.0%
東大村小学校区	23	6	26.1%	0.6%
三城小学校区	327	94	28.7%	9.9%
西大村小学校区	396	119	30.1%	12.6%
放虎原小学校区	306	74	24.2%	7.8%
中央小学校区	225	70	31.1%	7.4%
竹松小学校区	403	125	31.0%	13.2%
富の原小学校区	341	109	32.0%	11.5%
萱瀬小学校区	50	20	40.0%	2.1%
黒木小学校区	6	2	33.3%	0.2%
福重小学校区	133	40	30.1%	4.2%
松原小学校区	63	14	22.2%	1.5%
無回答	-	13	-	1.4%
合計	3,000	948	31.6%	100.0%

問4 あなたのお仕事を教えてください。(複数回答)

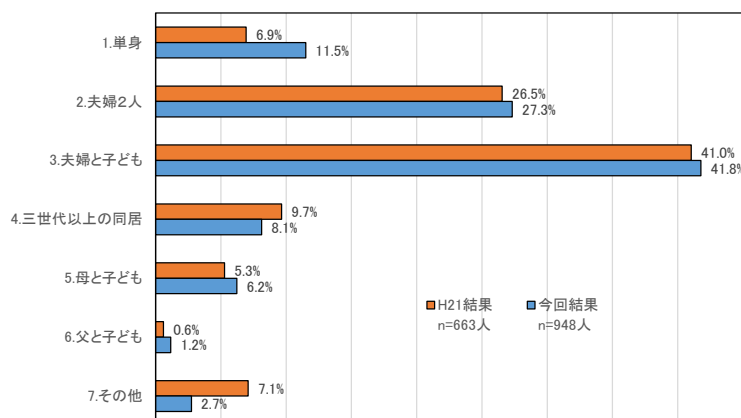
職業別では、「3. 会社員、団体職員など」(22.3%) が最も多く、以下「9. 無職」(20.9%)、「7. パート・アルバイト」(16.1%) となっています。



問5 あなたの世帯構成を教えてください。(単回答)

世帯構成は、「3. 夫婦と子ども」(41.8%) が最も多く、前回調査 41.0% から若干増加をしました。

一方で、「1. 単身」は前回調査 6.9% から大きく増加し 11.5% となっています。また、「1. 単身」と回答した方を年齢別にみると 60 代以上の方が半数以上を占めています。



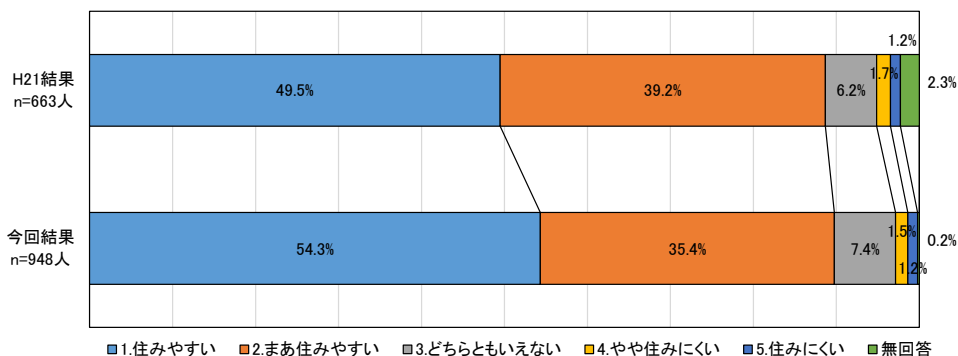
(2)生活環境について

問6 あなたは大村市を住みやすいと感じていますか。(単回答)

「住みやすい」「まあ住みやすい」を合わせた『大村市は住みやすい』と感じている人は、前回調査 88.7%に対して今回は 89.7%と 1.0%増加しました。

長崎県の中央に位置し、空港や高速道路インターチェンジなどがあることで各都市への交通アクセスの利便性の高さや、平野部が多くコンパクトな街でありながら地価が比較的安いこと、子どもや高齢者などに対し福祉施策の取組を進めてきたことなどを背景に、住みやすいと感じている方が増えているものと考えられます。

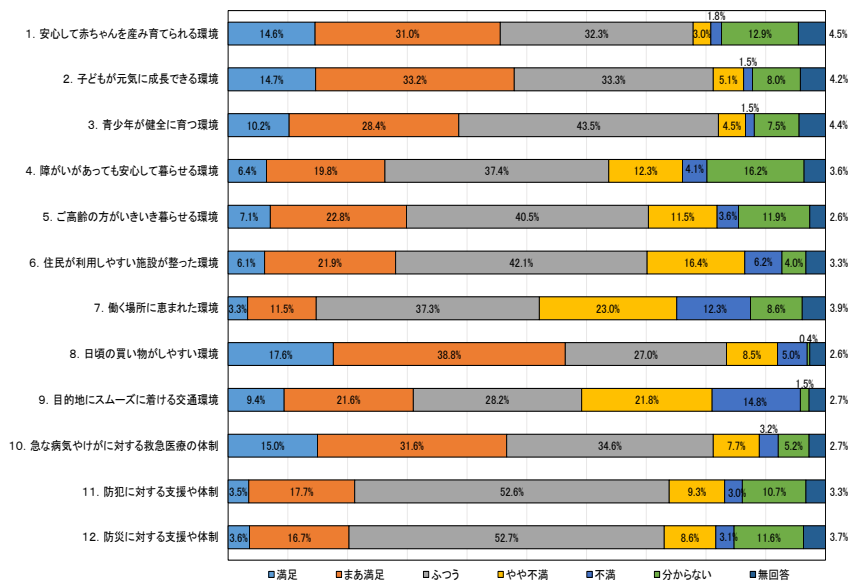
また、年代別では、10代で見ると「やや住みにくい」と「住みにくい」を合わせた『大村市は住みにくい』と感じている割合が 6.0%と、年代別で最も多くなっています。



問7 あなたは身の回りの環境についてどう感じていますか。(単回答)

「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足』は、「8. 日頃の買い物がしやすい環境」(56.4%)が最も多く、以下「2. 子どもが元気に成長できる環境」(47.9%)、「10. 急な病気やけがに対する救急医療の体制」(46.6%)となっています。

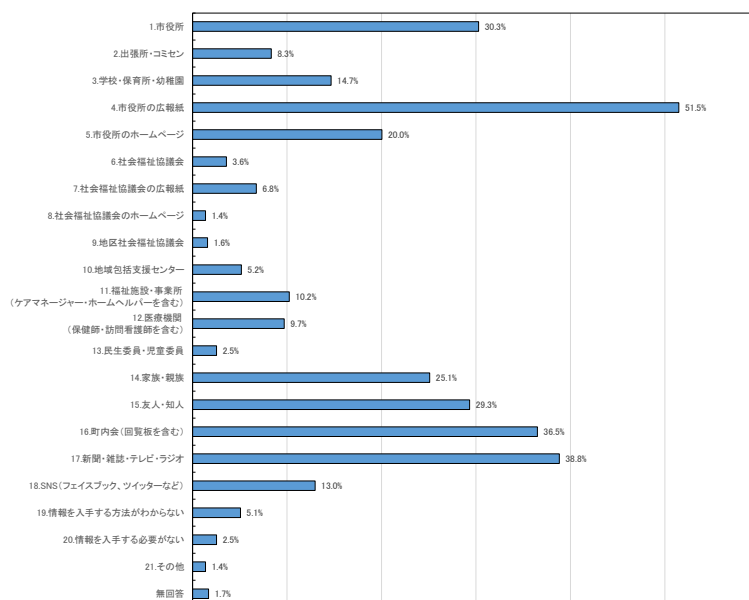
また、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』では、「9. 目的地にスムーズに着ける交通環境」が 36.6%で最も多く、以下「7. 働く場所に恵まれた環境」(35.4%)、「6. 住民が利用しやすい施設が整った環境」(22.6%)となっています。



(3) 情報発信のあり方について

問8 あなたは福祉に関する必要な情報を主にどこから入手していますか。(複数回答)

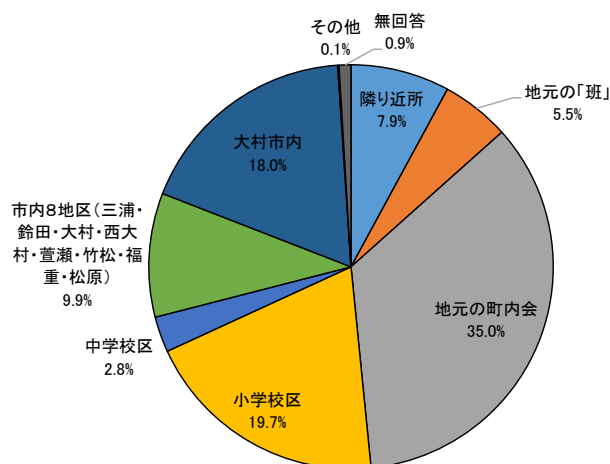
福祉に関する情報の入手先として「4. 市役所の広報紙」(51.5%)が最も多く、以下「17. 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」(38.8%)、「16. 町内会(回覧板を含む)」(36.5%)となっています。広報おおむらや回覧板等の町内会からの情報は、町内会未加入世帯に対して届かないことが多いため、そうした方への情報の届け方の工夫をする必要があります。



(4) 地域の関りについて

問9 あなたは「地域」という言葉を聞いたとき、最初に思い浮かべる「地域」の範囲は次のどれになりますか。(単回答)

「地域」の範囲で最も多かったのは「地元の町内会」(35.2%)で、以下「小学校区」(19.8%)、「大村市内」(18.0%)となっています。

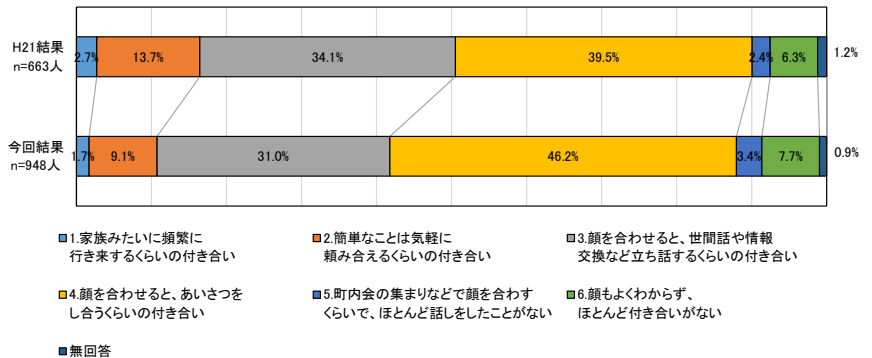


問10 あなたは今、隣り近所とどの程度お付き合いがありますか。(単回答)

近所との繋がりに関する質問については、「3.顔を合わせると、あいさつをし合うぐらいの付き合い」(46.2%)が最も多くなっています。

前回調査と比較すると、隣り近所との付き合いが希薄化し適度な距離を置く傾向になりつつあることが分かります。

年代別では、特に20代、30代で隣り近所との付き合いが希薄化しています。

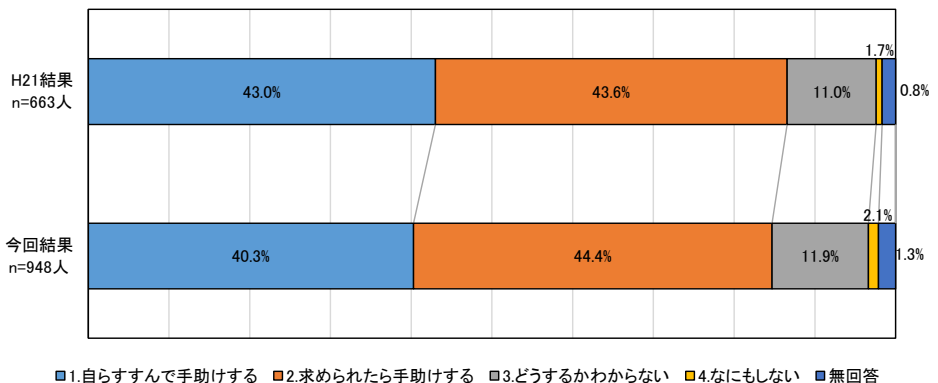


(5)助け合い、支え合いについて

問11 あなたは、近所やまちなかで困っている人を見かけたらどうしますか。(単回答)

「自ら進んで助ける」と「求められたら手助けする」を合わせると84.7%で、前回調査時の合計86.6%から若干減少しています。

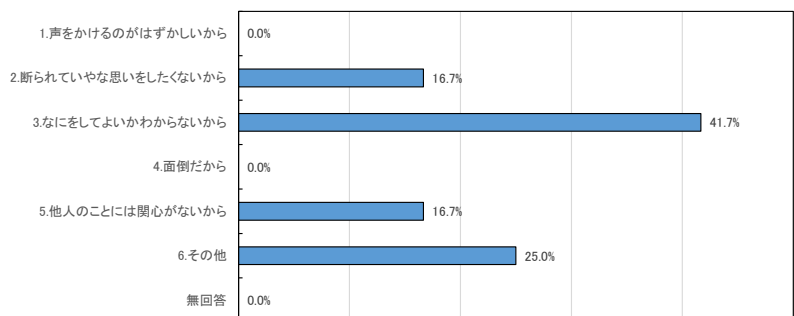
助け合い、支え合いに対する意識を高めるための取り組みを進める必要があります。



問12 問11で「4. なにもしない」と回答されたのはどんな理由ですか。(単回答)

問11で「4. なにもしない」(n=12人)と回答した理由で最も多いのが「何をしてもいいのかわからない」(41.7%)で、以下「その他」(25.0%)となっています。

「その他」の内容は、「身体障がい者だから」、「あやしい人と思われるそう」などがありました。

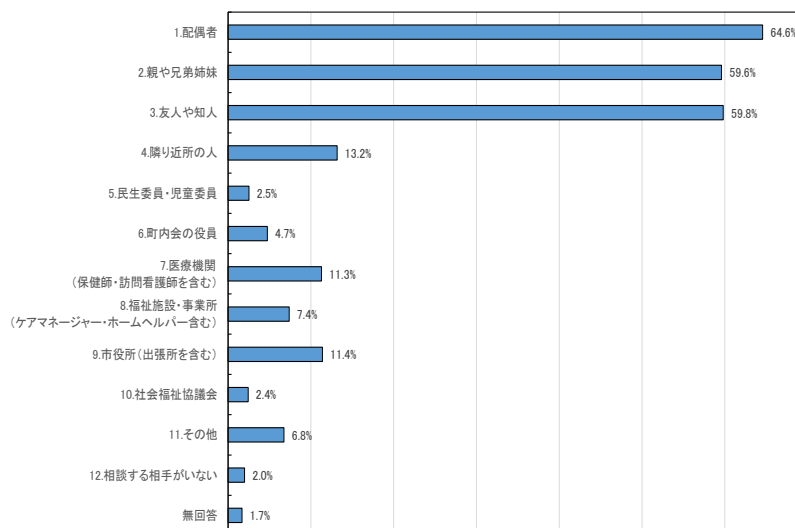


問 1 3 あなたは、困ったときや不安を感じる時、誰に相談しますか。(複数回答)

困った時の相談相手で、最も多かったのは「1. 配偶者」(64.6%)で、以下「3. 友人や知人」(59.8%)、「2. 親や兄弟姉妹」(59.6%)となっており、身内への相談が多くなっています。

「5. 民生委員・児童委員」や「10. 社会福祉協議会」に対して相談する方の割合は低く、相談窓口としてあまり認知されていないと思われます。

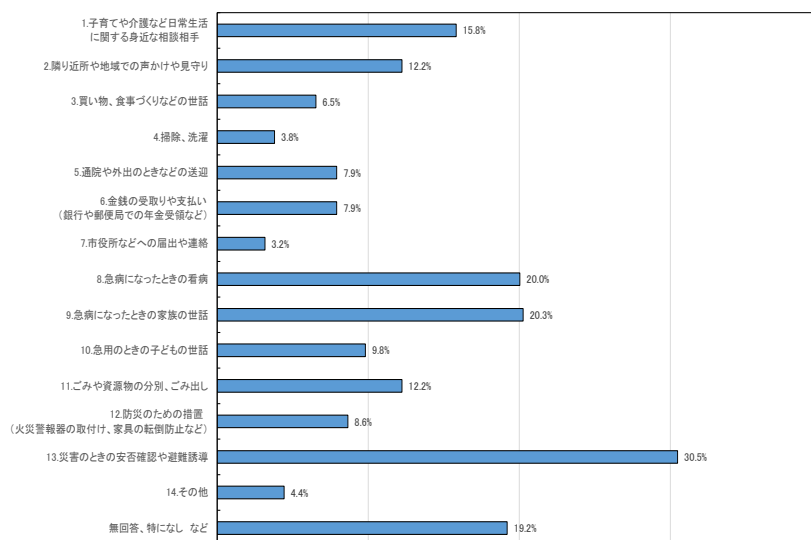
また、「12. 相談する相手がいない」も2.0%あり、そうした方の困りごとをいかにして受け止めるかといった課題もあります。



問 1 4 あなたが、いま気にかかっていることで、手助けを求めるならどんなことですか。(複数回答)

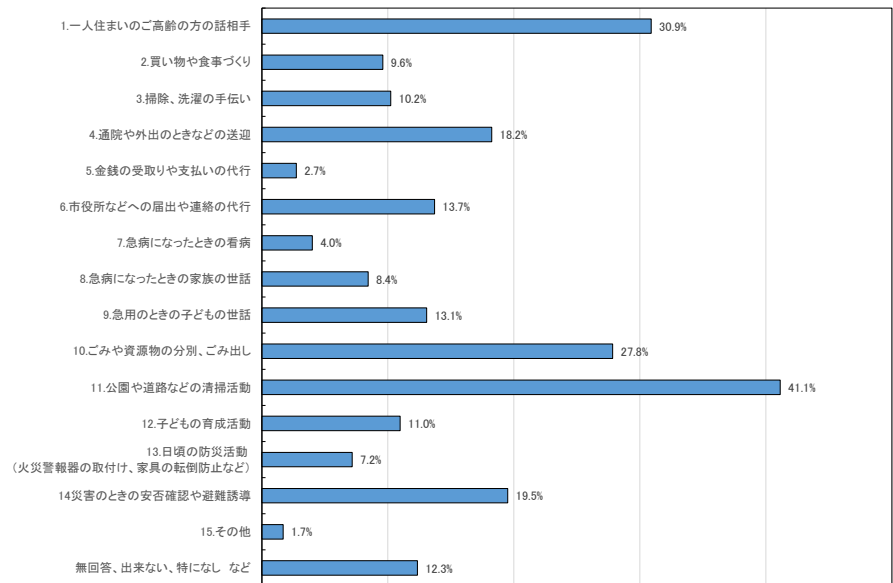
手助けを求めることとして、「13. 災害の時の安否確認や避難誘導」(30.5%)が最も多く、災害に対する意識や不安の高まりが感じられます。

また、「9. 急病になった時の家族の世話」(20.3%)、「8. 急病になったときの看病」(20.0%)といった、急病時に対する不安も多くなっています。



問 1 5 あなたが隣り近所や地域のなかで手助け出来るとしたら、どんなことですか。
(複数回答)

地域のなかで手助けが出来ることとして、「11. 公園や道路などの清掃活動」(41.1%) が最も多く、以下「1. 一人住まいのご高齢の方の話し相手」(30.9%)、「10. ごみや資源物の分別、ゴミ出し」(27.8%) となっています。

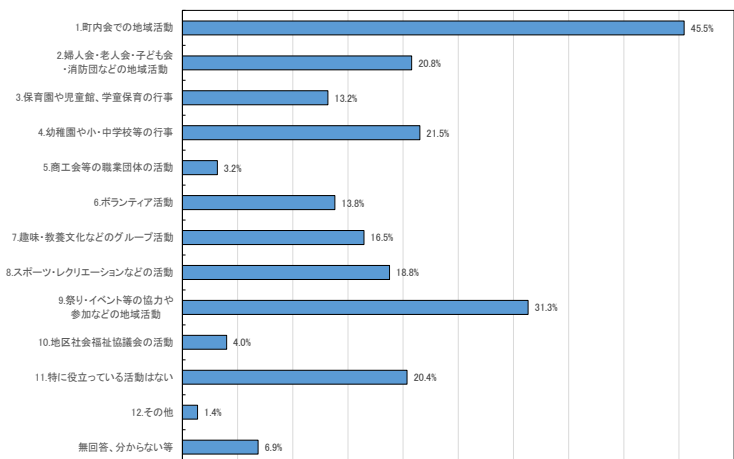


(6)地域の活動について

問 1 6 あなたは、地域住民とのふれあいの役に立っている行事や活動は何だと思えますか。

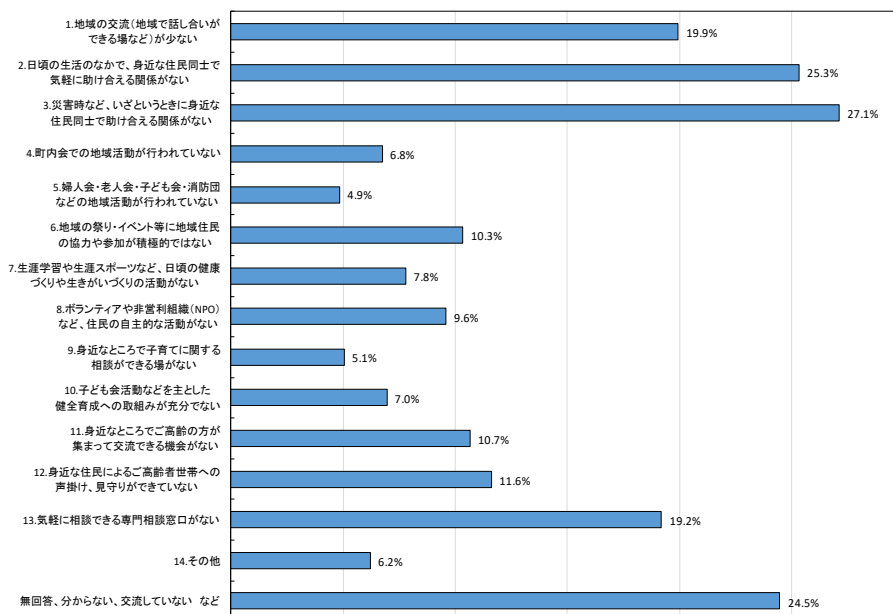
(複数回答)

地域住民とのふれあいの役に立っている活動等は、「1. 町内会での地域活動」(45.5%) が最も多く、以下「9. 祭り・イベント等の協力や参加などの地域活動」(31.3%)、「4. 幼稚園や小・中学校等の行事」(21.5%) となっています。



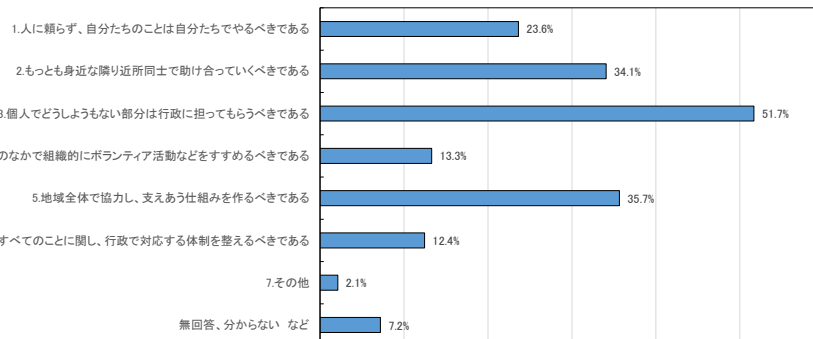
問 17 あなたのお住いの地域には、どのような課題があると思いますか。(複数回答)

地域の課題として最も多かったのは、「3. 災害時など、いざというときに身近な住民同士で助け合える関係性がない」(27.1%)で、以下「2. 日頃の生活の中で、身近な住民同士で気軽に助け合える関係がない」(25.3%)、「1. 地域の交流(地域で話し合いができる場など)が少ない」(19.9%)となっています。



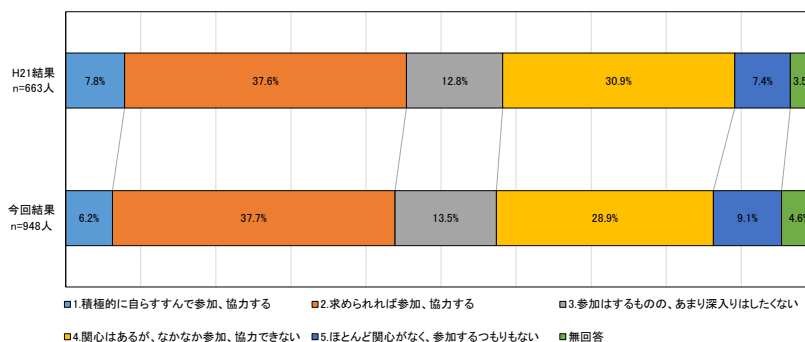
問 18 あなたは地域生活において、どんなことが大切だとお考えですか。(複数回答)

地域生活において大切だと思う事では、「3. 個人でどうしようもない部分は行政に担ってもらふべきである」(51.7%)が最も多く、以下「5. 地域全体で協力し、支え合う仕組みを作るべきである」(35.7%)、「2. もっとも身近な隣り近所で助け合っていくべきである」(34.1%)となっています。



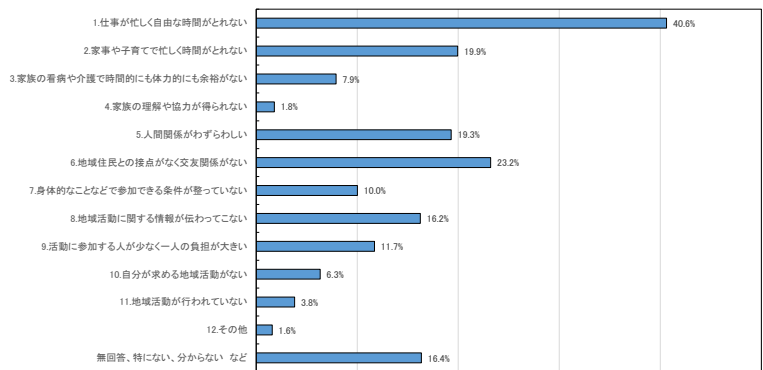
問 19 あなたは今、地域活動に対し、どんな姿勢をお持ちですか。(単回答)

地域活動に対する姿勢を前回調査と比較すると、参加する意識が若干低下していることが分かります。



問20 あなたが地域活動に参加、協力するうえで支障となっているのはどんなことですか。（複数回答）

地域活動に参加、協力するうえで支障となっていることは、「1. 仕事（勉強）が忙しく自由な時間がとれない」（40.6%）が最も多く、以下「6. 地域住民との接点が無く交友関係が無い」（23.2%）、「2. 家事や子育てで忙しく時間がとれない」（19.9%）となっています。



共働きや高齢化の進行による現役世代の延長などを背景に、地域活動に参加する時間がとれない世帯が増えていると考えられます。

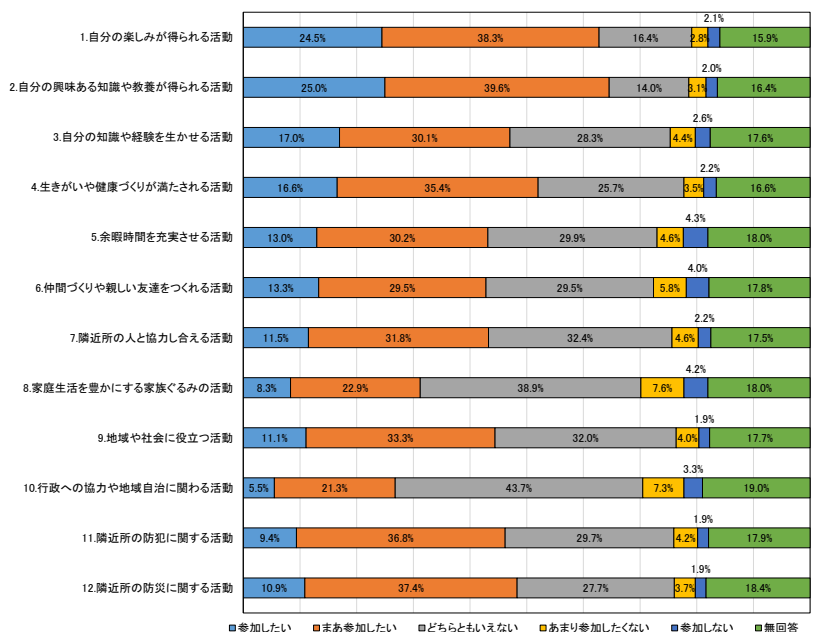
問21 あなたは、今後どのような地域活動に参加したいとお考えですか。（単回答）

「参加したい」と「まあ参加したい」を合わせた『参加したい』は、「2. 自分の興味ある知識や教養が得られる活動」（64.6%）が最も多く、以下「1. 自分の楽しみが得られる活動」（62.8%）、「4. 生きがいや健康づくりが満たされる活動」（52.0%）となっています。

一方で、「あまり参加したくない」と「参加しない」を合わせた『参加しない』は、「8. 家庭生活を豊かにする家族ぐるみの活動」（11.8%）が最も多く、以下

「10. 行政への協力や地域自治に関わる活動」（10.5%）、「6. 仲間づくりや親しい友達をつくれる活動」（9.8%）となっています。

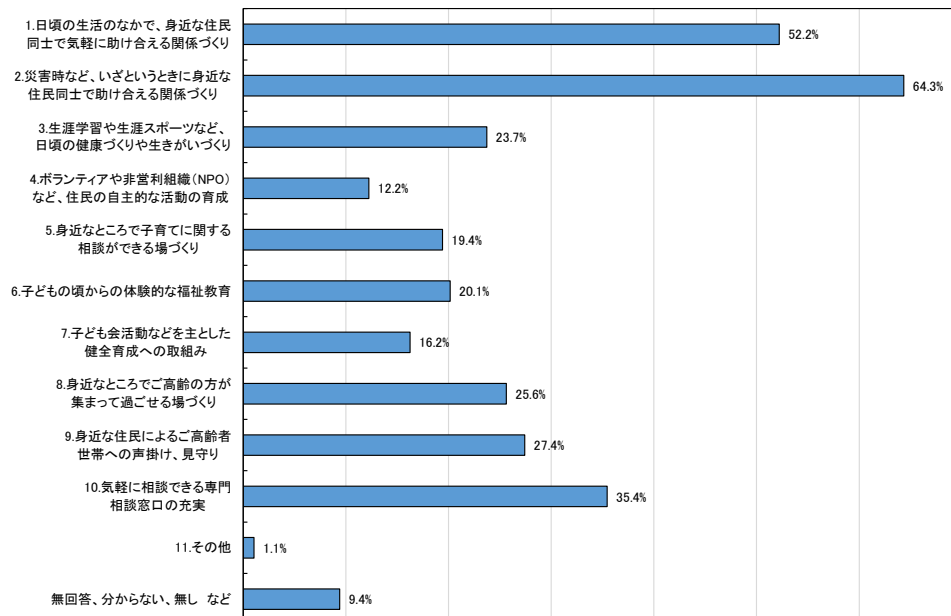
今後、住民参加の活動等を進める際は、これらの結果をもとに住民の方が参加しやすい活動等の計画をしていく必要があります。



問22 あなたは、これからの地域生活でなにが大切だと思いますか。(複数回答)

これからの地域生活で大切だと思われることでは、「災害時など、いざという時に身近な住民同士で助け合える関係づくり」

(64.3%) が最も多く、昨今の自然災害の多発により、助け合いの意識が高まっているものと考えられます。以下「日頃の生活のなかで、身近な住民同士で気軽に助け合える関係づくり」(52.2%)、「気軽に相談できる専門相談窓口の充実」(35.4%) となっています。



【最後に】地域のあり方について、日頃思っていることなど(自由記載) ※26 ページ続き

詳細は地域の支え合いに関するアンケート結果報告書に記載をしています。

通学路などで子ども達にあいさつをするが、返事ができない子ども達が多い気がする。いろいろな事件があるためか、知らない人の関係を持たないような世の中になっているのが気になります。
(男性 50代)

長男の通学で大村駅横の踏切をととても心配していましたが、毎朝ボランティアの方々が見守りに立って下さり、親としてもとても感謝しています。
(女性 30代)

子どもの数、区域の広さに対して公園が少ないように感じます。一番近い公園まで比較的車通りの多い道路を渡らないとたどり着けないので、もう少し各所に公園が欲しいです。
(女性 30代)

街から離れた場所に住んでいる高齢者や障がい者は、バスの本数も少なく、タクシー料金も高く感じます。もっと交通機関を気軽に使えるシステムを作って欲しい。
(男性 30代)

地域のあり方は地域ごとで違っていいと思うし、地域によって人の考え方もバラバラなので「あり方」という文言は必要ないと思う。各地域自由にやってみて、その地域に合った福祉を目指せばいいと思う。
(男性 30代)



報告書は右のQRコードを読み取るか、市ホームページにアクセスすることで閲覧できます。

【大村市ホームページ】健康・福祉・子育て > 福祉 > 福祉施策 > 第2期おおむら支え合いプラン (大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画)

(URL) <https://www.city.omura.nagasaki.jp/fukushi/kenko/fukushi/shisaku/sasaeaiplan2.html>

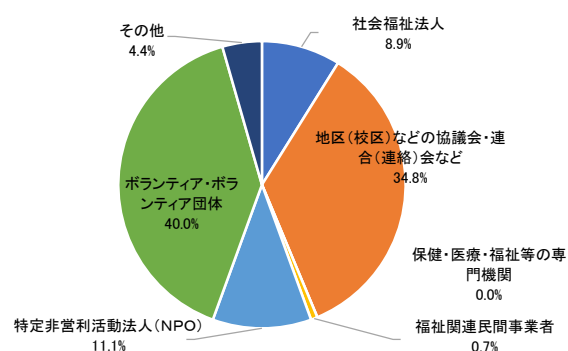
4 地域での支え合い 団体アンケート結果詳細

団体のこと (1)基本情報について

問1 貴団体の名称、組織形態を教えてください。(単回答)

団体の組織形態は、「ボランティア・ボランティア団体」が最も多く、以下「地区(校区)などの協議会・連合(連絡)会など」、「特定非営利活動法人(NPO)」となっています。

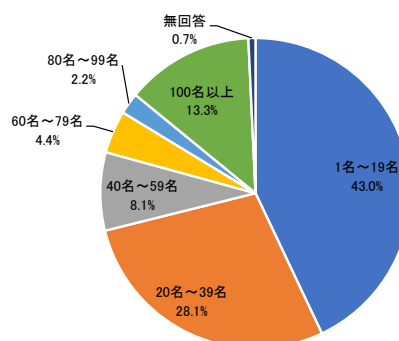
※団体名称省略



問2 貴団体のメンバー数について教えてください。(単回答)

団体のメンバー数は、「1名～19名」が最も多く、以下「20名～39名」、「100名以上」となっています。

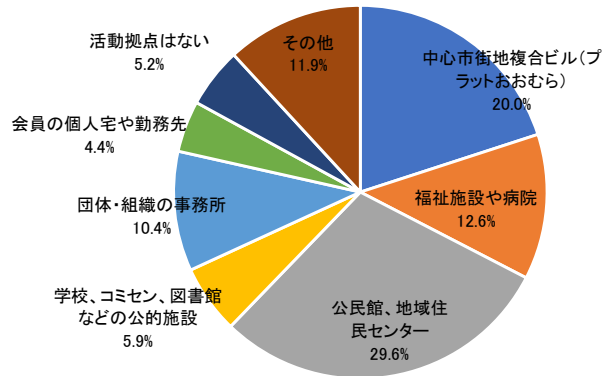
ボランティア団体に限定すると、「1名～19名」が66.7%で最も多く、小規模な団体が多いことが分かります。



問3 貴団体の主な活動拠点はどこですか。(単回答)

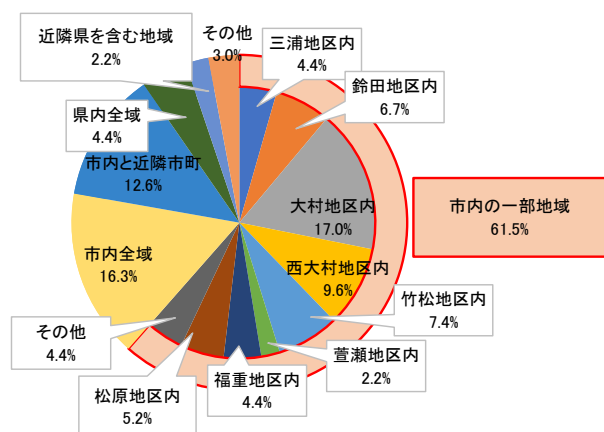
活動拠点は、「公民館、地域住民センター」が最も多く、町内や地区を単位とした地域で活動している団体が多いことが分かります。以下「プラットおおむら」、「福祉施設や病院」となっています。

その他としては、「こどもセンター」、「こども園」、「店舗の一室」、「通学路・交差点（見守り）」などがありました。



問4 貴団体の活動範囲はどれですか。(単回答)

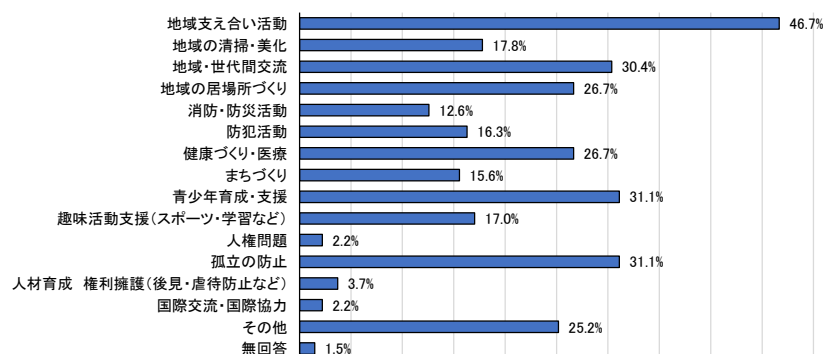
活動範囲で最も多かったのは、「市内の一部地域」で、地区別でみると「大村地区内」が最も多くなっています。



問5 貴団体で取り組んでいる活動の分野はどれですか。(複数回答)

活動分野は、「地域支え合い活動」が最も多く、以下「青少年育成・支援」、「孤立の防止」となっています。

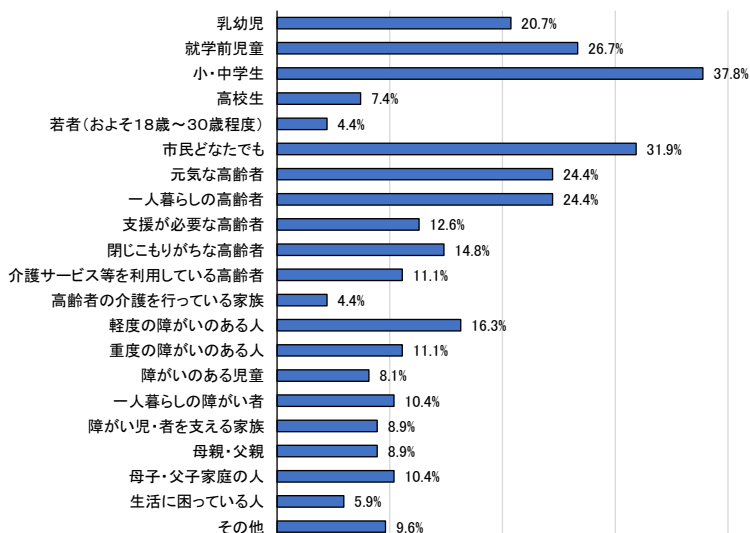
その他としては、「障がい者・高齢者支援」、「子育て支援」、「通学路等見守り」、「交通安全指導」、「手話講座」、「伝統の継承」など、多くの分野に関する活動が取り組まれていました。



問6 貴団体が主な活動の対象としている人と活動内容を教えてください。(複数回答)

活動の対象は、「小・中学生」が最も多く、以下「市民どなたでも」、「就学前児童」となっています。

「高齢者の介護を行っている家族」や「生活に困っている人」の割合は低く、こうした方の支援のあり方も検討していく必要があります。

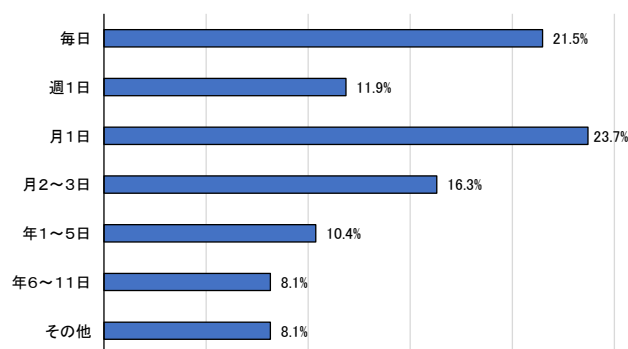


団体のこと (2)活動状況について

問7 貴団体は、どのくらいの頻度で活動を行っていますか。(単回答)

活動頻度は、「月1日」が最も多く、以下、「毎日」、「月2～3日」となっています。

その他としては、「随時」、「月15日から20日」、「年100日」などとなっています。

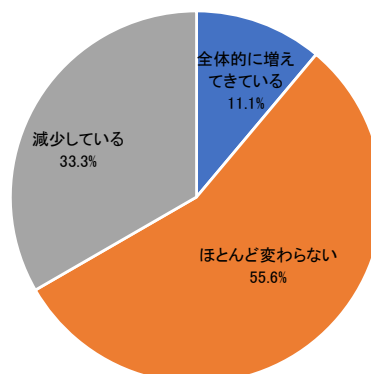


問8 貴団体の活動人数の傾向はどうですか。(単回答)

活動人数の傾向は、以下のグラフのとおりです。

「全体的に増えてきている」と回答した15団体中7団体は「ボランティア団体」でした。

「減少している」と回答した45団体中24団体は「地区(校区)などの協議会・連合(連絡)会など」、10団体は「ボランティア団体」となっています。

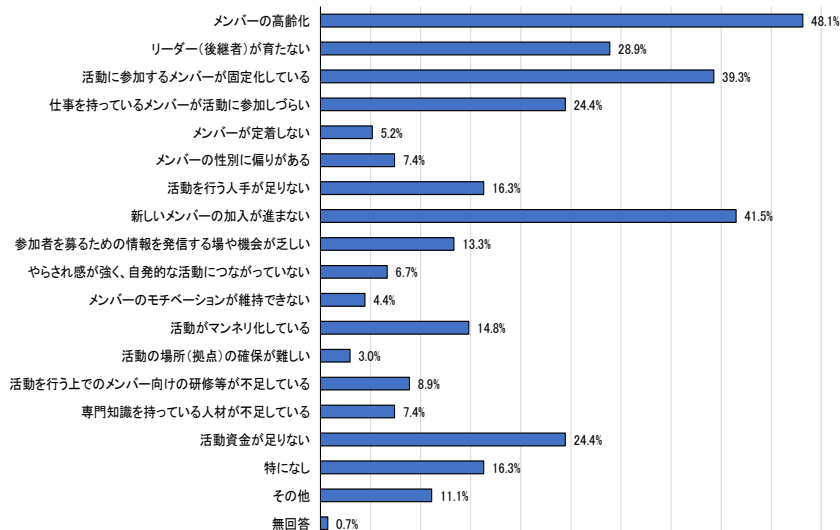


団体のこと (3)困っていることや課題について

問9 貴団体の運営上や活動上で困っていることや課題は何ですか。(複数回答)

各団体の運営上や活動上の課題は、「メンバーの高齢化」が最も多く、以下「新しいメンバーの加入が進まない」、「活動に参加するメンバーが固定化している」となっており、地域福祉活動の担い手が不足している状況にあります。

その他としては、「活動項目が多すぎる」、「資格取得の支援が欲しい」、「高齢化のため活動の場所までの交通手段が難しい」などの意見がありました。

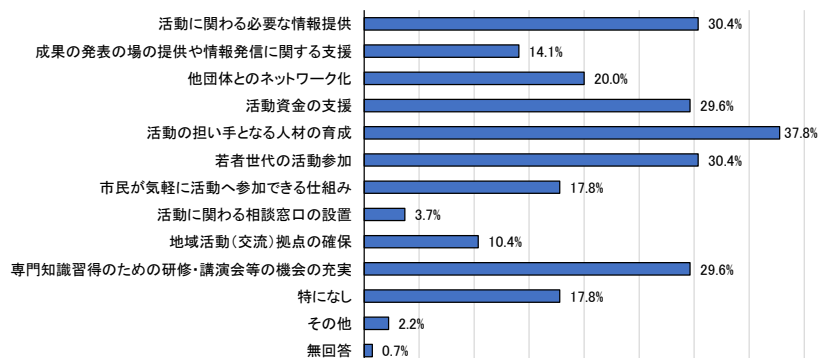


団体のこと (4)活動の活性化に必要なことについて

問10 今後、貴団体の活動を活性化させるために、どのようなことが必要と考えますか。(複数回答)

活動を活性化させるために必要だと思うことは、「活動の担い手となる人材の育成」が最も多く、以下「活動に関わる必要な情報提供」、「若者世代の活動参加」となっています。

また、「活動資金の支援」や「専門知識習得のための研修・講習会等の機会の充実」も多く、人材以外での支援を必要とする団体が多いことがわかります。



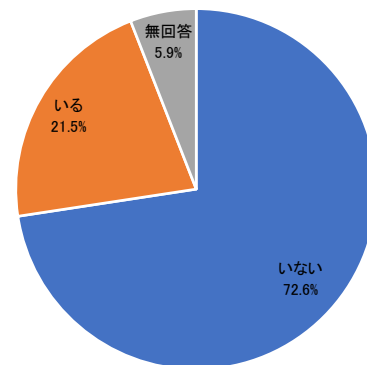
地域のこと (1)地域で気にかかる人・ご意見について

問 1 1 活動を通じて、福祉サービスの対象になっていないが、気にかかる人がいますか。 (単回答)

福祉サービスの対象となっていない、いわゆる「制度の狭間」にある人が「いる」と回答したのは21.5%となっています。

内容は、「生活に困っている高齢者がいる」、「身寄りのない高齢者」、「人との関わりを持たない高齢者」、「引きこもり、不登校生徒、高齢者の一人暮らし」、「8050 問題を抱えた家庭」、「何の援助も受けていない母子家庭」などがありました。

※「いる」と回答した団体は問 1 2 へ



問 1 2 貴団体が対応していることや、ご意見があれば記入してください。(自由記載)

一人暮らしの元気な高齢者について

- ・家から出かけることがなく、また訪ねてきてくれる人もない方々へ、何か公的支援がないか。

不登校生徒について

- ・一時的に当団体の活動に参加していた。親子共に苦しんでいる。「ふらっと行ってみようか～」と思える場があれば、回復のきっかけにもなる。

日本語学習が必要な外国人について

- ・日本語で困っている人がいたら、出来る範囲で手助けをしたい。

福祉サービスを利用していない障がい者がいる家族について

- ・家族からの相談を受けたり、助言したりしている。

町内会未加入のため子ども会に参加できない子どもについて

- ・公務員（現役、OB）が町内会に加入し、行動を起こしてほしい。

生活困窮、8050 家庭について

- ・支援センターなどを通じてレクリエーション交流、スポーツ交流を月 1 回広報しているが、まだまだ本当に困って孤立している方たちには伝わっていない。
- ・根本的な対応策がなく苦慮している。 など

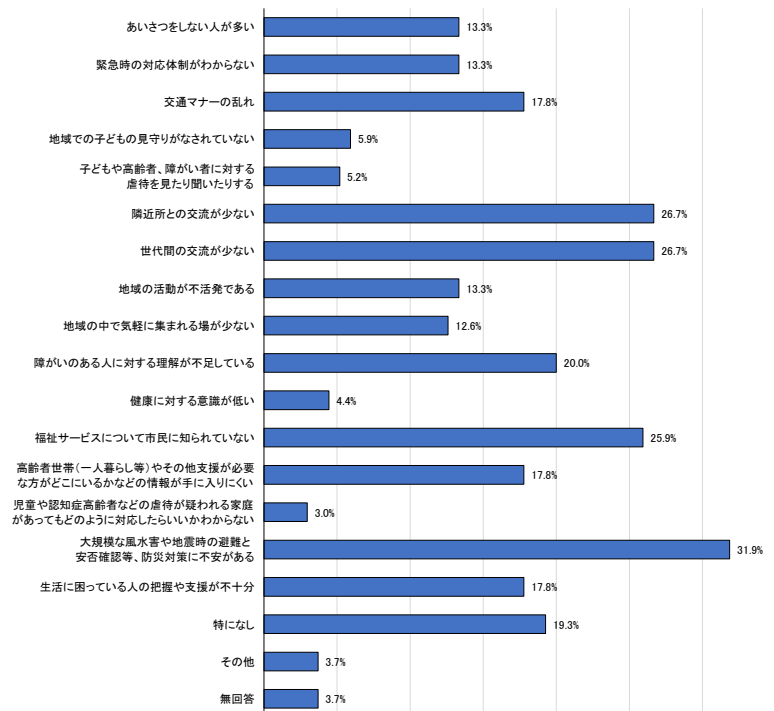
地域のこと (2) 地域の問題点や課題について

問 1 3 活動を通じて、地域の問題点や課題はどのようなことと考えますか。(複数回答)

活動を通じて感じる地域の問題点や課題は、「大規模な風水害や地震時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある」が最も多く、以下「隣近所との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」となっています。

災害時の対策が課題、とする回答は令和2年3月に実施した市民アンケートでも関心が高く、昨今の自然災害の多発が要因となっていると考えられます。

その他としては、「年齢に関係なく引きこもり者の把握が出来ない」、「問題があった時に何でも行政に頼るというマインドが広がってしまっている」、「行事に参加したくても移動手段がない」などがありました。

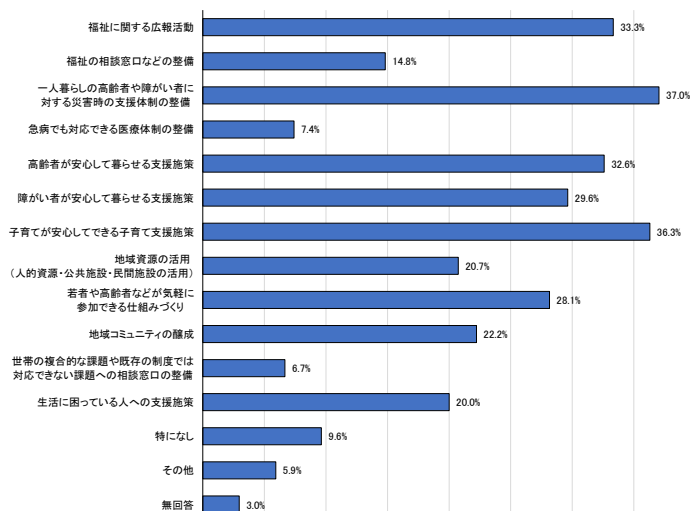


地域のこと (3) 地域で力を入れて取り組むべきことについて

問 1 4 活動を通じて、地域で力を入れて取り組むべきことはどのようなことと考えますか。(複数回答)

地域で力を入れて取り組むべきことは、「一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制の整備」が最も多く、以下「子育てが安心してできる子育て支援施策」、「福祉に関する広報活動」となっています。

また、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる支援施策」、「若者や高齢者などが気軽に参加できる仕組みづくり」などが求められていることが分かります。



その他 ご意見をお聞かせください ※32 ページ続き

問14 活動を通じて、地域で力を入れて取り組むべきことはどのようなことと考えますか。
(複数回答)

詳細は地域での支え合い団体アンケート結果書に記載をしています。

令和2年4月から子育て支援事業が始まったが新型コロナウイルスの影響もあり利用者があまりなかった。今後、支援事業が広まるように活動していきたい。

(社会福祉法人)

「支え合い」「福祉」の言葉は大きいですが、住民の皆さんがどれだけ意識しているのか。時代が進むにつれて、冷たい時代へと進んでいるように感じる。

(協議会・連合会等)

個人情報保護法により、必要な情報が入手困難で、災害時の救助等の優先順位が非常に難しくなる。

(協議会・連合会等)

地域福祉の一翼を担う民生委員・児童委員は、日々研修研鑽に努め、地域住民の一人として、温かく見守り良き相談相手として心の分かり合える活動を目指しています。

(協議会・連合会等)

地域の「支え合い」や「福祉」を自分の仕事としてやりたい人を庁内で募り、その人を担当として行政サービスを提供すること。やらされている人に期待しても何も返ってこないし、作った人の意思も引き継げない。

(NPO 法人)



第2期おおむら支え合いプラン策定

地域での支え合い 団体アンケート 結果報告

令和2年7月
大 村 市



報告書は右の QR コードを読み取るか、市ホームページにアクセスすることで閲覧できます。

【大村市ホームページ】健康・福祉・子育て > 福祉 > 福祉施策 > 第2期おおむら支え合いプラン（大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画）

(URL) <https://www.city.omura.nagasaki.jp/fukushi/kenko/fukushi/shisaku/sasaeaiplan2.html>

5 計画策定経過

日付	内容
令和元年 8 月	大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱 (平成 24 年大村市告示第 163 号) 改正
令和元年 9 月～令和 2 年 9 月	大村市地域福祉計画庁内検討委員会ワーキンググループ (4 回開催)
令和元年 11 月～令和 2 年 12 月	大村市地域福祉計画庁内検討委員会専門部会 (3 回開催)
令和元年 11 月～令和 3 年 1 月	大村市地域福祉計画庁内検討委員会 (4 回開催)
令和 2 年 2 月～令和 3 年 3 月	大村市地域福祉計画推進委員会 (4 回開催)
令和 2 年 2 月～3 月	地域の支え合いに関する市民アンケート
令和 2 年 6 月～7 月	地域での支え合い団体アンケート
令和 3 年 1 月	市議会全員協議会
令和 3 年 2 月	パブリックコメント
令和 3 年 3 月	大村市地域福祉計画推進委員会からの答申

6 用語解説

あ行

用 語	解 説
SNS（エスエヌエス）	Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略で、インターネット上の交流の場。
NPO（エヌピーオー）	Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。利益拡大のためではなく、社会貢献を目的として活動する組織。協議の意味では特定非営利法人（NPO法人）として設立された組織を指すが、一般的にはボランティア団体や市民活動団体も含まれる。

か行

用 語	解 説
核家族	夫婦のみの世帯、夫婦またはひとり親と未婚の子どもからなる家族。
基本構想・基本計画	基本構想は、市町村が目指す将来の都市像を描き、その実現のための基本目標、施策の大綱を明らかにするもの。基本計画は、基本構想に掲げる将来の都市像と基本目標に従い、分野別の計画体系を示して、取り組まなければならない施策を位置付けるとともに、達成すべき目標を明らかにするもの。
健康おおむら 21 計画	国民一人ひとりの主体的な健康づくりを、社会全体で支援していくことを定めた「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」に基づき、本市で策定した住民の健康づくりに関する行動計画。
健康づくり推進員	市町村が開催する健康づくり推進員養成講座で運動の知識・実践を学習し、地域で健康・運動の普及・実践・アドバイスのボランティア活動を行う人。
権利擁護	自己の権利を表明したり、行使することが困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者がその権利の表明や行使を行うこと。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子供の数の平均。
高齢化率	65 歳以上の高齢者人口が、総人口に占める割合。

か行

用 語	解 説
大村市高齢者等見守りネットワーク協議会	市内の高齢者などを地域で見守っていくための仕組みづくりを行っている協議会で、医療・介護・地域・警察・消防・行政など 24 団体で構成されている。
高齢者保健福祉計画 ・ 介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画は、市町村の高齢者施策を総合的に位置づけるもので、介護保険事業計画とその他の高齢者施策を一体的に含む計画。 介護保険事業計画は、市町村の介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握し、サービス提供体制を整えることなどを定める計画。
コミュニティ	一定の地理的範囲に居住し、地域性と協働意識を持つ人々の集合体

さ行

用 語	解 説
資源	生活課題の解決のために活用できる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。
自殺対策計画	自殺対策基本法に基づき、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるための計画。
自主防災組織	住民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に立って、自主的な防災活動を行う組織のこと。一般的に町内会、青年団、婦人会などの地域活動の組織を活かして結成される。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に定めるところにより設立された法人。公益性の高い、非営利法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ公正に行っています。
障がい者基本計画 ・ 障がい福祉計画	障がい者基本計画は、「障害者基本法」に基づき、市町村が障がい者施策全般の方向性を示す計画。 障がい福祉計画は、「障害者自立支援法」に基づき、障がい福祉施策展開のため、具体的な数値目標を盛り込み、障がい者基本計画の生活支援に係る施策の実施計画的なもの。

さ行

用 語	解 説
障害者週間	国民の間に、広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを趣旨として、国が平成7年に定めたもの。
食育推進計画	「食育基本法」に基づき、市町村が子ども達に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践できる人間に育てていく、「食育」を推進するための行動計画。
食生活改善推進員	市町村が開催する食生活改善推進員養成講座を修了した者で、健康づくりのために食生活を通してボランティア活動を行う人。
自立支援協議会	「障害者自立支援法」に基づき、障がい者のある人が、障がいのない人と共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に関わる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行う場。障がい者が抱える様々なニーズに対応していくために、保険・医療・福祉・教育・就労等のあらゆる分野での支援を継続的に行えるよう、関係行政機関や民間団体で構成する。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行う後見的役割を務める成年後見人等を家庭裁判所が選任し、その判断を補う。
生活困窮者	生活に困っている、働きたくても働けない、住む所がないなど、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

た行

用 語	解 説
第三者評価	社会福祉法人等の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う評価。
ダブルケア問題	「子育て」と親や親族の「介護」が同時期に発生する状態。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制。

た行

用 語	解 説
地域包括支援センター	地域の介護支援を担うために設置された機関。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となり、高齢者の生活を総合的に支えていくため様々な支援を包括的に行う。
地域防災・水防計画	「災害対策基本法」に基づき、市町村の防災会議が、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定めるもの。市や、その他関係機関の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

な行

用 語	解 説
ニーズ	個人や家族が社会生活を送る中で生じる様々な問題に対して、解決・軽減を求める要求、欲求、需要のこと。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な知的障がい・精神障がいのある人や高齢者等に対し、社会福祉協議会が、契約により、各種サービスの利用援助、日常生活の各種手続きや金銭管理等を行う事業。
認知症サポーター	多くの市民に認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうために、市町村が開催する「認知症サポーター養成講座」を受講した人。
ノーマライゼーション	障がいの有無や年齢に関わらず、すべての人が社会の中で互いに尊重し支え合いながら、ともに地域で生活することが本来の社会のあり方である、という考え方。

は行

用 語	解 説
8050 問題	「80 代」の親が「50 代」の引きこもりの子どもを経済的に支える必要がある状態を指す。子どもは仕事がなく収入もないため、親の年金が一家の主たる収入源になる。
パブリックコメント	行政機関が各種計画の策定などを行う際、事前にその内容を公表して、市民から意見や提案を募集し、その結果を考慮して決定する一連の手続き。「意見公募手続」という。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者等において、特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に支援を要する人。

ま行

用 語	解 説
民生委員・児童委員	地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域住民の福祉向上のために活動する人。身分は非常勤の特別職の地方公務員とされ、任期は3年で、社会奉仕の精神で住民の立場に立って地域住民の相談に応じ、必要な援助を行う。
向こう三軒両どなり	普段親しく付き合う近所の意味で、自分の家の向かい側の3軒と左右の2軒の家を指す。地域のきずなが希薄になった現在、近所でのつながり、支えあい大切さを表す言葉として用いられている。

や、ら、わ行

用 語	解 説
要介護・要支援認定	介護保険の給付を受けるために、要介護状態区分が決定されること。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている児童等、要保護児童の早期発見・早期対応を図るため市町村が設置する。関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務に従事する者等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。



大村市
マスコットキャラクター
おおむらんちゃん

【大村市地域福祉計画】

大村市役所 福祉保健部 福祉総務課

〒856-8686 長崎県大村市玖島1丁目25番地

TEL(0957)53-4111 FAX(0957)52-6930

Mail fukushi@city.omura.nagasaki.jp

HP <https://www.city.omura.nagasaki.jp/>

おおむら支え合いプラン

🔍 検索

Click !



【大村市地域福祉活動計画】

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会

〒856-0832 長崎県大村市本町458番地2

大村市中心市街地複合ビル(プラットおおむら)3階

TEL(0957)53-1351 FAX(0957)54-1365

Mail honbu@omura-shakyo.net

HP <http://www.omura-shakyo.net/>

